

さくらと学ぼう!

日商簿記 1 級 (商業簿記・会計学)

全経簿記上級 (商業簿記・会計学)

財務諸表論

一体型テキスト



このテキストは講座受講用です

受験には他社の基本テキスト・過去問題集も
ご用意下さい

目次は最終ページにあります

旧動画 P98

このような記載のあるページは動画の中で旧講座を利用しているときにページ数です

改訂版：令和 4 年 11 月 10 日現在
P346 まで確認・編集済

はじめに ～最短合格を目指そう～

弥生カレッジ CMC では、創業以来 25 年以上、中小企業の業務システム構築支援を行うとともに、職業訓練を通じて経理人材の育成にも携わってきました。

特に職業訓練では短期間で簿記・パソコン会計・パソコン給与の資格取得が必須であり、通常の専門学校の半分以下の時間数で全国平均以上（ときには 2 倍）の合格率を達成しております。

対策講座に関しては的を絞った学習が必要であり、「資格」と「実務」を切り離して考える必要があります。そのノウハウは職業訓練において 10,000 人以上の受講生に講座を実施してきた我々にはあると自負しております。

資格に関しては、例えば日商 1 級であれば 69 点と 70 点の差は天国と地獄の差となります。専門学校の広告には、「実務に通じる資格学習」や「本質を理解する資格学習」という言葉が氾濫しています。断言します。短期間の学習で「実務に通用する」ことも「本質の理解」もできません。机上の学習（手作業での計算）と Excel を使った実務には大きな差があります。また本質を追求するのは学者の仕事です。50 年間民法の不法行為を研究し続けながら「まだ本質には至っていない」と話す大学教授もいます。

立場上、資格学校の経営者や講師、税理士の知人がいます。

私は、永年「会計ソフト業界」および「職業訓練」にかかわってきました。その中で多数の資格学校の経営者や講師、税理士と会ってきました。彼らも、簿記の学習で「本質がわかる」「実務に通用する」とは思っていません。

実務や本質というキーワードに踊らされることなく、皆さんには最短で合格して頂きたい。合格した結果を履歴書に書き、希望の仕事につき、そのうえで実務や本質に巡り合ってほしいのです。

このテキストがみなさんの「短期合格」にお役に立てることを、スタッフ一同願ってやみません。

2020 年 2 月 横山 隆志

本書の特徴

本テキストは弥生カレッジCMCの日商簿記1級・全経簿記上級・財務諸表論の基本講座（WEB講座）専用に作成されています。

有料講座を受講されない方は、当スクールの無料のフリーテキスト講座・インターネット質問会を活用する手もあります。

フリーテキスト講座用のテキストではありませんが、どちらも筆者が作成したものです。ある程度は使えると思います。




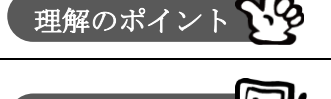

日商簿記1級や財務諸表論講座は100,000円以上するのが普通です。まずは無料2本柱からはじめてみるのも良いかもしれません。

有料講座である新深堀ゼミを視聴する場合でも、できれば事前に無料のフリーテキストの同一論点を視聴頂くことで、より効果が高まります。

講座内で「重箱の隅論点」で解説と話しているところがあります。最新の講座では、試験での出題可能性の高い論点で「重箱の済論点」を作成しておりますので、一部説明していない論点もあります。ご了承下さい。

本書の使い方

1. 本書で使用している記号について

 受験アドバイス	過去問で問われた内容等を記載します
 ケアレス注意	試験でおかしやすいミスを示します。
 ゴロ合わせ	やはり暗記は語呂合わせ
 理解のポイント	試験で押さえておきたいポイントを説明しています。
 実務対策	実務に役立つ情報を記載しています。

2. 法令について

本書は2020年2月1日現在で判明している法令に基づいて作成しております。本書の刊行後に法令改正などがあった場合は、改正内容をご確認の上、本書をご利用ください。

3. 商標について

Microsoft、Windows、Internet Explorer、Excel は米国 Microsoft Corporation の米国および他の国における登録商標または商標です。

Adobe、Adobe Reader は、米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および/または各国における商標または登録商標です。Adobe Reader の不具合やご利用方法についてはアドビシステムズ社にお問い合わせください。

読者サポートページのご案内

<http://www.kaikei-soft.net/sakura/support.html>

弥生カレッジCMCは、あなたをひとりにしない徹底サポートをご用意。
読者サポートページにて、各データのダウンロード、ワンポイント操作解説動画・当書籍の正誤などをご用意しております。是非ご活用ください。

■ダウンロードサービス

随時UP致します

■有料講座の一部無料公開

1回目の講座および、ワンポイント講座をUPしていきます

■掲示板によるサポート

掲示板にてわからないことを質問できます。

■インターネット・ライブ質問会によるサポート

原則毎週週末（土日のいずれか）の19：30～21：00にインターネット・ライブ質問会（自宅にしながら、質問ができる「無料質問会」）を開催しています。放送中にコメント欄に「P.〇〇の操作方法が分かりません」等コメントすると生放送で応答いたします。ただ、日商1級の質問は公認会計士論点などの難しい内容を含みます。事前に掲示板にて質問を入れて頂ければ助かります。また、内容によってはお答えできないケースもあります。ご了承の上是非ご活用ください。

※2021年現在、コロナ禍の為、時間を変更しております。

詳しくはLINE・Twitterの案内をご確認下さい

CHAPTER01-1（日商簿記・全経簿記・税理士試験とは）

各試験の特徴と学習方法

1. 日商簿記1級

商工会議所のホームページでは以下のように紹介されています。「税理士、公認会計士などの国家試験の登竜門。大学程度の商業簿記、工業簿記、原価計算並びに会計学を修得し、財務諸表規則や企業会計に関する法規を理解し、経営管理や経営分析ができる。」2級のプロフィールと比べると、かなり高いレベルを想定している事がわかります。一般的には上場企業の会計責任者クラスと評価されています。従って日商1級の学習範囲はIFRSとの整合性を図る会計基準の学習をする事になるのです。

参 考



※IFRS

International Financial Reporting Standards の略で国際財務報告基準と言われています。現在世界にはIFRS、米国基準、日本基準の3大会計基準があります。日本基準はIFRSに比べて負債の認識が甘いなどの指摘があり、会計のグローバル化に乗り遅れている感があります。海外（特にIFRSを採用しているヨーロッパ）の金融市場で資金調達をするには、その国の会計基準にあわせた会計処理が必要と言われています。そこでグローバル化をす

上場企業やその関係会社（子会社・関連会社）への就職を考えておられる方には、おすすめの資格です。特に転職希望の方には上場企業の関係会社がねらい目です。一般的に親会社には公認会計士や日商簿記1級の資格取得者が経理チームに配属されています。ただ多くの関係会社（パナソニックでは子会社は504社、関連会社は92社あります：執筆時点）では日商簿記2級取得者の方が経理を担当されているケースも多い（規模の大きな子会社は除く）ので日商簿記1級取得者（または受験予定者）は就職活動に有利になります。

参 考



※親会社が議決権の50%超を保有している等、支配力を行使している会社を子会社と言います。

※親会社が議決権の20%以上を保有している等一定の影響力を行使できる会社を関連会社と言います。

※子会社・関連会社を合せて関係会社と言います

試験は大問 5 問で構成されています。各 20 点です。以下の表を確認して下さい。まずは、出題傾向と大まかな対策から見ていきましょう。

	出題内容と対策	配点
商業簿記	連結会計、精算表、財務諸表、本支店会計からの出題が中心となります。近年では連結会計は公認会計士なみの問題が出題されるなど難易度が高まっています。また頻繁に行われる会計基準の改正に対応した問題も出題されます。広くやや深い学習が必要となります。	25
会計学	穴埋めや正誤などの理論問題と、個別論点の計算問題が出題されます。最近では企業結合と連結会計関連の問題が増えています。伝統的な論点から改正基準の論点まで幅広い学習が必要となります。	25
工業簿記	個別原価計算、部門別原価計算、総合原価計算、標準原価計算、直接原価計算の範囲から難易度の高い問題が出題されます。最近では 2 級+@程度の問題も出題されていますが、突然難易度の高い問題が出たりします。10 点未満になりやすい科目です。2 級の知識を完璧にしたうえで、各論点の学習を行い、総合問題に慣れる必要があります。	25
原価計算	CVP 分析、意思決定会計、最適セールスマックス、事業部の業績評価、品質原価計算、活動基準原価計算等の経営者レベルの管理会計を学習します。工業簿記と同じく 2 級の知識を完璧にしたうえで、各論点の学習を行い、総合問題に慣れる必要があります。	25

商業簿記の学習方法は、とにかく計算力アップにつきます。計算力を高めるにはとにかく問題を解きまくることです。次に紹介する過去問の利用方法を参考にしてください。参考までに、日商簿記 1 級の直近の合格率の推移を記しておきます。

開催回	144	146	147	149	150	152	153
開催年月	16.11	17.6	17.11	18.6	18.11	19.6	19.11
合格率(%)	9.3	8.8	5.9	13.4	9.0	8.5	9.8

動画でスケジュール確認できると話しておりますが、現在そのサービスは実施していません

難易度高いわ



がほとんど同じです。せっかく学習したので

あれば、簿記の最高峰である全経簿記上級も受験しましょう。

違いは日商簿記1級が100点満点に対し全経簿記上級が400点満点である事です。合格点が合計280点(70%)、各科目の最低獲得点が40点(40%)以上である事も共通です。ただ、割合は同じでも決定的に違う事があります。点数が多いという事は設問の多さにつながります。幅広い論点から出題されるので、全経簿記上級の過去問題集(8年分くらい掲載されている)を解くと全般的に能力を高める事ができます。

また、日商簿記1級試験は年に2回(6月と11月)しか実施されない所以試験当日に大きなプレッシャーを感じます。半年の努力が実を結ぶかどうかの1日です。真剣に学習した人ほどプレッシャーを感じるのは当然です。

という事は年に4回のチャンスにすればプレッシャーは半減します。全経簿記上級は2月と7月に実施されます。合格者は日商簿記1級同様に税理士試験の受験資格も取得できます。また、10%前後の合格率の日商簿記1級に比べて全経簿記上級の合格率は15~25%です。専門学校などでは、日商簿記1級と違うコースとして設定されているケースが多いですが、筆者はこのような理由(プレッシャー対策)から同時学習をすすめています。

参考までに、全経簿記上級の直近の合格率の推移を記しておきます。

開催回	183	185	187	189	191	193	195
開催年月	16.7	17.2	17.7	18.2	18.7	19.2	19.7
合格率(%)	17.77	18.78	15.89	15.16	16.59	16.17	16.28



これは
頑張れそう!

21分過ぎにユッタリコースという話をしておりますが、2021年10月現在そのコースはありません。

3. 税理士試験（財務諸表論）

国税庁のホームページによると、財務諸表論の受験範囲は以下のとおりである。

「会計原理、企業会計原則、企業会計の諸基準、会社法中計算等に関する規定、会社計算規則（ただし、特定の事業を行う会社についての特例を除く。）、財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語・様式及び作成方法に関する規則」

ただし出題形式は昭和 58 年以降は、第一問、第二問が理論で第三問が総合計算問題と決まっています。第一問、第二問 25 点、第三問 50 点です。

計算問題は慣れないうちはそのボリュームに圧倒されますが、連結会計の出題はほとんどなく慣れると 80 分で 35～40 点はとれるようになります。従って理論で 25 点を確保することが大事になります。

このテキストは、計算問題が中心ですが、財務諸表論受験者のために重要な理論ポイントは過去問に関連付けて解説をします。

直近の合格率の推移を記しておきます。

開催回	63	64	65	66	67	68	69
開催年月	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
合格率(%)	22.4	18.4	15.6	15.3	29.6	18.9	13.4



これはビックリ
一番 合格りそう

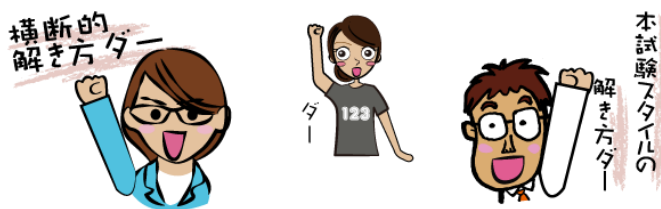


そうなんです
同じテキストで3
科目同時の学習が
効果的なんです

【各試験に共通の過去問利用方法】

過去問題集の活用方法を確認しましょう。専門学校などでは問題集を購入して解くように指示をされるケースは多いと思います。でも筆者は問題集を購入するよりもこのテキスト付属の基本問題を解いた後は、過去問を論点別問題集として活用する事方法をすすめています。それによりトータルの学習時間を減らすとともに、早期に本試験に慣れる事ができるのですね。

最近では「横断的解き方」「本試験スタイルの解き方」を組み合わせる活用方法が評価されています。私も中小企業診断士受験時の講師や日商簿記1級受験時の講師から同じような話を聞きました。いったいどんな解き方なのでしょうか。



日商簿記1級を例にします。商業簿記では決算整理後残高試算表（後 T/B）の問題が出題される事が多いです。最近の過去問題集を見ると 134 回から 153 回までの 14 回中 7 回が後 T/B です。この中でほぼ毎回出題されている論点に貸倒引当金、有価証券・リース会計などがあります。例えば「貸倒引当金」の学習をした後に、横断的に各回の「貸倒引当金」部分を学習する事で問題集を解くような形で本試験になじむ事ができます。この解き方を「横断的解き方」といいます。また、同じ論点でも問われ方が違うと難しく感じたりすることもわかります。テキストを使用した各論点のインプット学習の直後に「横断的解き方」を行うと答案作成力を養う事ができます。さらに全ての論点のインプット学習が終了したら、今度は 134 回から順番に後 T/B の問題を解いていきます。上から下に解くので「本試験スタイルの解き方」といいます。一度解いているので見慣れた問題のはずですね。実は日商簿記1級や全経簿記上級・財務諸表論の学習には、この過去問活用法が驚くほど効果を発揮します。このテキストでは論点毎に出題実績を掲載する予定です。どの試験を受験する方でも、他の試験の過去問をあわせて学習することで驚くほど得点力がUPすることは間違いありません。ぜひ試してみてください。

28 分頃に過去問の一覧表作成と話していますが、過去問題集には一覧が記載されているので、そちらを参照して下さい。

CHAPTER01-2（財務会計と管理会計）

1. 財務会計（制度会計）と管理会計（密室会計）

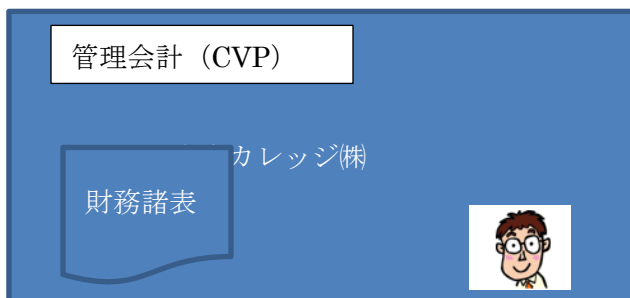
財務会計（企業外部の利害関係者に会計報告を行う）

2級で学んだ商業簿記・工業簿記が該当します
外部に報告するので、(法) 制度会計といえます。

管理会計（企業内部の経営層に意思決定に役立つ情報を提供する）

2級で学んだCVP分析が該当します
1級では予算管理（編成・分析・評価）や意思決定会計を学びます

では、商業簿記の内容を学習していきましょう



利害関係者



株主・銀行

財務諸表は投資家の意思決定に有用であること

ここでは、会計公準と企業会計原則のうち一般原則を学びます。あわせて概念フレームワークのうちP/L・B/Sに関連する定義を紹介します。

企業会計原則は財務諸表論では出題されますが、他の試験ではあまり出題されません。ただ上級簿記を学ぶのであれば、常識として備えておくべき知識といえます。概念フレームワークはいきなり学習すると、気持ちがへこみます。講座の中で重要事項を何度も登場させますので「気が付いたらわかっていた」状態を目指しましょう。概念フレームワークは今後各試験にかかわってくる可能性が高いです。じっくり学んでいきましょう。

1. 会計公準

企業会計の大前提（常識）

慣習から要約されたもの

①企業実体の公準

→企業は出資者から独立した別個の存在

出資者の財産と会社の財産は別もの、という前提（家計と会社は分けよう）

②継続企業の公準（会計期間の公準）（ゴーイングコンサーン）

企業は倒産しないという前提→区切らなければ利益計算できない

③貨幣的評価の公準

会計の計算は貨幣額で行うという前提

貨幣価値は安定しているという前提

受験アドバイス

継続企業の公準は税理士試験では問われる可能性あり
第63回（H25年）に注記の一部で出ている

理解のポイント

★継続企業の公準と減価償却

企業がつぶれない→出資者配当もらえん→1年間に一回計算を締めきろう→利益を計算したい→固定資産は減価償却しよう

公準??
難しそう



ふーん
でイイヨ



2. 企業会計原則（一般原則）と概念フレームワーク

<日本>企業会計原則（慣習主義）

企業会計の実務の中に慣習として発展したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの



<ヨーロッパ> IFRS（原理・原則主義）

原理原則にあてはまった会計基準をつくろう

①一般原則（七人の侍）

企業会計全般にかかわる一般的ルール

【真実性の原則】（ボス）

企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、**真実な**報告を提供するものでなければならない

真実とは？→相対的真実である。

ひとつの取引について複数の処理（定額法と定率法）が認められている。

耐用年数など主観的な見積りで計算が行われる。

真実はひとつではない（絶対的ではない） → 相対的である

一般に公正妥当と認められる会計基準（慣習から妥当とされるもの）に従って会計が行われれば、それは真実であるとするのである。

「真実性の原則は憲法のようなもの」と言われている。

真実性の原則（憲法）



他の原則（法律）

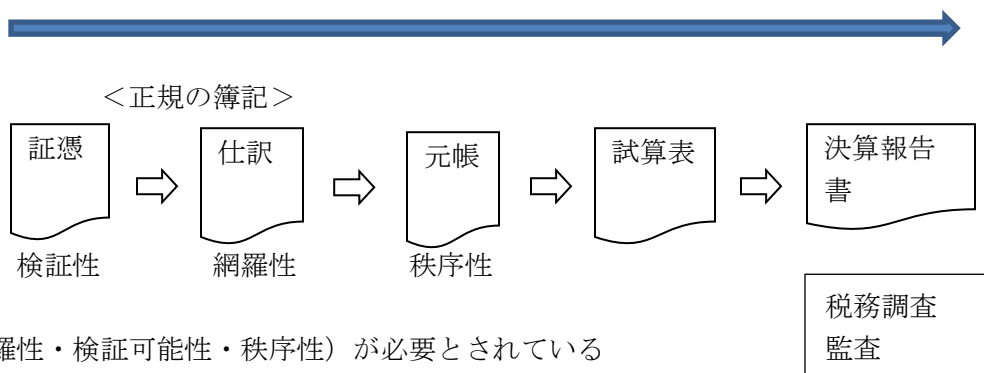
真実でない→粉飾決算・脱税

真実性の原則
憲法なのね



【正規の簿記の原則】（アニキ）

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、**正確な会計帳簿**を作成しなければならない



（網羅性・検証可能性・秩序性）が必要とされている

「全部入力して、日付順に並び替えられて、チェックが可能なこと」をいう
棚卸法×
誘導法○

コピー用紙の在庫が期末にあれば財務諸表に載せなければならない

【資本と利益の区別の原則】（決算書を改ざんするな）

資本取引と損益取引を明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない

①出資を受けたのに売上で処理すると

現金 10,000 / 売上 10,000 → 粉飾決算

②売り上げを出資で処理すると

現金 10,000 / 資本金 10,000 → 脱税

粉飾
ダメヨ
脱税

★資本取引と損益取引を明瞭に区別し

→適正な損益計算を行うため

★資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない

→払込資本と留保利益を区分するため

3級で学んだ仕訳

損益 10,000 / 繰越利益剰余金 10,000

損益取引で利益を計上し、その利益を純資産に加算する

適正な損益計算は損益取引から生じた純資産の増加に限定されなければならない

【明瞭性の原則】（決算書を見やすく）

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない

★財務諸表の形式を合わせよう

総額表示

流動資産と固定資産の区別

営業損益と経常損益の区別

財務諸表の形式を他社と合わせよう

★注記の記載（内容面を明瞭に使用）

①継続企業の前提や重要な会計方針（重要な債務不履行等の不確実性に対する対策など）

②個々の財務諸表の記載項目の内容

③1株当たり利益

④重要な後発事象

減価償却の方法は？
書いておこう

※重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

固定資産の減価償却方法

繰延資産の処理方法

外貨建資産、負債の本邦通貨への換算基準

引当金の計上基準

費用・収益の計上基準

（ゆうたコックリがいひきひ）

雄太こっくり
がいひきひ



※重要な後発事象の注記

→後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態および経営成績に影響を及ぼすものをいう。

災害・訴訟・合併・取引先倒産など

3/31

6/25（株主総会）

4/1以降の重要事項（後発事象）

注記制度が結果として財務諸表を簡潔にし、明瞭性の実現につながるのである

【継続性の原則】（次年度更新→前年比較→減価償却方法は同じに使用）

企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない

経理自由の原則→複数の会計処理の容認→継続適用により真実性が確保される。

複数の会計処理（減価償却の方法・棚卸資産の原価配分方法など）

要は「自由に選択していいが、継続すれば真実になる」ということ

みだりに（≒正当な理由なく）変更してはならない

→正当な理由があればOK（会計基準の変更・企業再編など）

利益操作の排除、期間比較の確保

変更前の処理	変更後の処理	継続性の原則の論点か
正しい	正しい	○
誤り	正しい	×（当然）
正しい	誤り	×（誤りは×）
誤り	誤り	×（誤りは×）

【保守主義の原則】（安全な財務諸表を目指そう→でも目指し過ぎはダメヨ）

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。

★費用は早め・多め、収益は遅め・少な目

★過度の保守主義は逆粉飾になるので許されない。（財務諸表に対する信頼性を損なうから）

格言→「予想の損失は計上しなければならないが、予想の利益を計上してはならない」

例→定率法、実現主義、回収基準（割賦販売）

【単一性の原則】（二重帳簿はダメ）

株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる**会計記録**に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の**真実な**表示をゆがめてはならない。

信用目的	→銀行へ提出する書類
租税目的	→税務署へ提出する書類
株主総会提出目的	→そのままの意味

形式はかわっても良いが、二重帳簿はだめです

（実質一元・形式多元）といいます

【重要性の原則】（注解1）（ルールが多すぎると大変→経理担当者を救う原則）

大事でなければ簡単でいい！逆にいうと大事なことは詳細に！

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。**

よかった



重要性の有無は、利害関係者の意思決定に及ぼす影響の度合いにより判断する。科目と金額にいずれも重要性が乏しいときは、簡便な処理・表示が認められる。

<例>

長期借入金の返済が1年以内になったときに流動負債に振り替えない

期末に消耗品に振り替えない

経過勘定（未払・前払など）や引当金を計上しない

棚卸資産の付随費用を原価算入しない

結果的に**簿外資産（消耗品）**や**簿外負債（引当金）**が発生するが、正規の簿記の枠内とする（**架空資産はだめです**）

他の原則

他の原則をしっかり守る
これが真実を担保するのだ

真実性の原則

でも重要でないものは
守らなくてもいいよ

★☆☆
ゴロ合わせ

しんせいしめいけいほったん
→CMC 流「本当の名前は恵子ちゃん」



本当の名前は
恵子ちゃん

★☆☆
受験アドバイス

- ★日商1級（138～153回）
138回（正規の簿記の原則）（140回重要な後発事象）
- ★全経上級（179～193回）
ほとんど出ない
- ★財務諸表論（60～69回）
真実性（64回）正規（64回）資本（63回）
継続性（61回）単一性（64回）

日商1級は1点問題、財務諸表論受ける方は直前に暗記で
書けるようにしておこう

②概念フレームワーク入門

1.概念フレームワークとは

まず、概念フレームワークとは何ぞや？

そのまま読むと概念の枠組み・・・

まだ難しい。概念を広辞苑でひくと「大まかな意味内容」とあります。

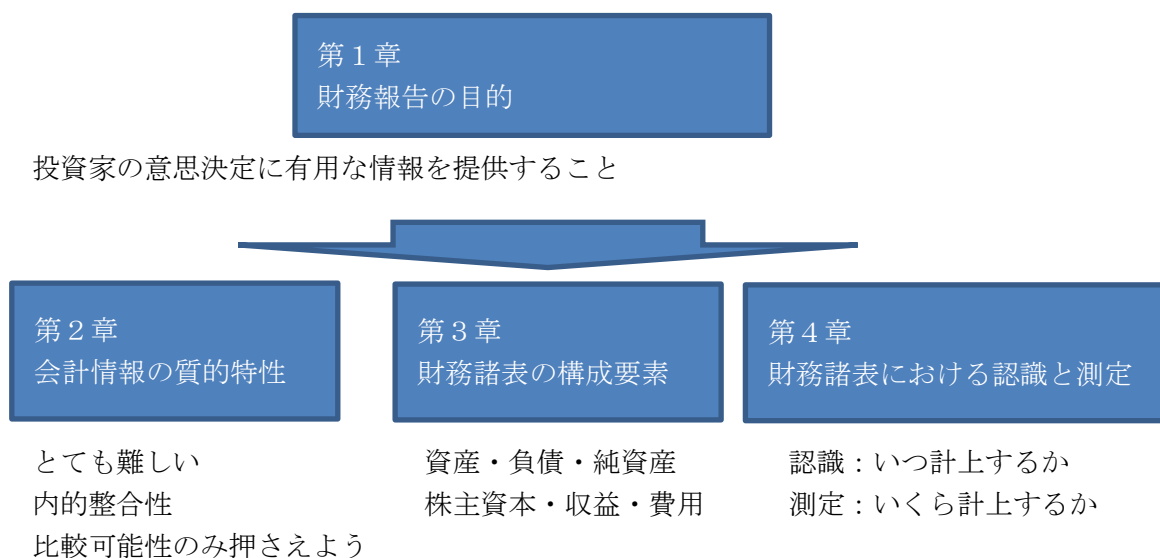
もっと簡単に言うと、「考え方の枠組み」ですね。

会計基準を作成するためのルールブックと考えてもらえればいいでしょう。



正式名称は「討議資料 概念フレームワーク」です。討議資料?? 要は会計基準（会計のルール）を決める際の会議の資料みたいなものです。

<概念フレームワークの構成を確認してみましょう。>



<第1章>財務報告の目的

投資家は、もうかる物を探している



株か商品相場か、はたまた球根か・・・



ここでは株を購入する投資家を想定して下さい



少なくとも、その会社の直近（過去）の業績と、今の株価が必要ですね



直近の業績（いくら儲かったよ）は、会社が提出しないとわかりません



将来の業績（これから、いくら儲かるよ）は、投資家が予想すべきです
（経営者は保身のために、嘘をつく可能性があります）



予想をして株を買う→思ったような結果が出なかった→反省しよう
この時に必要なのが、業績を示す財務諸表です

ここでは、財務報告の目的は、「投資家に意思決定に役に立つものでなければならぬ」と考えておきましょう

<第2章>は今回割愛します



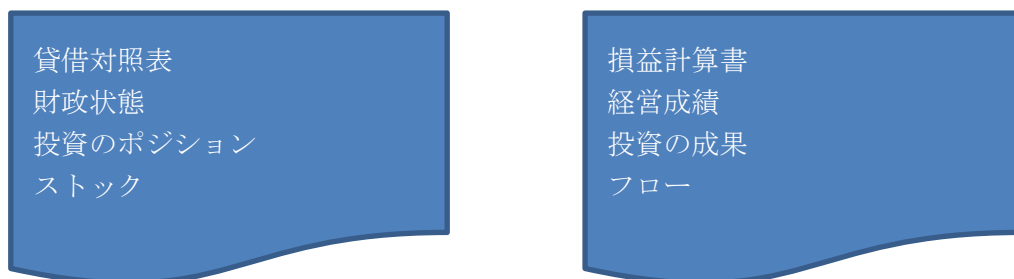
わしのような、投資家に役立つ情報をくれるのだな

<第3章>財務諸表の構成要素

貸借対照表は企業の**財政状態**をあらわします。借金（負債）と出資（資本金）を元手に資産を運用している状況をあらわしています。

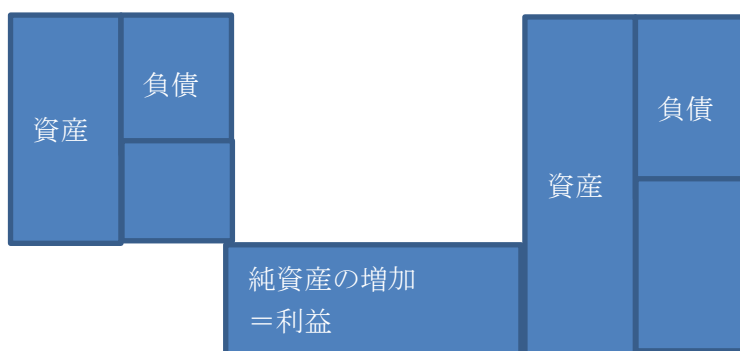
概念フレームワークは投資家を意識しているので、財政状態と言わずに「**投資のポジション**」とっています。この言葉も今後の講座で何度も出てきます。暗記をする必要はありません。

損益計算書は企業の**経営成績**をあらわします。要は「いくら儲かっているか」です。投資家が株を買う目的のひとつに配当があります。配当は原則的には「儲け（利益）」から支払われるので投資家は当然興味を持ちます。投資家にとって利益は何をあらわすのでしょうか。予想通り利益が出たら、「**成果があった**」と考えますね。概念フレームワークでは「**投資の成果**」とっています。とりあえず呼び方が違うというイメージで結構です。



では、財務諸表（貸借対照表と損益計算書）の構成要素を確認してみましょう。

概念フレームワークでは「**資産－負債＝純資産**」を基本（資産負債アプローチ）として、そこから利益概念をひねり出します。包括利益と純利益です（後半に学習します）。利益は期首と期末の純資産の増加分という考え方です。そのうえで**純利益を増加させるものを収益、減少させるものを費用と定義しているのです。**



基本式は「**資産－負債**」です。その差額を「**純資産**」をとらえます。

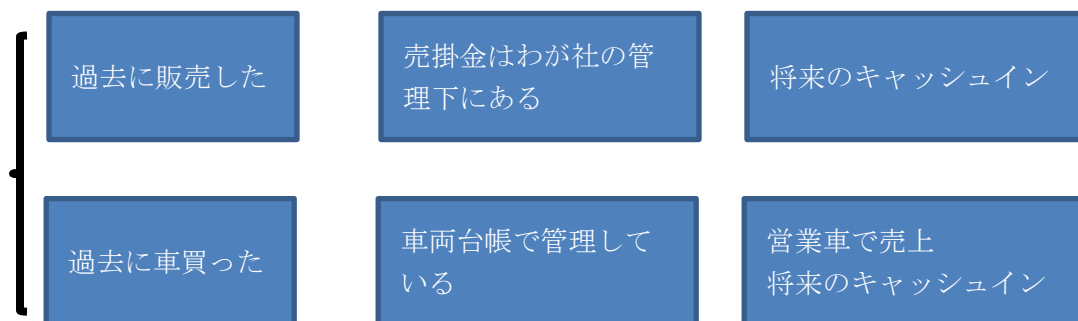
まずは資産を定義しなければなりません。

ここは重要です。皆さんは資産をどのようにイメージしますか。
現金、預金、売掛金 etc ですね。今ある現金と将来の現金と言えます。

これを概念フレームワークでは「**過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源**」と定義しています。これも暗記する必要はありません。「過去の販売取引の結果として、会社が管理している売掛金」というイメージでしょうか。**将来のキャッシュインフロー（C I F）**と考えて頂いても結構です。

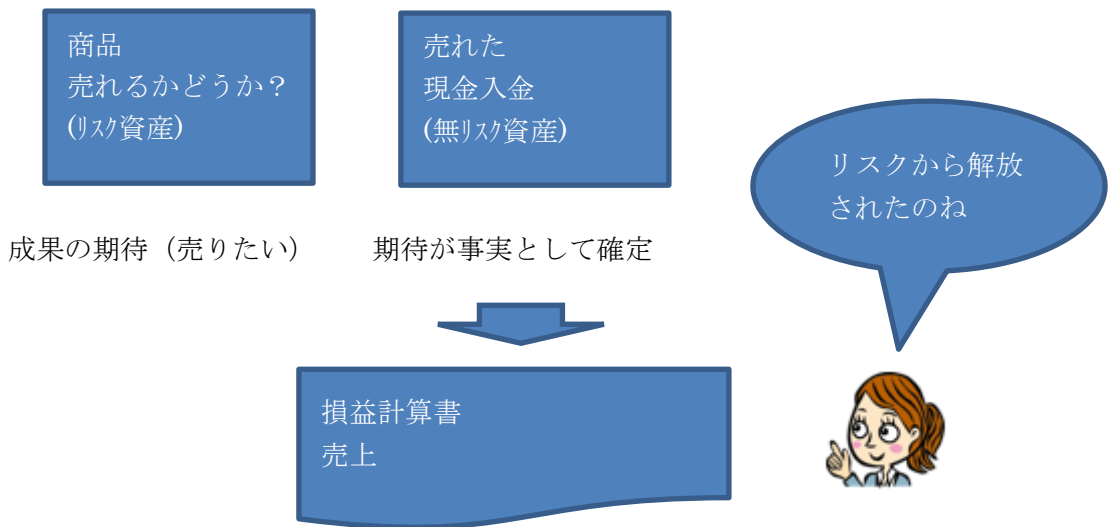
負債は、「**資産を引き渡す義務**」と考えれば良いでしょう。
将来のキャッシュアウトフロー（COF）と考えても良いでしょう。

概念フレームワークでは、資産が重要だから最初に定義するわけではなく、目に見えるものが多く定義しやすいというのが本当のところのようです。ちまたでは、概念フレームワークは資産を重要視しているという話を聞くことがありますが、それは大いなる誤解のようです。



では、最後に収益・費用の認識のタイミングについて少し触れておきましょう。

概念フレームワークでは、収益・費用の計上タイミングに関しては、「**投資のリスクからの解放**」という言葉であらわしています。難しそうですね。でも大丈夫です。次ページのイメージだけ持っておいてください。



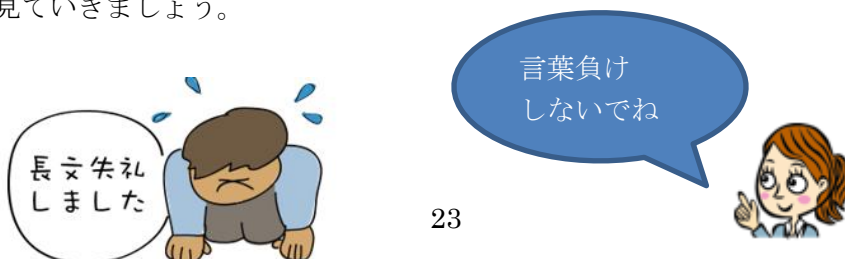
日商 2 級で学んだ内容でいうと、「**実現**」概念に近いです。ここでは、リスクとは「不確定性」、リスクからの解放は「不確定なものが確定した」ということです。

例えば、商品販売を例にとってみます。**現金が無リスクな資産**ということはわかりますね。商品を仕入れても売れるとは限りません。価値が下落するリスクもあります。でも、商品が売れば、無リスクな資産である現金が戻ってきます。いいかえれば「**お客さんに売れたとき**」が「**投資がリスクから解放された時**」になります。実現概念と同じですね。ならば実現概念のままで良いではないか、と考えますね。

ただ売買目的有価証券の評価益は実現概念では説明できません（実現可能概念というものもあるのですが・・・ちょっと無理やりな感じもします）。

リスク解放概念では、売買目的有価証券は時価の上昇した時点でリスクから解放されたと考えます（いつでも売却可能なので）。商品販売でも、売買目的有価証券でも一つの考え方で説明できます。学習はシンプルな方がいいですよ。

最後の最後！！「**投資のリスクからの解放とは、投資に当たって期待された成果が事実として確定すること**」やはり難しいですね。要はリスクから解放された瞬間に、成果を PL に計上するというイメージでとらえておいて下さい。今後の講義の中で、じっくり見ていきましょう。



CHAPTER02（損益計算書原則と一般商品売買）

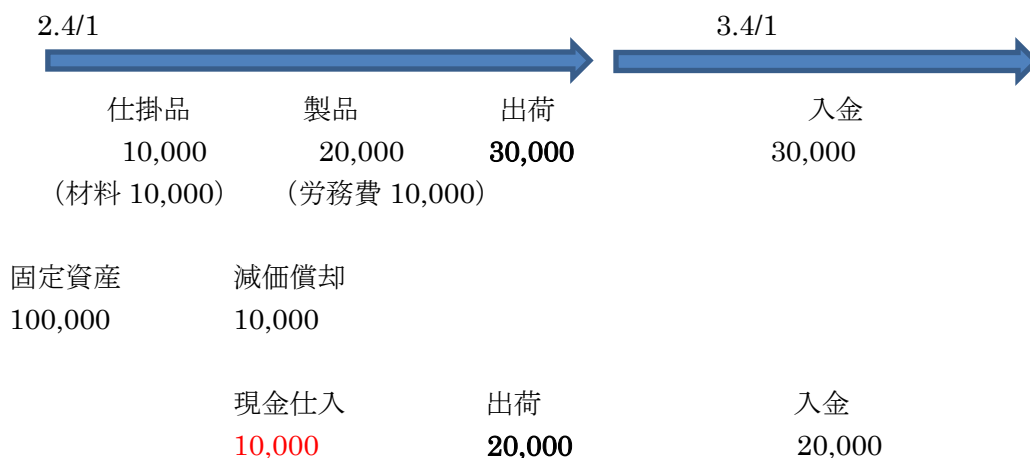
<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
損益計算書の本質		◎
収支額基準	64回、67回	◎
発生主義と実現主義	64回	◎
費用収益対応の原則	61回	◎
総額主義の原則		○
概念フレームワークにおける純利益の認識	69回	◎

1. 損益計算書原則

まずはこの事例を講座で説明します

<メーカー&部品販売>



- ①現金主義で P/L 作成すると 1 期目は赤字 (△130,000)
→発生ベースにしよう (+10,000)
- ②発生ベースで収益費用把握すると仕掛品段階で収益→修正必要
- ③費用は発生で把握、収益は実現 (出荷+入金確約) で把握
- ④費用が先行して収益が遅くなる (保守的) →赤字傾向強くなる

⑤実現した収益に費用を割り当てる（対応させる）個別的？期間的？

一 損益計算書の本質

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

我が国では伝統的に経常利益重視の考え方があった。経常利益は短期的な成果を示し、包括主義が特別損益も含めるので長期的成果を示すといえる。

現行の規定は包括主義を採用しながら、当期業績主義の考え方も含んでいるといえる。

企業の業績は特別なことを含めない方が予測には役立つ！（投資家目線）

とはいっても配当は当期純利益から（投資家目線）

∴両方計上しよう

一A 発生主義の原則（収支額基準）＜超重要＞

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。（注5）

★発生主義

経済価値の増減により損益を認識すること

もともと現金主義という考えが主流であったが、信用取引の増加・経常的な在庫の存在・固定資産の増加により正しい利益の計算には発生主義が必要との考え方が中心になってきた。

三B 実現主義の原則

売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。

試験にもよく出題されている超重要論点といえる。

費用は発生主義で、収益は実現主義で認識するように示されている。

そして実現した収益に費用を対応させることで当期の損益を確定するのである。

収支を元に利益計算する以上は、最終的な（全期間の）合計損益と合計収支の金額は一致することになる（一致の原則）。

★費用は発生主義で認識する

経済価値の費消（消費）

実は原因の発生まで費用に含める（引当金の論点で説明します）

<例>

消耗品費／消耗品

減価償却費／建物

売上原価／商品（費用収益対応の原則とあわせると、理解に苦しみますが）

★収益はより客観的かつ確実でなければならない（税金支払・配当支払の原資）

実現主義の採用

実現の2要件（財貨・役務の引渡し、対価としての貨幣性資産の受領）

原因の発生まで認める費用と実現まで認めない収益のアンバランスを解消するのが「費用収益対応の原則」

リスクからの解放

「投資のリスクからの解放とは、投資に当たって期待された成果が事実として確定すること」

リスク 1→売れ残りリスク（このリスクは重たい）

リスク 2→回収リスク（過去の実績で算定しやすい→リスク軽い）

∴概念フレームワークでも実現で収益認識と考えているのだ

余談



特別損失は続くと営業外費用に！

スーパーでの万引き

→継続すると（経常的になるので）営業外費用かも？

もしかしたら販売管理費かも

B 総額主義の原則

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

取引規模を示すため

<例外>→純売上・仕入、為替差損益 etc

C 費用収益対応表示の原則

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

因果関係による対応

個別的対応（売上と売上原価）

期間的対応（売上と一般管理費）

取引の同質的対応

取引や科目の性格の類似性

営業外費用と営業外収益、特別利益と特別損失

★実質的意味での「費用収益対応の原則」とは→認識面のテーマです

損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

発生（原因発生を含む）概念で早期認識される費用と実現概念で遅く認識される収益のズレをなくして、正しい期間損益計算をするための考え方です

理解のポイント

認識→いつ財務諸表に計上するのか？

測定→いくらで財務諸表に計上するのか？

2. 一般商品売買（原価率）

原価率と利益率と付加率

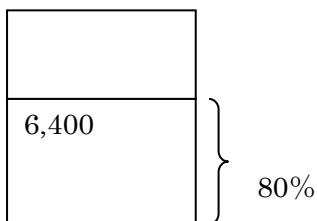
動画で計算対策と話していますが、財務諸表論の総合問題にも関係します。

売価の求め方には3種類あります。

<原価率から>

A商品 は原価 6,400円 原価率 80%

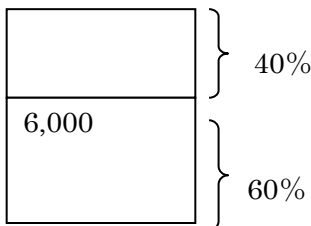
売価は $6,400 \div (\quad) =$



<利益率から>

B商品 は原価 6,000、利益率 40%

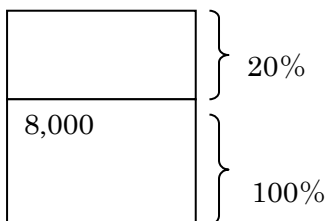
売価は $6,000 \div 60 \times 100$



<付加率から>

C商品 の売価は原価 8,000円に 20%付加

売価は $8,000 \text{円} \times 1.2$



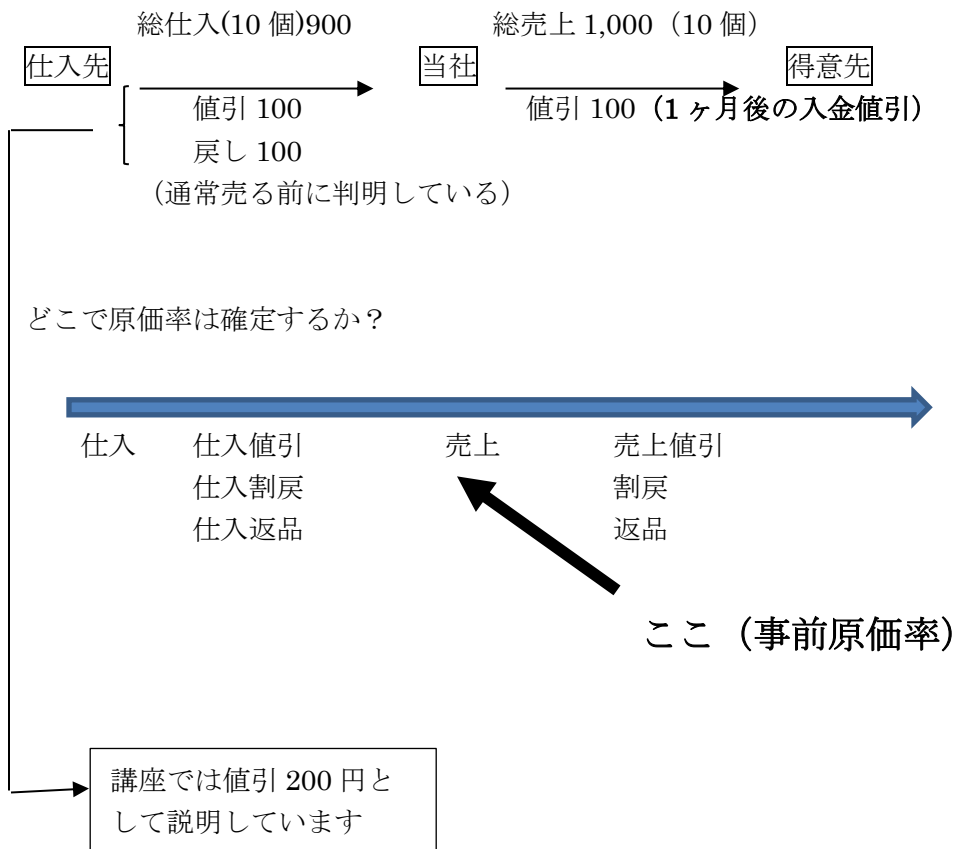
値引・割戻・返品と原価率の算定

	総仕入高から	総売上高から
値引・割戻 (値引は日商範囲から除外)	控除する	控除しない
返品	控除する	控除する

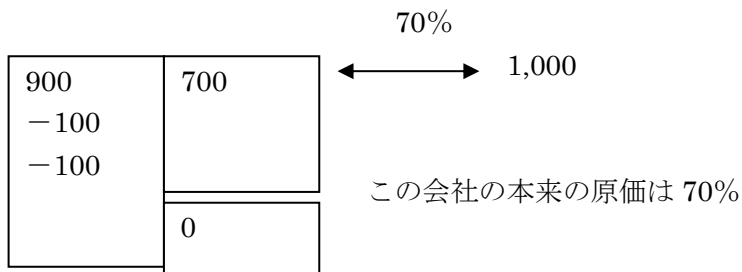


値引と割戻は引かんのじゃな
P/Lの純売上に値引等を足せばよいのか

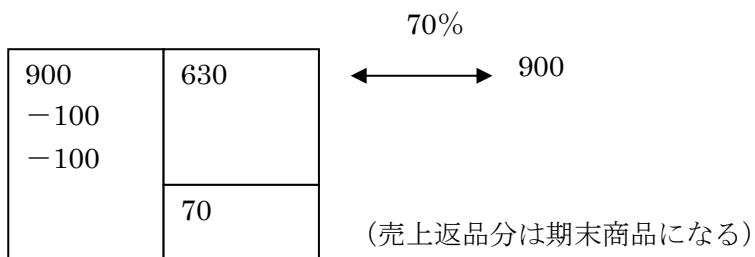
<売上値引・割戻しは原価率算定で何故控除しないのか>



<値引前>

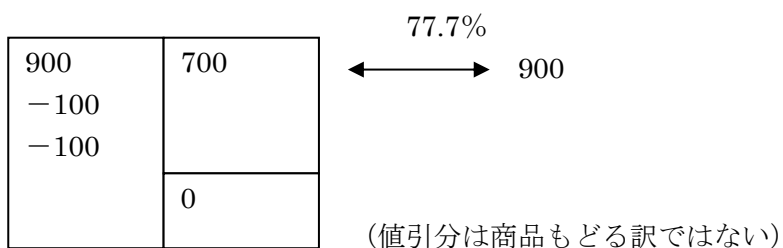


<売上返品 100 円ありとする>



返品行為は原価率に影響しないから控除可

<売上割戻 100 円ありとする>



原価率は事前に決めるもの。値引行為で原価率に影響するから控除不可

損益計算書では、純粋な売上高を表示したいので、値引は控除

練習問題

前 T/B (抜粋)

仕入 2,400	売上 3,250
売上割戻 200	仕入値引 100
売上戻り 150	仕入戻し 60

※売上は売上割引 100 円控除後の金額である

<解法>

P/Lで売上割引は控除してはいけない
(修正仕訳) 売上割引 100 / 売上 100

修正後 T / B

仕入 2,400	売上 3,350
売上割戻 200	仕入値引 100
売上戻り 150	仕入 60
売上割引 100	

原価率 = 原価 / 売上

売上 = $3,250 + (\text{修正仕訳 } 100) - 150 = 3,200$ (値引は控除しないが返品は控除する)

原価 = $2,400 - 100 - 60 = 2,240$ (返品も値引も控除する)

∴ 原価率 = 70%

(売上は一旦全部引いてから、値引・割戻だけ加算する方法で覚えてもいい)

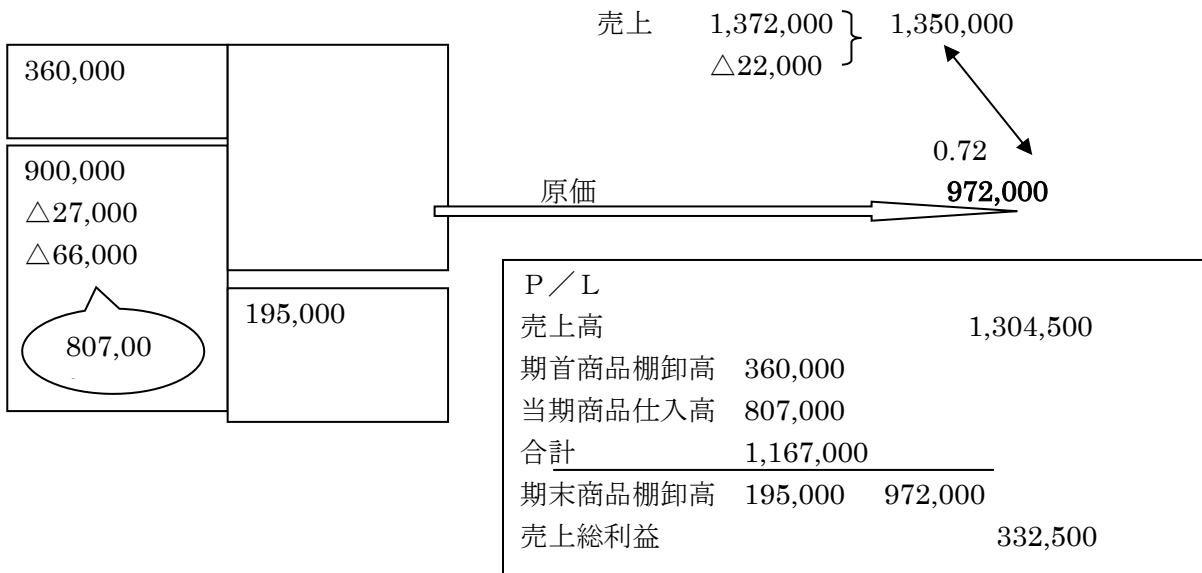
(練習問題)

前T/B

繰越商品	360,000	売上	1,372,000
仕入	900,000	仕入値引	27,000
売上値引	45,500	仕入戻し	66,000
売上戻り	22,000	仕入割引	9,000
売上割引	4,500		

期末商品は 195,000 円である

この資料に基づき、原価率の算定とP/L作成を行ないなさい



3. 他勘定振替高

もともとは販売目的で仕入れた商品を見本品や自社使用など他の目的で使用することをいいます。

財務諸表論で問われることが多いです。

仕入勘定から該当の科目に振り替えます。

商品BOXの右側の項目が以下ようになります

仕入	
期首商品 10,000	売上原価 90,000
当期仕入高 100,000	備品 15,000
	期末商品 5,000

期中に仕入れた商品を備品として自社使用することにした

備品 15,000 / 仕入 15,000

< P / L 表示 (売上原価部分) >

II 売上原価

1 期首商品棚卸高	10,000	
2 当期商品仕入高	100,000	
合計	110,000	
3 備品振替高	15,000	
4 期末商品棚卸高	5,000	90,000

<練習問題> 第 62 回-財務諸表論

科目	帳簿棚卸高	実地棚卸高	差額	備考
製品	424,100	419,300	4,800	差額原因は、見本展示用に払い出した製品の費用処理が未済であったことによるものである。見本費は販売費として処理する方法による。

売上原価明細書

科目	金額
期首製品棚卸高	407,800
当期製品製造原価	4,954,961
合 計	5,362,761
期末製品棚卸高	419,300
()	
売上原価	

科目	金額
期首製品棚卸高	407,800
当期製品製造原価	4,954,961
合 計	5,362,761
期末製品棚卸高	419,300
(見本費振替高)	4,800
売上原価	4,938,661

<質問タイム>

藤沢→「発生主義と発生主義会計は違うんですか？」

横山→「違います。発生主義は収益費用を経済的価値の増減で認識する考え方のこと。発生主義会計は、収支額基準（原則一A）のもと費用は発生主義で認識し、収益気は実現主義で認識する、そして発生のタイミングのズレを費用収益対応の原則で調整して正しい期間損益計算を行うシステムのことです」

藤沢→「社長！値引き勘定はどこにいったんですか？」

横山→「日商が平成 30 年から使わないようになった。汚れの場合だけ値引きという簿記の考え方は実務とかけ離れているから使わなくなったんだね。でも、その分本来に値引きあった場合の処理が説明されていないので、やっぱり実務と乖離しているね」

「費用収益対応の原則」と「費用収益対応表示の原則」に関して問題を出しますと話していますが、令和 2 年度の練習問題の話です。令和 3 年度以降は出題しておりません。ご了承ください。

CHAPTER03（棚卸資産の期末評価と売価還元法）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
棚卸資産の範囲	51 回	○
取得原価基準と原価配分	51 回	◎
取得原価の算定		△
棚卸資産の原価配分	51 回	◎
先入先出法と後入先出法	51 回、59 回	○
棚卸資産の評価基準	51 回、59 回、62 回	◎
トレーディング目的で保有する棚卸資産		△

平成 13 年（51 回）で 25 点問題で出題されています。

この範囲だけでの出題は考えにくいですが、取得原価主義、リスクからの解放との関連で出題可能性も考えられるので、しっかりと理解する必要があります。

<全経上級出題傾向>

189 回会計学（40 点問題として出題）

- ・低価法採用の理由
- ・評価差額の会計処理方法
- ・トレーディング目的で保有する棚卸資産

等が問われている

<日商 1 級出題傾向>

147 回→正誤判定

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額が上回る場合であっても、再調達原価が帳簿価額を下回るときには、再調達原価まで帳簿価額を切り下げなければならない

149 回→穴埋め

当初から販売の努力を行う意図を持たずに、短期間の価格変動により利益を得ることを目的して保有する棚卸資産を（ ）目的で保有する棚卸資産という。

概念フレームワーク（考え方の枠組み）の復習

★資産の定義

→過去の取引または事象の結果として報告主体が支配している経済的資源
(CF獲得能力)

★負債の定義（反対概念）

→経済的資源を引き渡す義務（≡資産を引き渡す義務）

★純資産

→その差額（内訳として株主資本とその他）

★資産の評価に関して

- ・貨幣性資産（現金／売掛金のように、換金できる資産と考えよう）の評価
回収可能価額（売掛金－貸倒引当金）
- ・費用性資産（減価償却費／備品のように、費用にかわる資産と考えよう）の評価
取得原価を費用と資産に配分（費用配分の原則）

★資産の分類

金融資産：購入市場と売却市場が同じ→時価把握が容易

事業資産：購入市場と売却市場が異なる→正味売却価額や再調達原価

★投資の分類

金融投資：時価の変動を期待する投資

時価で評価し、評価差額を当期の損益とする

事業投資：使用や販売を通じてキャッシュを得ることを目的とする投資

取得原価で評価し、取得原価を費用（と次期繰越に）配分する

概念フレームワークは少し
ずつ覚えましょう



①棚卸資産の範囲（基準3項）H18年作成→20年改正

棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその**営業目的**を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において**短期間に消費**される事務用消耗品等も含まれる

<連続意見書四（S37年）>

貸借対照表に棚卸資産として記載される資産の実体は、次のいずれかに該当する財貨又は用役である。

- (イ)通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役
- (ロ)販売を目的として現に**製造中**の財貨又は用役
- (ハ)販売目的の財貨又は用役を生産するために**短期間に消費**されるべき財貨
- (ニ)販売活動および一般管理活動において**短期間に消費**されるべき財貨

(イ)～(ハ)は収益の対応関係は個別的、(ニ)は期間的である。

(ハ)(ニ)は (イ) (ロ)をサポートするものと考えれば理解しやすいかもしれない

事務用消耗品も含まれることに注意。基準作成時には事務用消耗品は入らないのではないかと思われたが、結果的には残された。学説では、(ニ)は前払費用的ではないかとの批判もあります。

余談

連続意見書には財だけではなく用役も含まれており、受講生から「棚卸資産としてイメージしにくい」と聞きます。例えば材料を無償支給されて加工のみを請け負っている下請け業者の仕掛品を想定すると良いでしょう。



〈企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書〉とは

日本では、企業会計原則と商法と税法による会計のトライアングル体制が続いてきました。そこで各法規の矛盾を調整するために作成されたのが連続意見書です。

内容は以下の通りです。

- 一 財務諸表の体系について
- 二 財務諸表の様式について
- 三 有形固定資産の減価償却について
- 四 棚卸資産の評価について
- 五 繰延資産について

この意見書はその後の会計基準作成に少なからず影響を与えているようです。

②取得原価基準と原価配分

棚卸資産をはじめとして、将来に費用となる資産（費用性資産といえます。P37 参照）の会計については、原価決定・原価配分・期末評価という3つの重要な共通の論点がある。(1)

- 1.原価決定→取得原価の算定
- 2.原価配分→売上原価と次期繰越額への配分
- 3.期末評価→貸借対照表計上額の決定

資産評価の基準には取得原価基準（過去の取引額）と時価基準（現在の市場価格）があるが、取得原価基準は未実現利益の計上を防止できるという長所がある反面、時価1億円の土地がBSで1,000万円で計上されるという短所もある

では取得原価の算定から論点を確認してゆこう

③取得原価の算定

ここには大きな論点はありません。次の算定方法を押さえておけば良いでしょう。

商品等→購入代価+付随費用（仕入値引は控除するが仕入割引は控除しない）

製品 →適正な原価計算手続により算定された製造原価

④棚卸資産の原価配分

棚卸資産のような費用性資産の取得原価は、原価配分（または費用配分）の手続きにより、当期の費用と次期以降に繰り越される部分（資産⇔次期以降の費用）に配分される。

当期の費用（売上原価）と次期繰越の金額は「数量×単価」で決定されるので、数量面単価面からの論点を確認してみよう。数量面では、継続記録法と棚卸計算法があり、払出単価面では個別法・先入先出法などの種々の評価方法がある。

1.数量面

(イ)継続記録法

(ロ)棚卸計算法

詳細は日商簿記2級の工業簿記で学習済なので割愛するが、この理論が出題される可能性は低いでしょう。

1 桜井久勝「財務会計講義」13版 P144

1点だけ理解しておいてほしいことは、「わが国では、継続記録法をとりながら棚卸計算法を併用することで、棚卸減耗を把握する方法がとられている」ということです。棚卸減耗に関しては、原価性の面で次の論点がある。

・原価性のある棚卸減耗

収益獲得のために不可避なものは、**製造原価・売上原価・販売管理費**に含めることになる。

・原価性のない棚卸減耗

臨時または異常な原因で発生したものは収益との対応関係を認めることはできないので**特別損失**（金額が僅少な場合は**営業外費用**も可）に計上する。

	売上(製造)原価	販売管理費	営業外費用	特別損失
原価性あり	○	○		
原価性ない			○	○

※商品評価損に関しては、原則として売上原価に賦課、臨時多額（火災など）の場合は特別損失に計上することになります。計算問題では問題の指示に従ってください。詳しくは期末評価の項で説明します。

2. 払出単価面

払出単価の決定方法を一覧に示します。

後入先出法は平成 20 年改正で国際的な会計基準（IFRS を想定している）との調和（コンバージェンスといいます）の関係で廃止されましたが、先入先出法との比較を P/L 面 B/S 面から比較して一言書けるようにしておいてください。

方法	対象	処理等	備考
個別法	個性の強い貴金属等	個々の実際原価で記録	
先入先出法	専門店等で少品種を扱っていて、賞味期限などがある商品	最も古く取得されたものから順次払出されたと仮定	< 価格変動時 > 同一価格水準での損益計算ができない 期末評価額は時価に近くなる
後入先出法 H20 年廃止	原油等(そもそも原油価格は上下しやすいところなので替変動もあるので収益との対応を考えるとこの方法が良い)	最も新しく取得されたものから順次払出されたと仮定	< 価格変動時 > 同一価格水準での損益計算ができる 期末評価額は時価から乖離する
平均原価法		総平均法・移動平均法	
売価還元法	スーパー等の大量在庫品	類似性のあるグループに売価×原価率で算定する	イオン・ヨーカ堂・しまむら etc
< 参考 > 最終仕入原価法			評価方法の選択をしない場合法人税法ではこの方法による

理解のポイント

売価還元法と最終仕入原価法は簡便法です。売価還元法は基準に認められているが最終仕入原価法は認められていません。ただ税法で認められているので参考として記しています。最終仕入原価法は税務調査で調査しやすいという利便性で採用されているそうです。

公認会計士協会の調べでは、継続記録法では個別法と移動平均法が、棚卸計算法では総平均法が多いようです。

⑤棚卸資産の評価基準（7項）超重要（ここは暗記できるくらいにしたい）

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は**当期の費用**として処理します（棚卸資産会計基準第7項）

<穴埋め問題対策>

「当期の損失」ではなく「当期の費用」である

→商品評価損を売上原価÷費用に算入することをイメージして覚えよう

1.従来の会計処理（H18以前）

原則	取得原価をもって棚卸資産の貸借対照表価額とする
例外（容認）	時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定する（低価法）ができる（保守主義）

論拠→棚卸資産の原価と当期の実現収益を対応付ける適正な損益計算（従来はこれが絶対的）のために、期末変動の時価が損益に影響を与える低価法は例外とされた

2.現行制度の取り扱い

期末における正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該正味売却価額との差額は**当期の費用**として処理する

論拠①→取得原価基準の本質＝将来の収益を生み出すための有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越す

論拠②→有価証券や固定資産の減損などと整合性を保たせるため

※回収可能な額まで帳簿価額を切り下げる

理解のポイント

★期末における

→期末時点という意味ではない（期末の在庫が売れるのは翌期）

★正味売却価額が取得原価よりも下がるケース

→常識的に考えて直近に購入したものでいきなり下がるケースは少ない

★簿価切り下げに関しては、洗替法と切放法が棚卸資産の種類毎に選択適用できません。

商品の種類毎に選択できるのは、売価の回復の可能性の有無で個別に判断しようという要請を受けてのこと

洗替法と切放法で処理した場合の違いを確認しておこう

購入	期末	期首	期末
(切放)	1,000	800	900
		評価損 200	期末簿価 800
(洗替)	1,000	800	900
		評価損 200	1,000
			評価損▲200
			期末簿価 900

切放し法では正味売却価額が回復していても簿価は 800 円のまま
洗替法では、簿価は 900 円になり回復を B/S に反映できます。

※洗替法は回復の可能性を財務諸表に反映することができる

<図表> 棚卸資産評価損の計上区分の比較

	品質低下評価損	陳腐化評価損	低価法評価損
発生要因	物理的な劣化	経済的な劣化	市場の需給変化
棚卸資産の状態	欠陥		正常
売価の回復可能性	なし		あり
棚卸資産会計基準適用以前の取扱い	製造費用、売上原価、販売費又は営業外費用		売上原価又は営業外費用
棚卸資産会計基準の取扱い	原則すべて収益性の低下として売上原価として処理する		

※新日本監査法人 企業会計ナビより

3. 棚卸資産の時価に関連する用語

＜正味売却価額・再調達原価・時価＞

- ①正味売却価額→売価（売却市場における時価）から見積追加製造原価・見積販売直接経費を控除したもの
- ②再調達原価→購買市場の時価に付随費用を加算したもの
- ③時価→公正な評価額であり市場価格に基づく価額（売却購買市場の区別はない）
活発な市場の存在が前提

※時価というのは、今売ればいくらになるかという考え方
取得原価は過去に買った価額のこと

理解のポイント



製造業における原材料などは、もともと原材料としての売却を想定していないので再調達原価の方が把握しやすい。なお、再調達原価を正味売却価額にかわって採用する場合は、正味売却価額が再調達原価に歩調をあわせるという要件があるが、通常は部品の原価と売却価額は比例関係にあるので要件に該当するケースが多いと考えられる

⑥トレーディング目的で保有する棚卸資産

トレーディング目的で保有する棚卸資産は期末の市場価格で評価し、評価差額は当期の損益とする

★下記の点だけ書けるようにしておいて下さい。

販売目的で保有する棚卸資産は「販売により投資額を回収するのが目的なので」正味売却価額で評価するが、トレーディング目的で保有する棚卸資産は時価の変動により利益をあげるのが目的なので活発な市場が存在することを前提として時価で評価する（売買目的有価証券と同じ）。評価差額は純額で売上高に表示する。

★仕訳時の科目は評価損益ではなく売上になる

帳簿価額 10,000 円 時価 11,000 円の場合

繰越商品 1,000 / 売上 1,000

動画ではこのあとの1時間14分頃からP51の質問タイムとなります。

⑧売価還元法（計算論点：日商1級&全経上級）

売価還元法は、財務諸表論で問われたことはありますが埋没論点でした。

計算対策として次ページ以降の問題が解ければ大丈夫でしょう。

計算式を一応掲載しますが、次ページのBOXで理解する方が早いです。

①原価率の算定

<売価還元原価法の原価率算定の計算式>

$$\frac{\text{期首商品原価} + \text{当期仕入額}}{\text{期首商品売価} + \text{当期仕入額} + \text{原始値入額} + \text{純値上額} - \text{純値下額}}$$

<売価還元低価法の計算式>

$$\frac{\text{期首商品原価} + \text{当期仕入額}}{\text{期首商品売価} + \text{当期仕入額} + \text{原始値入額} + \text{純値上額}}$$

②期末商品棚卸高の計算

$$\text{期末商品売価} \times \text{原価率}$$

<問題>

練習問題：次の資料から、①売価還元原価法による期末商品評価額②売価還元低価法による期末商品評価額を求めなさい。()内は原価

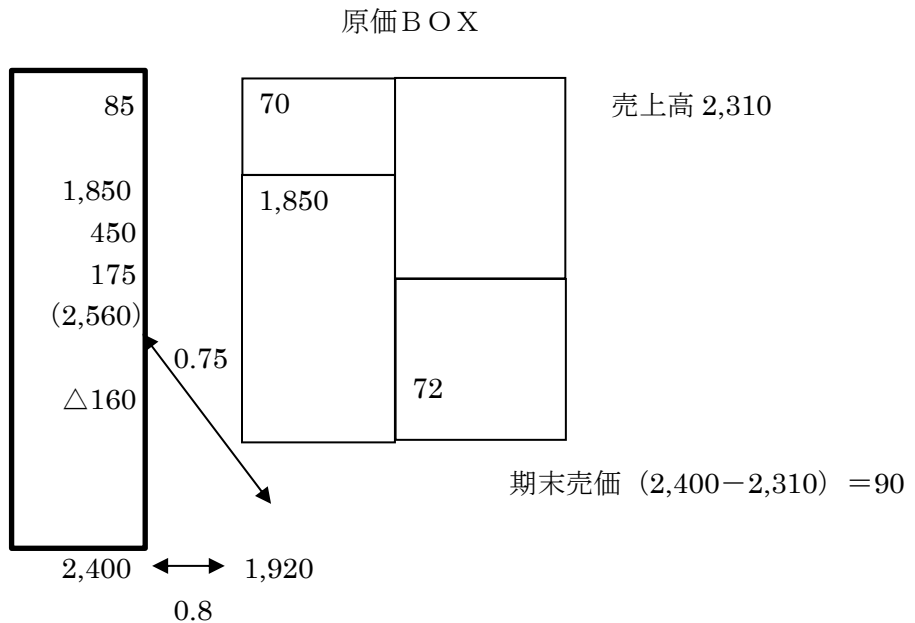
<期首商品 (70) 85 < 当期商品仕入高 (1,850)
 < 原始値入額 450
 < 値上額 180 < 値上取消額 5
 < 値下額 170 < 値下取消額 10
 < 当期売上額 2,310

★BOXを使った解き方を説明します

- ① 原価BOXの横に売価で記入し、借方合計で原価率を計算する
- ② 売価の帳簿残と実地残にそれぞれ原価率を乗じて原価を計算

★棚卸減耗や評価損ある時は以下の手順

- ③ 帳簿原価と実地原価の差を出して「棚卸減耗費」を算出
- ④ 実地価額と正味売却価額の差が商品評価損



★売価還元原価法の期末商品評価額→72円 (期末売価 90×0.8)

★売価還元低価法の期末商品評価額→67.5円 (期末売価 90×0.75)

★過去問（類題）にチャレンジ

下記の資料に基づき、棚卸減耗損、他勘定振替高、売上原価を求めなさい
 なお、棚卸減耗損には原価性は認められない。

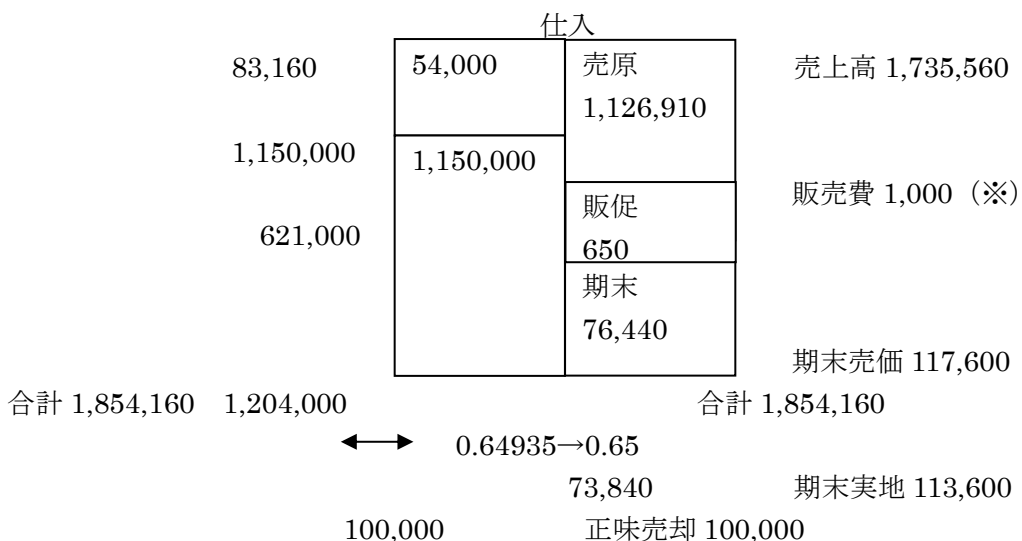
<資料>前 T/B 抜粋→繰越商品 54,000 円、仕入 1,150,000 円

期首商品棚卸高（売価）83,160 円、期中の値入率 54%。

期末商品棚卸高（売価）117,600 円、実地棚卸高（売価）113,600 円

正味売却価額 100,000 円。なお販売促進のため自社商品を（売価 1,000 円）を使用した
 が、この会計処理はまだ行われていない。原価率の端数処理は小数点以下第 3 位を
 四捨五入すること。

<図解での解説>



期末簿価 $117,600 \times 0.65 = 76,440$

期末実地 $113,600 \times 0.65 = 73,840$ < 正味売却 100,000 ∴ 評価損なし

<解答>

売上原価	1,126,910	他勘定振替高	650	棚卸減耗損	2,600
------	-----------	--------	-----	-------	-------

<参考仕訳>

仕入	54,000	繰越商品	54,000
販売費	650	仕入	650
繰越商品	76,440	仕入	76,440
棚卸減耗費	2,600	繰越商品	2,600

受験アドバイス



応用論点として余裕がある方は押さえてください

★売上値引がある場合の期末棚卸額の求め方

ボックス計算の売上高＝純売上高＋値引＋割戻（原価率算定と同じ）・・・

①

ボックス計算の期末売価＝仕入側の売価合計－①

★棚卸減耗費と商品評価損の考え方

通常の商品と同様に考えよう

①期末帳簿原価＝期末帳簿売価×原価法原価率

②期末実地原価＝期末実地売価×原価法原価率

③期末最終原価＝期末実地売価×低価法原価率

棚卸減耗損＝①－②

商品評価損＝②－③

要は帳簿と実地の差が棚卸減耗損

実地の価格差が評価損

評価できるのは実際の在庫分だけというふうに考えると理解しやすいです

※財務諸表論では、ここまでの問題は出ないと思いますが、余裕ある方は確認しておいて下さい

<質問タイム>

藤澤「最終仕入れ原価法は税法特有のことですが、試験には出ないのですか？」

横山「出ないとは限らないが、出目としては評価損の方が論点が多いのでそちらを中心に学習した方がいいよ」

藤澤「過去問はどのように問われているんですか？」

横山「では代表的なものを一緒にみてみましょう」

藤澤「理論の学習はどうすればいいですか？」

横山「まずは講座を聴く。できれば桜井先生の本²を読む。そのうえで基準にあたる。これからは重要基準の項番号も入れるようにします。さらに自分が人に説明するつもりで一人語りをする。決して怪しい人間と思われないようにして下さい。I NPUT だけでは合格答案はかけないです」

藤澤「売価還元法の低価法で商品評価損を計上しない場合の計算論点は必要ありませんか」

横山「かなり古い時代の内容なので必要ないでしょう。税理士試験でも出題されない状態で、専門校でも講座からは除外しているケースが多いので」

藤澤「注記も気になります」

横山「とりあえず、過去問で出題されたものをまとめていきましょう。理論確認テストとあわせて作成していきます」

藤澤「期待しています」

講座で話している予想論点は、令和2年段階の話です。現段階では他の予想になっている可能性があります。ご了承下さい。

動画はこのあと1時間27分頃からP47の⑧売価還元法に戻ります。

² 「財務会計の重要論点」(株)税務経理協会、桜井久勝

CHAPTER04（工事契約に関する会計基準）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
工事契約の意義		△
工事契約の認識基準	50回	○
工事進行基準と完成基準	50回・67回	◎
成果認識の考え方	56回	◎
工事損失引当金		○

<H12年（50回）>

費用の額が先に決まり、収益の額が対応させられるケース

<H18年（56回）>

（前略）収益認識基準は工事進行基準と呼ばれ、実現主義の例外とされている。このような例外的な収益認識基準が認められる理由を、簡潔に述べなさい。

<H29年（67回）>

工事完成基準を採用すれば、利益を計上するタイミングは遅れるものの、利益の総額は工事進行基準を採用する場合よりも大きくなる。

★リスクからの解放との関連で出題可能性も考えられるので、しっかりと理解する必要があります。

<全経上級出題傾向>

189回商業簿記（仕訳24点）

受入金との相殺が少し悩ましいが、16点はとれる

<日商1級出題傾向>

143回会計学（易10～12点）

今回から、理論対策の確認テストも実施します

概念フレームワーク（考え方の枠組み）の復習

★資産の定義

→過去の取引または事象の結果として報告主体が支配している経済的資源
(CF獲得能力)

★負債の定義（反対概念）

→経済的資源を引き渡す義務（≡資産を引き渡す義務）

★純資産

→その差額（内訳として株主資本とその他）

→純資産の増加額を包括利益、株主資本の増加額を当期純利益という

★純利益の定義

包括利益のうち、投資のリスクから解放された投資の成果

★「投資のリスクからの解放」とは？（工事契約においても重要）

投資とは→成果を期待して資本を投下すること

リスクとは→投資の成果の不確定性のこと

リスクからの解放とは→投資の成果が期待から事実にかわること

★収益とは？

純利益または少数株主損益を増価させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の増加や負債の減少に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である

★費用とは？

純利益または少数株主損益を減少させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産の減少や負債の増加に見合う額のうち、投資のリスクから解放された部分である

概念フレームワークは少しずつ覚えましょう



1. 工事契約の意義

①工事契約とは(基準 4 項)

工事契約とは、仕事の完成に対して対価が支払われる**請負契約のうち**、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を**顧客の指図**に基づいて行うものをいう。

②受注制作のソフトウェア(基準 5 項)

受注制作のソフトウェアについても、前項の工事契約に準じて本会計基準を適用する

③サービスの提供(基準 30 項)

請負契約ではあっても専らサービスの提供を目的とする契約に関しては、本会計基準は適用されないことに留意する必要がある。

2. 工事契約における収益・原価の認識基準

工事契約における収益・原価の認識基準には以下の2つの考え方があります。

○工事進行基準

工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法をいう

※引き渡していなくても収益の計上を行う。要は発生主義で収益を認識する方法です。実現主義の例外となります。他では、農作物の収穫基準とか未収収益などがありますが試験では意識する必要はないでしょう。

○「工事完成基準」

工事契約に関して、工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益及び工事原価を認識する方法をいう。

工事完成基準は実現主義ですね。基準作成前は選択制だったが、現在は原則進行基準を要請していると考えてよいでしょう。

概念フレームワークで要請されている「財務諸表の比較可能性」のためですね。

収益認識に関する会計基準（R3年4月1日以降の適用）の新設により工事契約の会計基準は廃止されます。基準では、「企業は、約束した財又はサービスを顧客に移転することによって、履行義務を充足したときに（又は充足するにつれて）、収益認識をしなければならない」とされています。これは工事契約に関する会計基準と同様です。

収益認識の会計基準に関しては章をあらためて説明します。

2021年8月にオプション講座で説明しております

工事契約に係る認識基準（数字は項番号）

9. 工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。

- (1) 工事収益総額（第 10 項及び第 11 項参照）
- (2) 工事原価総額（第 12 項参照）
- (3) 決算日における工事進捗度（第 13 項参照）

理解のポイント



この項目は後述の計算問題とあわせて押さえましょう

＜工事収益総額の信頼性をもった見積り＞

10. 信頼性をもって工事収益総額を見積るための前提条件として、工事の**完成見込みが確実**であることが必要である。このためには、施工者に当該工事を完成させるに足りる**十分な能力があり**、かつ、完成を妨げる環境要因が存在しないことが必要である。

11. 信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事契約において当該工事についての**対価の定めがあることが必要である**。「対価の定め」とは、当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定め、対価の決済条件及び決済方法に関する定めをいう。対価の額に関する定めには、対価の額が固定額で定められている場合のほか、その一部又は全部が将来の不確実な事象に関連付けて定められている場合がある。

＜工事原価総額の信頼性をもった見積り＞

12. 信頼性をもって工事原価総額を見積るためには、工事原価の事前の見積りと実績を対比することにより、**適時・適切に工事原価総額の見積りの見直し**が行われることが必要である。

＜決算日における工事進捗度の信頼性をもった見積り＞

13. 決算日における工事進捗度を見積る方法として原価比例法を採用する場合には、前項の要件が満たされれば、通常、決算日における工事進捗度も信頼性をもって見積ることができる。

※工事収益は請負契約で確定します ∴売上は、決まっている

※見積原価をしっかりと計算せねば→精度の高い見積もり→適時適切に見直し必要

この状況で実際原価が把握できれば、工事進捗度が計算できるわけです。

リスクからの解放との関連

40. 検討の過程では、当委員会が平成 18 年 12 月に公表した討議資料「財務会計の概念

フレームワーク」(以下「討議資料」という。)も参照した。討議資料では、収益及び費用は、投下資金が投資のリスクから解放された時点で把握されるとされている。投資のリスクとは、投資の成果の不確定性を意味し、投資にあたって期待された成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになるかとされている。このように、収益や費用は、投資にあたって期待された成果に対比される事実が生じ、投資がリスクから解放された時点で把握される。工事契約による事業活動は、工事の遂行を通じて成果に結び付けることが期待されている投資であり、そのような事業活動を通じて、

投資のリスクから解放されることになる。そして、当委員会において検討すべき点は、

工事契約に係る事業活動に投下した資金は、どのような条件があれば、投資のリスクから解放されることになるのかという問題であると整理された。第 37 項でも述べたように、成果の確実性が得られた時点、すなわち投資のリスクから解放された時点で収益及び費用を把握するという考え方の背景には、投資家は、投資にあたって期待された成果に対して実際にどれだけの成果が得られたのかについての情報を求めている(討議資料 第 3 章第 23 項)との理解がある。

では、37 項も確認してみましょう

37. 財務報告の目的は、財務諸表の利用者が不確実な将来の成果である企業の将来キャッシュ・フローの予測、ひいては企業価値の評価に役立つ財務情報を提供することにあると考えられる。このためには、企業が資金をどのように投資し、投資にあつて

期待された成果に対して実際にどれだけ成果を上げているかについての情報を提供することが重要である。すなわち、実績としての成果は、投資にあたって事前に期待されていた成果が事実となったと認められる時点で把握されることになる。

一般に、商品等の販売又は役務の給付によって実現した段階で収益を認識するという企業会計原則の考え方も、収益はこのように成果の確実性が得られた段階で認識すべきであるとの考え方に基づいているものと解される。

工事損失引当金（基準 19 項）

<工事契約から損失が見込まれる場合の取扱い>

工事契約について、工事原価総額等（工事原価総額のほか、販売直接経費がある場合には、その見積額を含めた額）が工事収益総額を超過する可能性が高く（赤字工事となる可能性が高く）、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、その超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、当該工事契約に関してすでに計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上するとされています（基準 19）。

理解のポイント



この規定の根拠は、「損失を次期以降に繰り延べない」ことにあります。他にも同様の論点がありましたね。考えてみましょう。

- ①収益性の低下による棚卸資産の簿価切下げ（学習済）
- ②収益性の低下による固定資産の簿価切下げ（減損の項で学習します）
- ③有価証券の減損処理（有価証券の項で学習します）

いかがですか？概念フレームワークが会計基準作成のマニュアルになっていることが確認できたと思います。

工事損失引当金の論点も計算問題で確認した方がわかりやすいでしょう。

では、工事契約の理論はこれくらいにして計算論点に入ります。その前に建設業で使用する勘定科目を確認しておきましょう。

<製造業と建設業の科目の違い>

製造業	建設業	全経簿記上級
前受金	未成工事受入金	
仕掛品	未成工事支出金	半成工事
売上原価	完成工事原価	半成工事原価
売掛金	完成工事未収入金	半成工事売掛金
売上高	完成工事高	半成工事収益

※工事進行基準に関する完成工事未収入金の取り扱い（基準 59 項）

（工事進行基準の適用により計上される未収入額）

59. 工事進行基準を適用した結果、工事の進捗に応じて計上される未収入額は、法的には未だ債権とはいえない。しかし、第 39 項で述べたように、工事進行基準は、法的には対価に対する請求権を未だ獲得していない状態であっても、会計上はこれと同視し得る程度に成果の確実性が高まった場合にこれを収益として認識するものであり、この場合の未収入額は、会計上は法的債権に準ずるものと考えることができる。このため、工事進行基準の適用により計上される未収入額は、金銭債権として取り扱うこととした。

この結果、例えば工事契約に関する入金があった場合には、計上されている未収入額から入金相当額を減額することになる。また、当該未収入額について、**回収可能性に疑義がある場合には、貸倒引当金の計上が必要となる**（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 14 項）。さらに、当該未収入額が外貨建てである場合には、原則として決算時の為替相場による円換算額を付すことになる（「外貨建取引等会計処

またまた基準ね
ごめんなさい



<計算問題>

工事進行基準の計算式（原価比例法）

工事収益＝工事収益（請負対価）総額×進捗率－過年度工事収益累計額

進捗率＝期末までの発生工事原価累計額÷期末における工事原価総額

これだけではわかりにくいですね。例題で確認しましょう。

【例題 1（基本問題）】

請負工事に関して工事進行基準を採用する A 社の 3 期分の簡易型損益計算書を、次の資料に基づき作成しなさい。

<資料>

請負対価総額 2,000,000 円

原価関連資料

	契約時	1 期末	2 期末	3 期末(完成)
見積原価総額	1,600,000	1,800,000	1,700,000	
原価発生額		900,000	460,000	320,000

<解答>

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
完成工事高	1,000,000	600,000	400,000
完成工事原価	900,000	460,000	320,000
利益	100,000	140,000	80,000

<請負額 2,000,000>

当期収益	1,000,000	600,000	400,000
	1	2	3

900,000	1,360,000
1,800,000	1,700,000

解き方のポイント

- ①進捗率を期末の（累計工事原価÷見積原価総額）で求める
- ②当期収益＝請負額（変更あれば変更後）進捗率－前期末累計収益
- ③最終年は最終請負金額－過年度累計収益

【例題 2（入金管理含む問題）】

請負工事に関して工事進行基準を採用するA社の各期末の仕訳を行いなさい。科目はP59に記載の科目から選択することとし、入金は普通預金科目を使用すること。

また原価はすべて後払いとする。

※原価の支払いの仕訳は不要である

<資料>

A工事

請負対価総額 2,000,000 円

・原価関連資料

	契約時	1 期末	2 期末(完成)
見積原価総額	1,600,000	1,800,000	
原価発生額		900,000	850,000
材料費		500,000	350,000
外注費		400,000	500,000
入金	800,000		1,200,000

<解答>

A工事	科目	金額	科目	金額
1 期	普通預金	800,000	未成工事受入金	800,000
	材料費	500,000	工事未払金	900,000
	外注費	400,000		
	未成工事支出金	900,000	材料費	500,000
			外注費	400,000
	未成工事受入金	800,000	完成工事高	1,000,000
	完成工事未収入金	200,000		
	完成工事原価	900,000	未成工事支出金	900,000
2 期	材料費	350,000	工事未払金	850,000
	外注費	500,000		
	未成工事支出金	850,000	材料費	350,000
			外注費	500,000
	完成工事未収入金	1,000,000	完成工事高	1,000,000
	完成工事原価	850,000	未成工事支出金	850,000
	普通預金	1,200,000	完成工事未収入金	1,200,000

★工事完成基準って？

完成基準は簡単です。

例題 2 を完成基準で解答すると・・・

A工事	科目	金額	科目	金額
1期	普通預金	800,000	未成工事受入金	800,000
	材料費	500,000	工事未払金	900,000
	外注費	400,000		
	未成工事支出金	900,000	材料費	500,000
			外注費	400,000
2期	材料費	350,000	工事未払金	850,000
	外注費	500,000		
	未成工事支出金	850,000	材料費	350,000
			外注費	500,000
	完成工事未収入金	1,200,000	完成工事高	2,000,000
	未成工事受入金	800,000		
	完成工事原価	1,750,000	未成工事支出金	1,750,000
	普通預金	1,200,000	完成工事未収入金	1,200,000

完成工事高と完成工事原価の計上を完成時（この例では2期）に一括して行うだけです。

【例題 3 : 工事損失引当金を含む問題】

請負工事に関して工事進行基準を採用する A 社の 3 期分の簡易型損益計算書を、次の資料に基づき作成しなさい。

<資料>

請負対価総額 3,000,000 円

原価関連資料①

	契約時	1 期末	2 期末	
見積原価総額	2,850,000	2,850,000	3,030,000	

原価関連資料②

	契約時	1 期	2 期	3 期
原価発生額		570,000	1,551,000	909,000

<解答>

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
完成工事高	600,000	1,500,000	900,000
完成工事原価	570,000	1,551,000	909,000
引当対象工事原価		9,000	△9,000
利益	30,000	△60,000	0

「工事契約について、工事原価総額等（工事原価総額のほか、販売直接経費がある場合には、その見積額を含めた額）が工事収益総額を超過する可能性が高く」という条件に該当するかどうか確認する。

2 期末の段階で総額での赤字（30,000 円）がほぼ確定しています。

ただ、この段階での累計損益は△21,000 円です。

そこで損失を次期に繰り延べないために 9,000 円の原価を追加計上します。

具体的な仕訳は、

完成工事原価 9,000 / 工事損失引当金 9,000

3 期では、この仕訳を取り崩すことになります

工事損失引当金 9,000 / 完成工事原価 9,000

解き方のポイント



工事契約会計の計算問題では、このように読み取りが難しい問題が多いです。このような場合は、資料を計算しやすいように作り直しましょう（自分の型にはめます）。以下に例を示します。

見積工事原価総額

	契約時	1 期末	2 期末	3 期末
見積原価総額	2,850,000	2,850,000	3,030,000	
原価発生累計額		570,000	2,121,000	3,030,000
進捗率		20%	70%	

<1 期目>

工事収益 $3,000,000 \times 20\% = 600,000$

工事原価 570,000

利益 30,000

<2 期目>

工事収益 $3,000,000 \times 70\% - 600,000 = 1,500,000$

工事原価 1,551,000

利益△51,000

この段階で最終的な損益で△30,000 円が見込まれている

∴ 工事損失引当金をここまでの利益を加味して計上する必要がある

ここまでの利益 $30,000 - 51,000 = 21,000$

∴ よって $30,000 - 21,000 = 9,000$ 円の引当計上が必要である

(次期に損失を繰り延べないため)

完成工事原価 9,000 / 工事損失引当金 9,000

<3 期目>

工事収益 $3,000,000 - 600,000 - 1,500,000 = 900,000$

工事原価 $909,000 - 9,000 = 900,000$

利益 0

日商簿記 1 級 143 回会計学の問題を繰り返し解いて、3 回目くらいでの満点を狙ってください (該当過去問題集お持ちでない場合は、この問題をしっかり理解して下さい)

<質問タイム>

理論テスト（解答は次ページ）

1.企業会計原則

①真実性の原則の「真実」とはどのような真実かを、減価償却費の計算を例にして説明しなさい

②資本取引・損益取引区分の原則が必要な理由を説明しなさい

③継続性の原則が必要な理由を2点あげなさい

④次の（ ）内を埋めなさい

企業会計は、財務諸表によって、（ ）に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に（ ）な会計処理をしなければならない。

単一性の原則を一言で表すと、（ ）多元（ ）一元である。

重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで、他の簡便な方法によることも、（ ）原則に従った処理として認められる。

理論テスト

1. 企業会計原則

① 真実性の原則の「真実」とはどのような真実かを、減価償却費の計算を例にして説明しなさい

減価償却費の計算においては定額法、定率法などの複数の処理が認められており、結果として利益計算も複数の結果になる。このように企業会計においては絶対的な真実を求めることはできず相対的にならざるを得ない。

② 資本取引・損益取引区分の原則が必要な理由を説明しなさい

1. 適正な期間損益計算のため

2. 維持すべき払込資本と処分可能な留保利益を区別するため

③ 継続性の原則が必要な理由を 2 点あげなさい

利益操作の排除

期間比較

④ 次の () 内を埋めなさい

企業会計は、財務諸表によって、(利害関係者) に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に (健全) な会計処理をしなければならない。

単一性の原則を一言で表すと、(形式) 多元 (実質) 一元である。

重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで、他の簡便な方法によることも、(正規の簿記の) 原則に従った処理として認められる。

CHAPTER05（会計上の変更・誤謬の訂正）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
会計方針の変更	61回	○
表示方法の変更		△
会計上の見積りの変更	61回	◎
誤謬の訂正		△

<H23年（61回）>

企業会計原則注解と関連付けての25点問題での出題

9～10点取れば十分という内容であった

★見積もりの変更の論点は有形固定資産との関連も含めて押さえておこう

<全経上級出題傾向>

187回会計学（約24点）

会計上の変更によって会計数値がどのように変化するかを問う問題

<日商1級出題傾向>

過去には会計学で10点問題出ていたが、最近は商業簿記での2点問題

138回（誤謬の訂正）、140回（会計方針の変更）、141回（見積もりの変更）

152回（誤謬の訂正）

従って、理論計算ともあまり時間をかけるところではないでしょう。

今回は理論・計算とも基本的な内容にとどめます

概念フレームワーク（考え方の枠組み）の復習

★資産の定義

→過去の取引または事象の結果として報告主体が支配している経済的資源
(CF獲得能力)

★負債の定義（反対概念）

→経済的資源を引き渡す義務（≡資産を引き渡す義務）

★純資産

→その差額（内訳として株主資本とその他）

→純資産の増加額を包括利益、株主資本の増加額を当期純利益という

資産	負債
1,000	700
	資本金
	200
	利益
	100

資産	負債
1,200	800
	資本金
	200
	利益
	150
	評価差額
	50

純資産の増加額→包括利益 $400-300=100$

株主資本の増加額→当期純利益 $350-300=50$

★純利益の定義

包括利益のうち、投資のリスクから解放された投資の成果

★「投資のリスクからの解放」とは？（工事契約においても重要）

投資とは→成果を期待して資本を投下すること

リスクとは→投資の成果の不確定性のこと

リスクからの解放とは→投資の成果が期待から事実にかわること

包括利益と当期純利益の概念は大事よ



1. 過去の誤謬の訂正

誤謬とは？

→意図的であるか否かを問わず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる又は誤用したことによる誤り

基準作成以前は、前期損益修正損益（特別損益）で処理していた

IFRS・米国基準は修正再表示を求めている

コンバージェンスの観点から日本でも修正再表示を求めることとなった

間違っていたら修正再表示するのは当然ですね

2. 会計上の変更

① 遡及するものしないものを押さえておこう

＜なぜ遡及処理するのだろうか？

→ IFRS コンバージェンスの観点からです

＜有価証券報告書は F/S の 2 期比較を求めています

→ **比較可能性が重要**なので、表示方法も遡及する

基準では、すべてを遡及処理するように求めているが、実際には前々年度以前の影響額は、前年度の SS（繰越利益剰余金）の当期首残高に累積影響額を示す（2 期比較だから）。

試験対策的には、直前期に下記の表だけはしっかり押さえてください。

事象		遡及	遡及処理名	備考	イメージ
会計上の変更	会計方針の変更	○	遡及適用	期間比較	減費処理
	表示方法の変更	○	FS の組替	〃	控除形式
	見積もりの変更	—	—	新情報	減価償却
過去の誤謬の訂正		○	修正再表示	当然	年数間違い

★遡及適用の実際の方法

過去の帳簿の訂正は求められていない

財務諸表（前期分）作成時に直接修正する

★法人税の再計算はしない

→ 税法では必要な時は修正申告を行う必要がある

→ したがってズレおこる

→ 税効果会計を適用する

会計方針の変更・表示方法の変更

基準における用語の定義(4項)を押さえよう< ()内は筆者注>

★会計方針とは財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則（費用配分の原則）及び手続（減価償却）をいう。

※会計方針の変更は減価償却費の再計算によって影響額を計算する

(5項)会計方針は、**正当な理由**により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する。

<正当な理由の例>

会計基準の改正（後入先出法廃止 etc）

★会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から、他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更する事をいう。

★表示方法の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた表示方法から他の一般に公正妥当と認められた表示方法に変更する事をいう。

<例>有形固定資産（減価償却累計額）の表示の変更、重要性の薄い「その他」項目からの独立表示（投資その他の資産のその他→長期貸付金）

3. 会計上の見積もりの変更

会計上の見積とは、財務諸表の構成要素の額に**不確実性**がある場合に、財務諸表作成時に**入手可能な情報**に基づいて**合理的な金額を算定**することをいう。

会計上の見積もりの変更とは、新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表作成を作成する際に行った会計上の見積もりを変更することをいう。

見積もりの変更は「新しい情報によってもたらされるもの」だから、過去に遡って処理せず、その影響は将来に向けて認識する。(遡及処理はしない)

※有形固定資産の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、基準では「会計方針の変更を見積りの変更と区別することが困難な場合の取り扱い」とし、見積もりの変更とみなす。

会計処理は以下の通りである

①当該変更が変更期間のみに影響する場合は当該変更期間に会計処理
(キャッチアップ方式という)

・工事契約（材料費の値上がりなど当期に原因あるケース多い）
→前回の計算式（P60）参照

・貸倒引当金の見積もりの変更
<例題>

前期発生の売掛金 250 が貸し倒れた。前期に入手した情報による合理的な引当金設定額は 200 だった。なお、設定以上の貸倒は当期中の状況の変化によるものである。

貸倒引当金 200 / 売掛金 250
貸倒損失 50

※貸倒損失 50 は過年度の修正ではない

②当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理（プロスペクティブ方式という）を行う。

<例題>

前期の期首に備品（取得原価 1,000,000 円、耐用年数 5 年、残存価額 100,000 円）にて定率法（償却率 36.9%）にて償却（記帳方法：間接法）を行っていたが、当期より定額法での償却に変更した。

期首簿価→ $1,000,000 - 369,000 = 631,000$

当期要償却額→ $631,000 - 100,000 = 531,000$

当期償却額→ $531,000 \div 4 = 132,750$

※計算方法は簡単、変更のタイミングで買いなおしたと考えて計算するだけです

【計算問題】

株主資本等変動計算書が関係する問題の場合は少し難しい。直前期に説明します

<例題 1 (日商 1 級 138 回類題) >

決算整理前残高試算表の貸倒引当金の残高は 400 円であったが、前期末の貸倒実績の算定に誤りがあったため本来 3%とするところを 2%で設定していたため、誤謬の訂正を行う。

[繰越利益剰余金 200 / 貸倒引当金 200]

<例題 2>

CMC社では当期（会計期間 4 月 1 日～3 月末日）より棚卸資産の評価方法を正当な理由により先入先出法から総平均法に変更した。当期首への影響に関する仕訳を行いなさい。

	数量	単価
期首		
先入先出法	100	110
総平均法	100	100
当期受払		
5 月 10 日	50	112
6/10	△100	
12/03	90	130
3/10	△60	
期末商品	80	

当期首への影響額は、期首商品棚卸額の差額になる

先入先出法の場合 11,000 円

総平均法の場合 10,000 円

期首棚卸資産の金額が 1,000 円減るので、前期の売上原価が 1,000 円増えている
従って、当期首への影響を仕訳にすると

[繰越利益剰余金 1,000 / 商品 1,000] になる

株主資本等変動計算書に影響させる問題は直前期の「重箱の隅論点」で説明します。

<質問タイム>

理論テスト2：損益計算書原則など（解答は次ページ）

すべての費用及び収益は、その（ ）及び（ ）に基づいて計上し、その（ ）した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、（ ）は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

- ①（ ）内に適切な文字を入れなさい
- ②下線部の理由を簡潔に説明しなさい
- ③実現の2要件を示しなさい
- ④費用の発生について説明しなさい
- ⑤リスクからの解放とは、投資の（ ）が（ ）から（ ）にかかわること

理論テスト（解答）

すべての費用及び収益は、その（ 支出 ）及び（ 収入 ）に基づいて計上し、その（ 発生）した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、（ 未実現収益 ）は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

①（ ）内に適切な文字を入れなさい

②下線部の理由を簡潔に説明しなさい
客観性、確実性に欠けるから

③実現の 2 要件を示しなさい
財貨サービスの引渡し 対価としての貨幣的資産の受領

④費用の発生について説明しなさい
経済価値の費消

⑤リスクからの解放とは、投資の（成果）が（ 期待 ）から（ 事実）にかわること

CHAPTER06（貸借対照表）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
財政状態→投資のポジション		
静態論と動態論		
収益費用アプローチ →資産負債アプローチ		
資産評価の方法	H22年（60回）	

各論としての重要性は薄いですが、考え方は超重要

<全経上級出題傾向>

183回会計学（約35点）

187回会計学（41点）

貸借対照表の全般的な問題

<日商1級出題傾向>

120回台に繰延税金資産の資産性を問う問題が出ていた

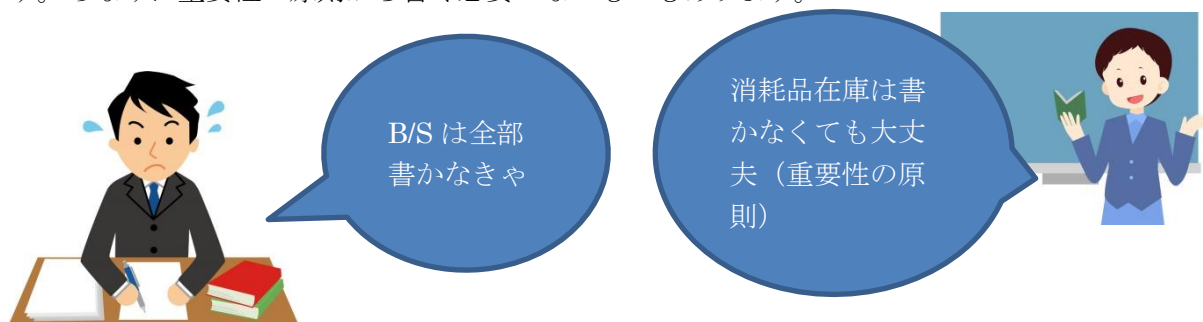
理論的な重要性はわかっていたかかと存じます

2. 貸借対照表

1. 貸借対照表完全性の原則とは

貸借対照表は、企業の財政状態（≒投資のポジション）を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

大げさな名前ですね。要は決算日の企業の財産はすべて書いてね・・・ということです。ちなみに重要性の原則から書く必要のないものもあります。



日商1級や全経上級の学習だけなら必要ないかもしれませんが、財務諸表論を目指す方は勘定式の貸借対照表を白紙から書けるようにしておきましょう。過去に計算問題で5点程度の配点で出題されています。また、各資産の持つ意味を意識しておくことでより理解が深まります。例えば次ページのようなイメージです。

資産	負債
売掛金（将来の回収可能性） （収益・未収入）	買掛金（将来の支払予定額） （費用・未支出）
有価証券（現在の時価） （支出・未収入）	前受金（過去の現金受入額） （収入・未収益）
有形固定資産（過去の取得原価） 将来 CF と現在売却価値 （支出・未費用）	退職給付債務（割引価値） （費用・未支出）

（）内を未解決項目といたします

※未解決項目の意味→収益費用アプローチ（後述）から、あぶりだされた項目

※貨幣性資産と費用性資産

貨幣性資産：次のステップがお金になる資産→売掛金・受取手形など

費用性資産：次のステップが費用になる資産→固定資産・商品など

2.貸借対照表に関する知識

報告式と勘定式

損益計算書は各段階の利益を確認する為には報告式が望ましく、貸借対照表は経営分析との関連から勘定式が理解しやすいとされています。財務諸表規則では報告式が採用されています。

表示科目と勘定科目

日商簿記2級までは、表示科目はそれほど意識していませんでした。仕訳で使用する科目を「勘定科目」といい、財務諸表に表示する科目を「表示科目」といいます。勘定科目は「振替伝票」「仕訳帳」「試算表」など企業の内部資料で使用するもので、原則として企業の自由に任されています。それに対して表示科目は外部報告の「財務諸表」で使用するものなので規則などで決められているのです。例えば、過去日商簿記3級で出題されていた当座借越は勘定科目ですが、表示科目としては短期借入金を使用します。

流動性配列法と固定性配列法

一般的には短期の支払い能力を明らかにするのに優れている流動性配列法が採用されている（原則）が、固定資産の割合が高い設備産業（ガス・電力等）は長期的な資金の健全性を確認できる固定性配列法が採用されている。

関西電力の有価証券報告書を EDINET で確認してみましょう

EDINET とは？

金融商品取引法上の開示文書に関する電子情報開示システムのことです。簡単にいうと、上場企業の有価証券報告書などの情報を簡単に検索・閲覧できるシステムのことです。

提出本文書 監査報告書 代誌書面・添付文書

提出本文書

目次

検索

表紙

本文

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

2 沿革

3 事業の内容

4 関係会社の状況

5 従業員の状況

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

2 事業等のリスク

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

5 研究開発活動

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第14条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第94期(自 平成28年4月1日 至 平成30年3月31日)
【会社名】	関西電力株式会社
【英訳名】	The Kansai Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩根 茂樹
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島3丁目6番18号
【電話番号】	06(6441)8821(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 坂田 道哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町2丁目1番6号
【電話番号】	関西電力株式会社 東京支社
【事務連絡者氏名】	03(3591)9261(代表)
【設置に供する場所】	東京支社長 渡辺 永久 株式会社東京証券取引所 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

本当
固定資産から配
置されているわ



①【連結貸借対照表】

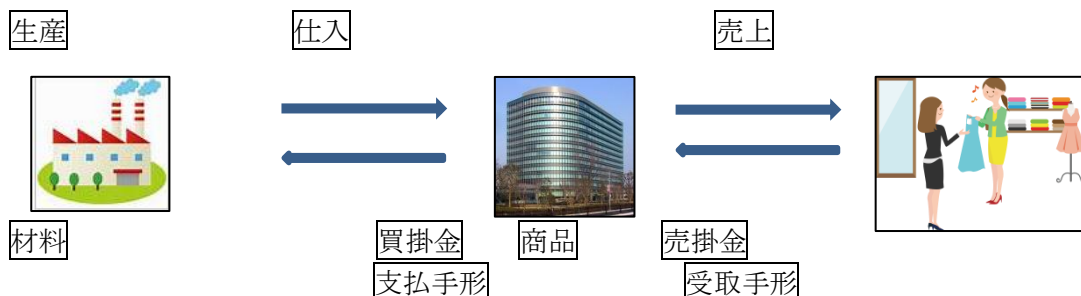
(単位)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年 (平成30年3月)
資産の部		
固定資産	6,081,116	6,189,799
電気事業固定資産	注1,注2 3,285,474	注1,注2 3,222,279
水力発電設備	290,593	294,175
火力発電設備	452,947	414,912
原子力発電設備	350,749	344,032
送電設備	850,856	819,294
変電設備	402,961	416,948
配電設備	818,171	811,479
業務設備	106,287	100,412
その他の電気事業固定資産	22,905	21,624
その他の固定資産	注1,注2,注4 707,364	注1,注2,注4,注7 753,323
固定資産仮勘定	485,449	580,944
建設仮勘定及び除却仮勘定	注2,注4 459,850	注4,注7 457,442
原子力廃止関連仮勘定	26,598	78,932
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	—	25,188
核燃料	481,371	494,124
装荷核燃料	30,556	64,688
加工中等核燃料	390,815	429,495
投資その他の資産	1,111,457	1,153,128
長期投資	注4 297,054	注4 345,422
関係会社長期投資	注3,注4 401,610	注3,注4 431,764
繰延税金資産	975,101	934,601
その他	41,105	注4,注7 44,394
貸倒時当金(貸方)	△3,414	△3,054
流動資産	772,085	801,288
現金及び預金	注4 139,139	注4,注7 159,635
受取手形及び売掛金	239,169	270,648
たな卸資産	注4,注6 122,818	注4,注6 129,127
繰延税金資産	72,009	68,272
その他	注4 213,972	注4 176,419
貸倒時当金(貸方)	△2,437	△2,859
資産合計	6,853,182	6,985,088

流動項目と固定項目の区分

正常営業循環基準と1年基準

正常な営業とは？（仕入から販売そして回収・支払いの一覧の流れのこと）



この流れの中で使用する貸借対照表科目は流動区分とされます

買掛金・支払手形・材料・商品・製品・売掛金・受取手形などですね

この循環にないものは、1年基準です。「貸借対照表日の翌日から起算して1年以内」に回収期限や支払期限のあるものは流動項目、超えるものは固定項目になります。

決算が3月31日の会社の貸借対照表日とは、3月31日を指します。

翌日から起算なので4月1日から起算します。そして1年以内ということなので翌年の3月31日までに回収期限のある貸付金は短期貸付金、それ以降の回収予定の貸付金は長期貸付金ということになります。

資産の区分は特徴的

資産は流動資産・固定資産、負債は流動負債・固定負債があります。でも資産には、もう一つありますね。そう、繰延資産です。繰延資産に関しては別の章で説明します。

3. 貸借対照表観の歴史的変遷

では、ここで貸借対照表の歴史を確認してみましょう。

①大航海時代

大航海時代には、一攫千金を夢見る男たちがいました。彼らは、お金はないが夢と体力がありました。そして彼らに夢を預ける資産家が船や資本を提供したのです。資産家は 10,000,000 円投資しました。それから半年、男たちが戻ってきました。大漁です。30,000,000 円で売れました。2,000,000 円を投資家と船員たちで分けたとのことです。

この時代は、一航海が会計（計算）期間です。従って、費用配分や費用収益対応の原則などはいりません。

②銀行からみた貸借対照表（20 世紀前半）→債権者保護

銀行が強い時代

債権者に対する支払い能力の開示（流動比率・手元流動性）

会社が活動をやめた時（静）に債権者にいくら払えるか（換金価値－確定債務）を表すものが B/S。

この場合の資産は換金価値を有するものとなります。

当然繰延資産は認められません。引当金も確定債務ではないので認められません。

静的貸借対照表と呼ばれます。

修繕引当金は確定債務ではないので認められませんね

<参考：2016 年>修繕引当金に関して

J R 北海道：435 億（4 要件満たしているが計上していない）

J R 東海：2,450 億計上

J R 他社：修繕費一括計上

このような状況は投資者の意思決定に有用とは言えないと警笛をならしている学者は多い

③投資家からみた貸借対照表（20世紀中盤）→投資家保護→収益費用A P

時は20世紀中盤、この時代は投資家たちが利益を争い、ベンチャー企業に投資したそうです。あたかも大航海時代の資産家のような感じです。投資家は利益配分を求めます。ベンチャー企業はダイナミックに（動的に）活動します。ただし、大航海時代では一航海ですが、この時代は継続企業が前提です（ゴーイングコンサーン）。ここでは、利益配分である配当原資としての**利益計算が最も重要な概念**になりました。利益計算を収益－費用の観点から考えるわけです。この場合の資産は費用をたてた結果の未解決項目（取得原価－減価償却費＝新取得原価→支出未費用：費用計算が主役）。繰延資産や引当金の計上は認められる。

動的貸借対照表と呼ばれます。

修繕引当金は収益との対応という意味で認められます

収益費用A P→利益の把握を主目的とする考え方 収支計算と損益計算の不一致項目（未解決項目）をB Sに収容する P L主役・B S脇役 損益法（誘導法）で利益を計算

②の考え方を**静態論**、③の考え方を**動態論**と呼びます。

④今の貸借対照表（20世紀後半）→資産負債AP

グローバル化という言葉でくくられるボーダレス社会。デリバティブ等の金融商品がどんどん開発されました。国内のルールだけで企業が対応できる時代ではありません。日本社会は投資家のためのPL中心の会計原則をつくってきましたが、国際標準の波がおとずれ貸借対照表中心（というよりも資産・負債を中心とした考え方＝**資産負債アプローチ**）の会計基準とせめぎあっている状況です。日本の会計制度がハイブリッド型と呼ばれる所以ですね。今の時代に繰延資産は認められるのでしょうか？概念フレームワークの資産の定義を思い出して下さい。「過去の取引または事象の結果、報告主体が支配している経済的資源（キャッシュフロー生成能力）」繰延資産の認められる余地はありそうですね。

資産負債アプローチは静態論と違い、将来のCFを考えるとところが違いますね。

※修繕引当金は義務ではないので負債とは認められませんね

資産負債AP→企業価値の算定を主目的とする考え方 財産法（棚卸法）で利益を計算 静態論との違いは、キャッシュの発生（存在？）時期
--

4. 財産法と損益法

最近の日商簿記3級のテキストには記載されていませんが、以前は利益計算の方法として2種類の方法が説明されていました。それが財産法と損益法です。

例：期首資本金→500万円 当期収益1,000万円 当期費用800万円 期末資本金700万円

財産法（≒棚卸法）での利益計算→700万円－500万円＝200万円

長所：財産の裏付けがある

短所：利益の発生原因は明らかではない

損益法（≒誘導法）での利益計算→1,000万円－800万円＝200万円

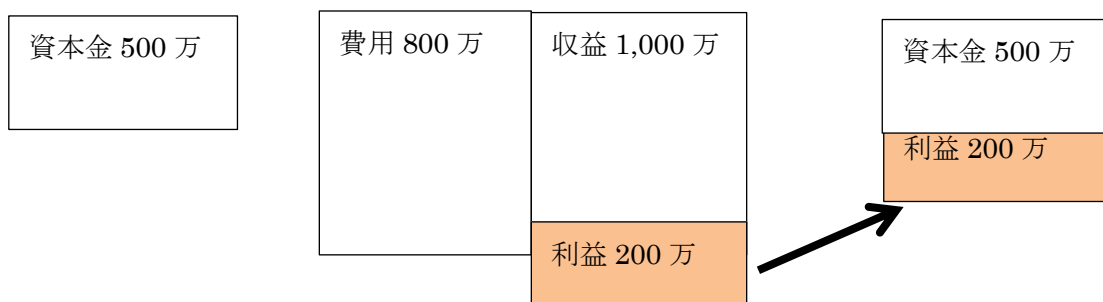
長所：利益の発生原因が明らかになる

短所：利益の裏付けとなる財産の状況はわからない

※棚卸法：資産と負債の実地調査を行い計算する

※誘導法：帳簿記録を元に財務諸表を作成し、その過程で利益を計算する方法

現在の制度は誘導法を採用している



資本の増減と期間利益が一致→クリーンサープラス（きれいな剰余金）関係

ここでその他有価証券300/その他有価証券評価差額金300の処理が行われると
資本の増加→300 ≠ 利益の増加200

この場合でも株主資本の増加→200 = 利益の増加→200

というクリーンサープラス関係は保たれています。

この話は、包括利益の章でゆっくりと・・・

5. 資産の評価に関して

資産の定義は？

「過去の取引または事象の結果、報告主体が支配している経済的資源」

資産の測定指標は？

桜井先生は、財務会計講義 13 版でこのようにまとめられています。

市場／時点	過去	現在	将来
購買市場	歴史的原価 (取得原価)	現在受入価格 (取替原価)	
売却市場		現在払出価格 (純実現可能価額)	将来キャッシュフローの割引現在価値

※桜井久勝「財務会計講義 13 版」より

日商簿記などで学ぶ言葉に置き換えてみましょう

市場／時点	過去	現在	将来
購買市場	取得原価	再調達原価	
売却市場		正味売却価額	将来キャッシュフローの割引現在価値
同一市場 (証券市場)		市場価格	

取得原価→有形固定資産や棚卸資産に適用される原価

再調達原価・正味売却価額・市場価額は**時価**と呼ばれる

割引現在価値→固定資産の減損やリース会計などで学びます

理解のポイント




時価会計という言葉が使われますが、この場合は売買目的有価証券などを時価で評価するという意味で使われています。従って、時価会計における時価を問われた時には再調達原価や正味売却価額は含めないことになります。

6. 取得原価基準と費用配分

有形固定資産の減価償却を例に考えてみよう

有形固定資産の論点は以下の内容があります。詳細は有形固定資産の章で説明しますが、取得原価の決定、減価償却による費用配分について説明します。

- 
- ①取得
取得原価の決定
- ②当期費用の決定
減価償却
- ③将来に繰越す金額の決定

①の投資額を、**費用配分の原則**で②と③に配分する。

費用配分の原則（貸借対照表原則 5） 貸借対照表価額

貸借対照表に記載する資産の価額は、**原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。**有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

最も重要な目的は→適正な費用配分を行うことで、毎期の損益計算を正確ならしめるため

資産を取得原価で評価するということは、「未実現利益を計上しない」ということで、実現主義と整合的な考え方である。

ここで新しい言葉を学んでいただきます。取得原価基準に関連する話なので紹介させていただきます。

★回収余剰としての損益計算（処分可能利益の計算）

概念フレームワークでは、**企業を投資する存在（筆者の解釈）**と位置付けています。企業の行う活動は、大きく**事業投資活動**（商品を仕入れて販売する＝本業）と**金融投資活動**（株を買って儲けたい＝ギャンブル）にわかれるのですね。

企業にとって投資が大事なことは言うまでもありません。そして損益計算は、投資を上回る利益として認識され、投資家に還元されることとなります。

日本の会計学研究の大家で、概念フレームワークに関する著述の多い斎藤静樹先生はその著書である「企業会計入門」で、「費用は回収された投資の価値ですから、収益がそれを超える分は投資を回収した余剰に相当します。」と述べられています。

損益計算は結局のところ投資額の回収計算であり、であれば**費用は投資額（＝取得原価）に基づいて計算**されることになり、取得原価基準は回収余剰計算に役に立つといえます。

理論テスト 3：棚卸資産に関する会計基準（解答は次ページ）

空欄に該当する語句を答えなさい

通常の保有目的で保有する棚卸資産は、(①) をもって貸借対照表価額とし、期末における (②) が (①) よりも下落している場合には、当該 (②) をもって貸借対照表価額とする。この場合において (①) と当該 (②) との差額は当期の (③) として処理する。(④) において市場価格が観察できないときには、合理的に算定された価額を売価とする。

- ① ② ③ ④

棚卸資産の収益性の低下の判断基準を述べなさい

概念フレームワークにおける、資産の定義を述べなさい

理論テスト 3：棚卸資産に関する会計基準

空欄に該当する語句を答えなさい

通常の保有目的で保有する棚卸資産は、①をもって貸借対照表価額とし、期末における②が①よりも下落している場合には、当該②をもって貸借対照表価額とする。この場合において①と当該②との差額は当期の③として処理する。④において市場価格が観察できないときには、合理的に算定された価額を売価とする。

② 取得原価 ②正味売却価額 ③費用 ④売却市場

棚卸資産の収益性の低下の判断基準を述べなさい

正味売却価額が取得原価を下回ること

概念フレームワークにおける、資産の定義を述べなさい

過去の取引または事象の結果として報告主体が支配している経済的資源

CHAPTER07（貸倒引当金）

引当金は理論問題としての出題は多いです。しかし貸倒引当金に限定すると、税理士試験・日商1級・全経上級とも計算問題の出題となります。

では早速確認しましょう。

貸倒引当金

計算論点の大物である貸倒引当金です。

日商 2 級でも新論点で難易度が UP されています。

全経上級や財務諸表論では、確実に取りたい論点になります。慣れれば得点源になります。引当金全般に関しては、後の章で説明しますが、とりあえず簡単に確認しておきましょう。

引当金の要件（全経上級、財務諸表論で頻出）

- ①将来の特定の費用又は損失であること
- ②その発生が当期以前の事象に起因していること
- ③発生の可能性が高い事こと
- ④金額を合理的に見積もることができること

貸倒引当金は要件にあてはまるでしょうか？

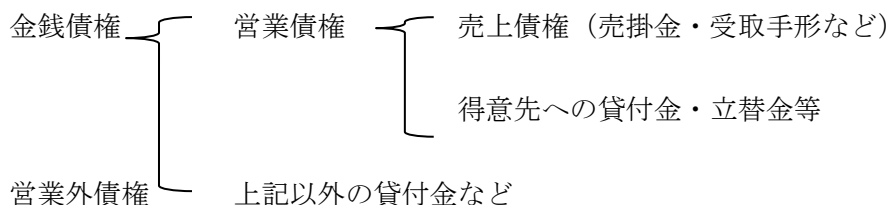
- ①将来の損失ですね
- ②当期以前の売掛金等が原因ですね
- ③掛け売りである以上発生は避けられない
- ④過去の平均値などで合理的な計算ができます

あてはまりますね。

退職給付引当金は？引当金の章で詳しく見ましょう

債権の種類

債権の「債」は（にんべん）に責任ですね。人に対して責任を追及する権利（要は請求権）といえます。債権は以下のように分類できます。



受験アドバイス

貸付金でも、得意先への貸付金は営業債権になります。
試験問題で「営業債権は3%、営業外債権は2%」という指示があれば貸付金を科目だけで判断しないようにしましょう。

貸借対照表上の金銭債権の表示

投資家が貸借対照表で金銭債権をみるとき、その回収可能性を確認したいと思うはずです。従って、下記のように表示する必要があります。

売掛金	100,000	
貸倒引当金	1,000	99,000 (これが回収可能額)

貸倒引当金繰入額

営業債権は販売管理費、営業外債権は営業外費用

引当金を設定するのは見積もりを行う行為です。

会計では、貸倒見積高はリスクの度合いで下記のように分類します。

一般債権 →実績率の3年間の平均（率の平均だが、指示あれば従う）

貸倒懸念債権 →財務内容評価法・キャッシュフロー見積法
（利息をねぎる・返済期間の延長など）

破産更生債権 →財務内容評価法

（破産法や会社更生法の対象となっている危ない債権なので投資家にとって重要な情報だから、単なる売掛金ではない）

従って、貸借対照表では破産更生債権として表示します）

	債権のリスク度合	計算方法
一般債権	債務者の経営状況に重大な懸念は生じていない	過去の貸倒実績率など
貸倒懸念債権	債務者は経営破綻の状況ではないが、金利変更要請や弁済延期などの懸念が生じている状況	①（債権額－担保評価額）×実績率 ②将来キャッシュフローの割引現在価値に基づいて算定
破産更生債権等	債務者が法的・実質的に経営破綻におちいつている	（債権額－担保評価額）

では、例題を解いてみましょう。
特にCF見積法に注意して下さい。

以下の資料に基づいて、A社とB社に対する貸付金に関して計上すべき貸倒引当金の金額を計算し、仕訳しなさい。

(1)当社は、決算にあたり、A社に対する貸付金（帳簿価額5,000,000円）につき、同社が破産したため、必要な貸倒引当金を設定する。同社の貸付金について当社に差し入れられている担保は国債（時価：3,200,000円）だけであり、これ以外の回収は困難であると判断された。

(2)当社は、決算（3月31日）にあたり、B社に対する貸付金（元本（帳簿価額も同じ）1,000,000円、利率年8%、満期：2年後の3月31日）につき、B社から資金繰りの悪化を理由に債務返済の繰延を要請されたため、翌期から、満期：3年後の3月31日、年利率：3%へと貸付条件を変更した。この変更に関して、条件変更後の約定どおりに利息の支払および元本の返済が当座預金への振込みにより行われたとして、仕訳を示しなさい。

解答

(1)

（借）貸倒引当金繰入 1,800,000 （貸）貸倒引当金 1,800,000

(2)

当期の決算時

（借）当座預金 80,000 （貸）受取利息 80,000

（借）貸倒引当金繰入 128,855 （貸）貸倒引当金 128,855

1年後の決算時

（借）当座預金 30,000 （貸）受取利息 30,000

（借）貸倒引当金 39,692 （貸）受取利息 39,692

2年後の決算時

（借）当座預金 30,000 （貸）受取利息 30,000

（借）貸倒引当金 42,867 （貸）受取利息 42,867

3年後の決算時

（借）当座預金 30,000 （貸）受取利息 30,000

（借）貸倒引当金 46,296 （貸）受取利息 46,296

（借）当座預金 1,000,000 （貸）貸付金 1,000,000

なぜ受取利息→利息の調整だから
(実務指針)

電卓での割引計算

SHARP : $10,000 \div 1.1 = = =$

CASIO : $1.1 \div \div 10000 = = =$

貸倒引当金の簿記処理

→日商では差額補充法のみ

全経上級・財務諸表論は洗替法もあり

余談：差額補充も洗替も結果的に貸倒引当金繰入か貸倒引当金戻入になる。意味あるの？今はほとんど意味はない。昔は戻入は特別利益に入れていて意味はあったらしい。その名残が学問上は残っているらしい

余談：ついでに、「償却債権取立益」は営業外収益。貸倒損失でいったん決着ついているので特別利益か営業外収益。会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準の策定時に、前期損益修正損益（特別損益）から営業外収益に変更された。

財務諸表における表示

財務諸表論の計算や注記に関連します

日商1級や全経簿記上級ではあまり意識する必要はないでしょう。

繰入額の表示は

営業債権→販売管理費（営業だから）

営業外債権→営業外費用（営業ではないから）

破産更生債権→通常は特別損失の指示あり

（販売管理費・営業外費用などの指示はいるケースあり）

電子記録債権・債務も対象になります。

計算では受取手形・支払手形と考えて処理すれば大丈夫です。

財務諸表論の問題を解いてみよう（これができれば全経上級や日商 1 級は楽勝）

簿記論の貸倒引当金は、ほぼ捨て問
財務諸表論は、基本的には得点源

（第 60 回税理士試験：第 3 問抜粋）

株式会社千代田商事の第 16 期（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）における貸借対照表と損益計算書の下記の金額を答えなさい（割引計算で発生する千円未満の端数は各期の割引現在価値の段階で百円の位で四捨五入する）。（解答 P101）

- ①破産更生債権
- ②売掛金
- ③貸倒引当金（固定資産）
- ④貸倒引当金（流動資産）
- ⑤貸倒引当金繰入額（販売管理費）
- ⑥貸倒引当金繰入額（営業外費用）
- ⑦貸倒引当金繰入額（特別損失）

前 T/B 抜粋

受取手形	69,600	貸倒引当金（短期）	5,688
売掛金	303,450	貸倒引当金（長期）	200

●未処理事項

得意先からの振込入金 500 千円の記帳漏れがあった。

●金銭債権及び貸倒引当金に関する事項

当社は、金銭債権を「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、かつ、営業債権と営業外の取引に基づく債権ごとに貸倒引当金を設定している。なお、繰入れは営業債権と営業外の取引に基づく債権それぞれに対して差額補充法によるものとする。また、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は差額補充法により特別損失に計上するものとする。

(1)得意先 A 社は前期より経営難に陥っていたが、当期に会社更生法の規定による更生手続開始の申立てを行った。A 社とは当期に取引停止をしており、また、当期中の入金もない。当期末における A 社に対する債権は売掛金 8,550 千円であり一年内に回収される見込みはない。A 社からは営業保証金 1,500 千円を預かっており、当該金額を控除した全額に対し貸倒引当金を設定する。なお、前期末においては A 社の営業債権に対し 3,525 千円の貸倒引当金が計上されている。

(2)当期に入ってから、得意先 B 社に対する売掛金の回収が滞り始めたため、取引を停止するとともに売掛金代金の全額を手形回収したが、支払期日が再三延期されており回収について重大な問題が生じる可能性が高い。B 社に対する受取手形の期末残高は 4,500 千円(平成 27 年 6 月 30 日)である。なお、B 社からは営業保証金 1,200 千円を預かっている。B 社に対する債権は貸倒懸念債権とし、営業保証金控除後の金額の 50%に対し貸倒引当金を設定する。

(3)一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき受取手形及び売掛金の期末残高の 1%を引当計上する。

(4)決算整理前残高試算表の貸倒引当金(短期)は営業債権に対する前期末残高であり、破産更生債権等に対するものはない。

(6)長期貸付金は取引先 C 社に対するものであり、当初の契約内容は【表 1】に示すとおりである。C 社はかねてより業績不振であり、当社は C 社より支払条件の緩和を求められていたため、平成 27 年 3 月末に、返済期日は変更せず平成 27 年 4 月 1 日より金利を年 1%とする旨の契約に変更した。なお、平成 27 年 3 月末には当初契約どおりの利息の支払があり、適正に処理されている。当該 C 社に対する長期貸付金は貸倒懸念債権として扱い、変更後の契約内容による将来キャッシュ・フローを当初の契約による約定利率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法に基づいて貸倒引当金を設定することとする。なお、残高試算表に計上されている貸倒引当金(長期)の金額は当該長期貸付金に対するものとして前期に計上した金額である。

[表 1] 当初の契約内容

貸付金額	貸付日	期間	金利	利払日	返済期日
20,000 千円	平成 24 年 4 月 1 日	5 年	年 3%	年 1 回 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日 (期限一括返済)

[表 2] 残存期間におけるキャッシュ・フローの比較表

	平成 28 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日	合計
当初の契約内容	600 千円	20,600 千円	21,200 千円
変更後の契約内容	200 千円	20,200 千円	20,400 千円

- ①破産更生債権 (8,550)
- ②売掛金 (294,400)
- ③貸倒引当金 (固定資産) (7,816)
- ④貸倒引当金 (流動資産) (5,245)
- ⑤貸倒引当金繰入額 (販売管理費) (3,082)
- ⑥貸倒引当金繰入額 (営業外費用) (566)
- ⑦貸倒引当金繰入額 (特別損失) (3,525)

<メモ>

CHAPTER08（有価証券）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
売買目的有価証券	54回（H16）、56回（18）、64回（26）、66回（28）	○
満期保有目的債権	54回（H16）、55回（17）	△
関係会社株式	54回（H16）	◎
その他有価証券	54回（H16）、66回（28）	△
総合的な問題	64回、69回	

最近は、色々な論点のうちの一部で問われるケースが増えているが、54回のように有価証券で25点問題が出るケースもある。常に注意が必要であろう。

日商簿記1級・全経簿記上級では計算問題ではほぼ毎回のように問われます。後半の章で説明する外貨建て有価証券の評価もあわせて考えると、各種試験で合否を左右する重要な論点といえます。

計算問題は、日商1級・全経上級・財務諸表論の過去問題集を利用して、確実な得点源にしてください。

1. 有価証券の会計処理の概要

日商簿記2級でも学んでいると思いますが、B/S面、P/L面から下記の表をしっかりと理解レベルに落とし込んでください。全経上級や日商1級の計算問題でも重要な論点となります。

	B/S 評価額	評価差額の処理と表示科目	表示科目
売買目的有価証券	時 価	P/L「有価証券評価損益」 or「有価証券運用損益」 ∵売却に事業遂行上の制約がないと認められるから (洗替方式 or 切放方式)	「有価証券」
満期保有目的の債券	償却原価 or 取得原価	→金利調整差額あり <u>原則</u> : 利息法 (利払日償却) <u>容認</u> : 定額法 (決算日償却) ∵満期まで保有するので、満期までの時価変動リスクを考慮する必要がないから	1年基準 「投資有価証券」 or「有価証券」
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	∵事業投資であり、時価変動リスクを考慮する必要がないから	「関係会社株式」
その他有価証券	時 価	<u>原則</u> : 全部純資産直入法 <u>容認</u> : 部分純資産直入法 (洗替方式) ∵時価の変動は投資者にとって有用な情報であり、国際的調和の観点からも有用性が認められるから	1年基準 「投資有価証券」 or「有価証券」
親会社株式	時 価	売買目的⇒評価(運用)損益 その他⇒評価差額 ∵満期保有・関連会社株式はありえない	1年基準 「親会社株式」

※親会社株式は原則保有禁止(できるだけ早く処分)ほとんど出題されません

※部分純資産直入法は金融商品基準前の低価法(保守主義)の流れ

※投資家の意思決定の観点から、評価方法の違いを意識してみてください

※その他有価証券を切放法で処理すると、売却益が取得原価との差にならない

2.有価証券の保有目的

有価証券は、保有目的の意味（意図）を意識すると、B/S 価額と評価差額の意味が理解しやすくなります。では、保有目的を考えてみましょう。

売買目的有価証券	時価の変動が目的 (売却益が目的)
満期保有目的債権	満期まで所有する意図をもって保有する目的 (金利と元本の回収が目的)
子会社株式 関連会社株式	支配や影響力の行使が目的
その他有価証券	上記以外の目的（持合い株式など）

2-2. 保有目的の変更

以下の4パターン以外は原則として認められていません。

- ①資金運用方針の変更など（満期から売買へ）
- ②保有目的の変更があったとみなされる場合※
- ③株式の追加取得や一部売却で子会社がそうでなくなったとき等
- ④法令・基準の改正

※満期保有目的債権を1部でも売却したら、売買目的有価証券又はその他有価証券に振替なければならない。

変更前	変更後	振替価額	評価差額の取扱い
売買目的	関係会社	時価	P/L 有価証券評価損益
	その他		
満期保有目的	売買	償却原価	—
	その他		
関係会社	売買	簿価	—
	その他		
その他	売買	時価	投資有価証券評価損益
	関係	簿価	—

変更



元の目的で評価した価額を、変更後の取得原価とすればよい

But→例外が2つ

その他→売買

有価証券評価差額金が宙に浮いてしまう→∴損益で処理

その他→関係会社

投資が継続している→リスクから解放されていない

→損益で処理できない→原価で振替

2.減損処理

(強制評価減：時価のある有価証券⇨上場株式)

- ①売買目的有価証券は対象外
- ②時価が著しく下落した場合

試験では 50%以上の下落

回復する見込みがあると認められる場合を除く (ない or 不明)

※回復とは 100%まで回復とされている (実務)

③会計処理

特別損失・切放法 (その他有価証券も切放法)

(実価法：時価のない有価証券⇨非上場株式)

実質価額の著しい低下 (50%以上) 回復の見込みは検討しようがないのではない
(時価評価後の純資産) × 持ち株比率

<例>

資産 1,000,000 (時価)	負債 500,000 (時価)
	純資産 500,000

60%保有の場合

実価 = 300,000

取得原価が 800,000 円であれば 500,000 円の減損処理を実施することになる

<メモ>

3.満期保有目的債権の会計処理（4パターン）

動画ではレジュメ
P21となってい
ますが気にしない
ください

①満期保有目的債券 利息法の処理（利息3月末、決算3月末）
取得から満期日まで答えなさい

1. 当社の会計期間は4月1日から3月31日までの1年間である。
2. ×1年4月1日にA社社債（満期保有目的債券）を14,213で取得した。
額面金額：15,000
満期日：×4年3月31日
金利：年5%
利払日：3月31日（年1回）
3. 利息法を適用する場合の実行利子率は年7%とする。
4. 金額について端数が生じた場合には、小数点未満を四捨五入すること。

- 1.取得日
- 2.×1年度利払日
- 3.×2年度利払日
- 4.×2年度決算日
- 5.×3年度利払日（満期日）

②満期保有目的債券 利息法の処理（利息9月末と3月末、決算3月末）
取得から2年度利払日まで答えなさい

1. 当社の会計期間は4月1日から3月31日までの1年間である。
2. ×1年4月1日にA社社債（満期保有目的債券）を14,290で取得した。
額面金額と取得価額の差額はすべて金利の調整と認められる。
額面金額：15,000
満期日：×4年3月31日
金利：年6%
利払日：9月30日と3月31日（年2回）
3. 利息法を適用する場合の実行利子率は年7.8%とする。
4. 金額について端数が生じた場合には、小数点未満を四捨五入すること。

③満期保有目的債券 利息法の処理（利息 8 月末 決算 3 月末）

取得から 2 年度利払日まで答えなさい

-
1. 当社の会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
 2. ×1 年 9 月 1 日に A 社社債（満期保有目的債券）を 14,521 で取得した。額面金額と取得価額の差額はすべて金利の調整と認められる。
額面金額：15,000
満期日：×4 年 8 月 31 日
金利：年 5 %
利払日：8 月 31 日（年 1 回）
 3. 利息法を適用する場合の実行利率は年 6.2%とする。
 4. 金額について端数が生じた場合には、小数点未満を四捨五入すること。端数処理の結果貸借が合わない場合は、償却原価は差額にて算出すること。

④債券をその他有価証券で処理した場合の処理

取得日・1 年度期末・2 年度期首・2 年度期末・3 年度期首の仕訳を全部純資産直入法・部分純資産直入法それぞれを答えなさい

-
1. 当社の会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
 2. ×1 年 4 月 1 日に A 社社債（その他有価証券）を 9,400 で取得した。額面金額と取得価格の差額はすべて金利の調整と認められるため、定額法による償却原価法を適用する。
額面金額：10,000
満期日：×6 年 3 月 31 日
金利：なし
 3. A 社社債の×1 年度期末における時価は 9,720、×2 年度末における時価は 9,380 である。
 4. （ア）その他有価証券の評価額は全部純資産直入法により処理する。
（イ）その他有価証券の評価額は部分純資産直入法により処理する。
税効果会計は適用しない。利息法の処理（利息 3 月末、決算 3 月）

解答

①満期保有目的債券 利息法の処理（利息3月末、決算3月末）

1.取得日

（借）投資有価証券 14,213 （貸）現金預金 14,213

2.×1年度利払日

（借）現金預金 750 （貸）有価証券利息 995
投資有価証券 245

3.×2年度利払日

（借）現金預金 750 （貸）有価証券利息 1,012
有価証券 262

4.×2年度決算日

（借）有価証券 14720 （貸）投資有価証券 14,720

5.×3年度利払日（満期日）

（借）現金預金 750 （貸）有価証券利息 1,030
有価証券 280
（借）現金預金 15,000 （貸）有価証券 15,000

②満期保有目的債券 利息法の処理（利息9月末と3月末、決算3月末）

1.取得日

（借）投資有価証券 14,290 （貸）現金預金 14,290

2.×1年度第1回利払日（×1.9/30）

（借）現金預金 450 （貸）有価証券利息 557
投資有価証券 107

3.×1年度第2回利払日（×2.3/31）

（借）現金預金 450 （貸）有価証券利息 561
投資有価証券 111

③満期保有目的債券 利息法の処理 (利息 8 月末 決算 3 月末)

1.取得日

(借) 投資有価証券 14,521 (貸) 現金預金 14,521

2.×1 年度決算日

(借) 未収収益 438 (貸) 有価証券利息 525
投資有価証券 87

3. 2 年度期首 (×2.4/1)

(借) 有価証券利息 438 (貸) 未収収益 438

4.×2 年度利払日 (×2.7/31)

(借) 現金預金 750 (貸) 有価証券利息 813
投資有価証券 63

④債券をその他有価証券で処理した場合の処理

1.取得日

ア・イ) (借) 投資有価証券 9,400 (貸) 現金預金 9,400

2.×1 年度末

ア・イ) (借) 投資有価証券 120 (貸) 有価証券利息 120
投資有価証券 200 その他有価証券評価差額金 200

3.2 年度期首

ア・イ) (借) その他有価証券評価差額金 200 (貸) 投資有価証券 200
(借) その他有価証券評価差額金 200 (貸) 投資有価証券 200

4.2 年度末

ア) (借) 投資有価証券 120 (貸) 有価証券利息 120
その他有価証券評価差額金 260 投資有価証券 260
イ) (借) 投資有価証券 120 (貸) 有価証券利息 120
投資有価証券評価損 260 投資有価証券 260

5.3 年度期首

ア) (借) 投資有価証券 260 (貸) その他有価証券評価差額金 260
イ) (借) 投資有価証券 260 (貸) 投資有価証券評価損 260

全経上級試験（類題）

CMC商事株式会社（会計期間 4月1日から3月31日までの1年間）の平成5年3月期に関する以下の資料より、以下の解答欄に金額を記しなさい。

※その他有価証券のみ税効果会計を適用する。実効税率 40%

※千円未満四捨五入

決算整理前試算表（抜粋）

売買目的有価証券	5,800
その他有価証券	30,000
満期保有目的債権	6,000
関連会社株式	15,000
その他有価証券評価差額金 （貸方）	4,800
有価証券利息	300
有価証券運用損益（貸方）	120

<資料3> 決算整理事項等

2.決算日現在保有する有価証券の明細は次の表のとおりである（単位：千円）。

銘柄	保有区分	取得価格	帳簿価格	時価	備考
A社株式	売買目的	5,800	3,000	4,500	売買目的有価証券の売却損益、評価損益及び受取配当金はすべて有価証券運用損益に含める。
B社株式	売買目的	2,600	2,800	2,300	
C社株式	その他	22,000	30,000	35,000	期首の振戻処理は行っていない。
D社株式	関連会社株式	15,000	15,000	7,000	30%保有で経営方針に重要な影響を与えている。なお、時価が回復する見込は不明である。
E社社債	満期保有	6,000	6,000	5,750	約定利子率5%で、額面と同額で取得している。また、毎年3月31日が利息の受取日であり、約定どおり受け取っている。

<解答欄>

売買目的有価証券	
その他有価証券	
満期保有目的債権	
関連会社株式	
その他有価証券評価差額金	(借方・貸方)
有価証券利息	
有価証券運用損益	(借方・貸方)

※借方 or 貸方に○をつけて下さい

<解答>

売買目的有価証券	6,800
その他有価証券	35,000
満期保有目的債権	6,000
関連会社株式	7,000
その他有価証券評価差額金	7,800 (貸方)
有価証券利息	300
有価証券運用損益	1,120 (貸方)

<第 66 回税理士試験より改題>

「売買目的有価証券の評価差額を当期の損益として処理する一方で、その他有価証券の評価差額を評価・換算差額等に計上するか、又は、時価が取得原価を上回る評価差額を評価・換算差額等に計上し時価が取得原価を下回る評価差額を当期の損失として処理することになっている。このように、有価証券の評価差額の処理方法が売買目的有価証券とその他有価証券とで異なる理由と、その他有価証券の時価が取得原価を下回る評価差額の処理方法が 2 種類ある理由を述べなさい。

<解答>

理由は、売却に事業遂行上の制約があるか否かである。売買目的有価証券は時価の変動による収益を目的とした投資であり売却に事業遂行上の制約はないのに対し、その他有価証券は持合株式に代表されるように売却に事業遂行上の制約があると考えられているからである。また、その他有価証券の時価が取得原価を下回る評価差額の処理方法が 2 種類ある理由は保守主義の原則の要請によるものである

動画では、旧深堀ゼミの質問タイムが始まります。興味のある方は視聴して下さい。

CHAPTER09. デリバティブ

<理論：税理士試験出題傾向>

税理士試験の理論問題では弊社で確認できる範囲の第48回（平成10年）以降出題されていません。

<計算問題>

日商簿記1級・全経簿記上級では計算問題ではほぼ毎回のように問われます。後半の章で説明する外貨建て有価証券の評価もあわせて考えると、各種試験で合否を左右する重要な論点といえます。

計算問題は、日商1級・全経上級・財務諸表論の過去問題集を利用して、確実な得点源にしてください。

	日商1級	全経上級	財務諸表論
ヘッジ会計	141（金利スワップ）	189（先物）	
オプション	146（会計学）	183、185	
金利スワップ			62、69 借入金関連の出題

日商1級の146回会計学は学習の必要もありません（ほとんどの方が撃沈した問題です。簿記の問題とは思えません）

理論の論点は、全経上級深堀ゼミを再編集しました。計算問題は上記各試験の類題を使用したいと思います。

動画は、過去に収録した動画を組み合わせて説明しています。途中で画面が切り替わったりしますが、ご了承ください。

1. デリバティブ（金融派生商品）とは？

金融商品に関する会計基準では以下の4パターンが紹介されています。

金融派生商品と呼ばれますが、何のことかわかりませんね。そもそも派生という言葉から受ける印象と、先物（先渡）・オプション・金利スワップがつながりにくいですよ。また、仕訳で登場する科目の名称が一般的に使用する言葉と違うので、なかなか馴染めないのだと思います。公認会計士協会のアンケートでは、上場企業では金利スワップと先渡（為替予約）が良く使われているそうです。

基本的な会計処理は有価証券と同じと考えて下さい。決算時に時価で評価し（時価は問題文で与えられます）、評価差額を損益で処理するか純資産に直入するかの違いです。では基本的な内容をまとめてみましょう。

①投機行為

デリバティブを売買目的有価証券と同じように考えて下さい。

決算時に時価評価し評価差額は損益で処理しましょう。

使用する勘定科目は以下のとおりです。

11分くらいで、全経上級のテキスト読んでいますが参考程度に聴いてください。

<先物取引>

契約時	先物取引証拠金／現金（税理士） 先物取引差入証拠金／現金（日商・全経）
決算時	先物取引差金／先物損益（税理士・日商） 先物取引差金／先物利益（全経）

<スワップ取引>

契約時	仕訳なし
決算時（時価評価）	金利スワップ資産／金利スワップ差損益（税理士・日商） 金利スワップ資産／金利スワップ評価益（全経）

<オプション取引>

契約時（オプション購入）	オプション資産／現金（税理士） 買建オプション／現金（全経）
決算時	オプション資産／オプション差損益（税理士） オプション資産／オプション差益（全経）

②ヘッジ会計

ヘッジ会計とは、国債の時価下落等のリスクをヘッジ（回避）する目的で行うデリバティブ取引のことです。

この場合は、デリバティブをその他有価証券と同じように考えて下さい

決算時に時価評価し評価差額は原則として「繰延ヘッジ損益」で処理します。

試験では、ほとんど出ませんが、評価差額を時価評価する時価ヘッジというものもあります

先物取引

契約時	先物取引証拠金／現金（税理士） 先物取引差入証拠金／現金（日商・全経）
決算時	先物取引差金／繰延ヘッジ損益（税理士・日商） 全経公式テキストに掲載なし。：同上でOK

スワップ取引

契約時	仕訳なし
決算時（時価評価）	金利スワップ／繰延ヘッジ損益（税理士・日商） 全経公式テキストに掲載なし。：同上でOK

オプション取引

契約時（オプション購入）	オプション資産／現金（税理士） 買建オプション／現金（全経）
決算時	オプション資産／繰延ヘッジ損益（税理士） 全経公式テキストに掲載なし。：同上でOK

2. 先物取引

旧動画 P40

<先物取引：約束は必ず守るべし>

取引所などの市場での取引が先物取引で、1対1の取引（相対取引：通常は銀行との取引）を先渡取引といいます。為替予約も先物取引ですが銀行との相対取引（1対1の取引）なので先渡取引となります。

①買建ての場合

10,000円で1口買建てた

→「将来（例：3か月後に）10,000円で買わなければならない」約束をした

3か月後の時価が12,000円になってたら 得ですか？損ですか？

→10,000円で買って12,000円で売れるから得です

時価が8,000円になってたら 得ですか？損ですか？

→10,000円で買って、8,000円で売るから損出す。

常に買ってから売ると考えれば時価の上下で損か得かわかるはず。

②売建ての場合

10,000円で1口売建てた

→「将来（例：3か月後に）10,000円で売らなければならない」約束をした

3か月後の時価が12,000円になってたら 得ですか？損ですか？

→12,000円で買って10,000円で売れるから得です

時価が8,000円になってたら 得ですか？損ですか？

→8,000円で買って、10,000円で売るから損出す。

先物取引のイメージ（日本語にだまされず、入金と出金でイメージしよう）

（例）この金を3/31に<1,000円で売る約束>→3/31に800円で買えたら、1,000円で売れるので200円得。こんな感じ

売建取引の例・・・将来の売る権利を買う（決済時には買建を買って差額決済）
（権利証みたいなもの）を買う

1月20日に「5月31日に970円で国債を売る契約」をした
（5/31に970円の入金がある）

3月31日の決算日には、5/31決済の相場は950円だった
（5/31に950円の入金がある→という事は1/20に約束したので20円の得）
（3/31に契約してれば950円の入金予定しかなかった）

5月31日の決済時の相場は940円だった
（入金970円－出金940円＝30円の得）

1/20		3/31		5/31
—————→				
5/31に970円の入金予定		5/31の入金予定は950円		決済日940円

（1/20に約束した）

（3/31に約束していたら、どうなった）

（さあ5/31がやってきた）

買建てた人から見てみよう・・将来の買う権利を買う（決済日には売建を買って差額決済）

（権利証みたいなもの）を買う

1月20日に「5月31日に970円で国債を買う契約」をした
（将来970円出金がある）

3月31日の決算日には、5/31決済の相場は950円だった
（5/31に950円で払う→という事はという事は1/20に約束したので20円の損）
（3/31に契約してれば950円の支払予定でよかった）

5月31日の決済時の相場は940円だった
（出金970円－出金940円＝30円の損）

1/20	3/31	5/31
----->		
5/31に970円の出金予定	5/31の出金予定は950円	決済日940円

（1/20に約束した）

（3/31に約束していたら、どうなった）

（さあ5/31がやってきた）

3. ヘッジ会計

再度ヘッジ会計の紹介をしましょう。

リスクヘッジ（リスク回避）

例えば余裕資金が 1,000 円あるとします（単位は小さくしています）。
銀行に預けておいても 0.5% くらい。だったら 1% の国債を買った方がいい。
でも、最近はニュースで「日本国債の暴落とシンボーさんもイケガミさんもいっている」だったら、下がった時に反比例で上がる関係のものをかえればいいじゃないか。という話です。

（デリバティブは金融商品だから本来は時価評価→でも P/L を真実に記載せねば）

例をみてみましょう（全部純資産直入法）

×1 年 1 月 20 日	3/31		5/20
国債 960	940	960	940
	(-20) B/S		
(売建 970)	955	970	940
	(+15) P/L		
	B/S へ		

※売建や買建の契約段階ではお金動いていないから仕訳なし

時価ヘッジは

繰延ヘッジが B/S にあわせるのなら

時価ヘッジは P/L にあわせるという事

いずれにしても、リスクの対象物（国際）とリスク回避の為に購入したもの（デリバティブ）の損益認識のタイミングを一致させようという事です

4. 金利スワップ

金利スワップは相対（あいたい）取引（1企業との直接取引、通常はBK）となります。銀行との直接契約が多いようです。

下の例で確認しましょう。

1,000 円の借入（現在の固定金利 2%）

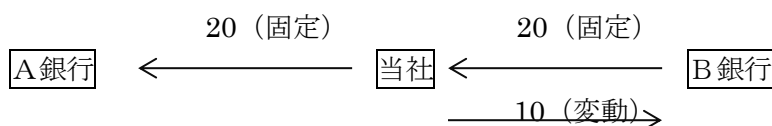
メインバンクの A 銀行は金利が下がると思っています。固定じゃないと契約してくれません。当社も金利下がると思っているのが本当は変動金利で契約したのです。でも銀行との力関係で残念ながら固定金利の契約になってしまったのです。

でも最近営業にきている B 銀行は 3%になると読んでいますので変動金利で契約したいと考えています。

B 銀行の担当者は「固定金利 20 円を払って変動金利 30 円をもらえれば 10 円得だ」と考えているわけですね。

	A 銀行	当 社	B 銀行
金利 1%になると思っている	○	○	
金利 3%になると思っている			○

結果はどうなったのでしょうか。A 銀行と当社の読み通り 1%だった



1,000 万の元本で将来 1%になったら

A 銀行と 2%で契約 A 銀行は 1%の低金利状態なのに 20 万もらえる（得）

当社は、1%の低金利状態なのに 20 万払う（損）

でも B 銀行に変動計算の 10 万払って 20 万もらうから→実質支払は $20+10-20=10$ ですむ

B 銀行の担当者が上司から怒られる（そうです）

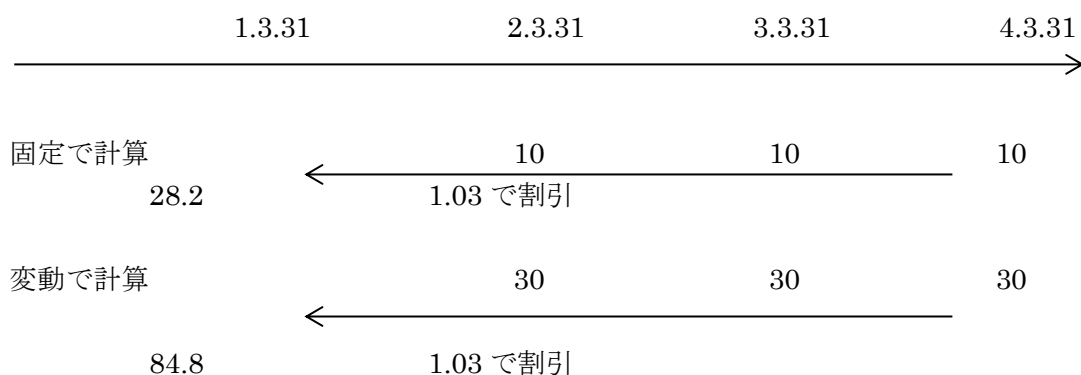
昔英国で 1 日の運用失敗でつぶれた銀行があったそうな

<メモ>

金利スワップの時価って？

当社はB銀行と変動で契約している

1,000万で1%の金利で契約、今（×1年3月31日）は3%になっている



変動で契約しているので金利スワップの時価は $84.8 - 28.2 = 56.6$ 万だそうです

本試験（LIBOR+0.5%）びっくりしない事

2020.5.3 の段階の情報

※LIBOR の公表が 2021 年末以降は恒久的に停止する可能性が高まっています。

動画では、このあと次ページの税理士試験の問題の解説に入ります。

＜税理士試験にチャレンジ＞第 62 回より

会計期間（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

新工場建設資金に充てるため、平成 30 年 2 月 1 日に 980,000 千円の借入れを行っている。その最終返済期日は平成 40 年 1 月 31 日で、元金返済（均等返済）及び利息支払は平成 30 年 7 月末を初回とし、毎年 1 月末及び 7 月末の年 2 回である。経過利息の計上は適正に行われている。借入に際して、変動金利を固定金利に変換することを目的として、期間 10 年、想定元本 980,000 千円のスワップ契約を締結している。スワップ契約は、ヘッジ会計の適用要件を満たしており、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法を採用する。平成 30 年 3 月 31 日における金利スワップの時価は、900 千円である。なお、当期における税効果会計適用に際しての実行利子率は 37%とする。

5. オプション取引

先物取引は損しても買わなければならないのですね。一昔前、車を買う時に「カーナビをつけますか？」という営業トークがありました。付けるか付けないかは顧客の選択にゆだねられています。オプションは買うかどうかは顧客が選択できるのです。リスクが低くなる分オプション料を支払う必要があります。

<設例>

3/1 CMCの株は100円か。5/末までに200円になりそうだな。
120円で買う権利（コールオプション）を買っておこう。
権利の価格は？？？20円だな

オプション資産（前渡金でも可）20 / 現金 20

3/31 決算か。おっ CMCの株価が140円になっている。売るべきか？いや、まだまだあがりそう。5/31までに権利行使するオプション価格も30円になっている

オプション資産 10 / オプション差損益 10

4/1 期首再振替しよう。
オプション差損益 10 / オプション資産 10

5/31 今日が期日だ。おっ！220円になっているぞ！ラッキー
120円で買って、220円で売ろう（反対売買）

現金 100 / オプション資産 20
オプション差損益 80

5/31 今日が期日だ。おっ！110円になっているぞ！アンラッキー
120円で買って、110円で売ったら損じゃないか？
オプションなので、行使するもしないも選択自由。じゃ、権利放棄しよう

オプション差損益 20 / オプション資産 20

1時間25分くらいで動画がP129の説明に切り替わります。



オプションにはコールオプション（買う権利）とプットオプション（売る権利）があります。「簿記ではコールオプション（買う権利）のみ考えておけば良いでしょう」と以前の講座では話していましたが、全経上級でプットオプションが出題されています。

余談

オプションには権利行使可能な時期で2種類の考え方があります。試験には、ほぼ関係ないと思われませんが参考までに記しておきます。

自由に権利行使可能（アメリカン・オプション）

→自由な国アメリカでイメージしよう

満期日しか権利行使できない（ヨーロピアン・オプション）

→厳格なヨーロッパでイメージしよう

最後に覚え方→<損しそうなら手数料払ってにげるが勝ち>

<全経上級過去問より>

動画は過去問ゼミを使用します

当社は、為替相場の変動により利益を得る目的で、01年2月1日に、3か月後（4月30日）を行使期限とする1\$=110円で100\$を売るプットオプションを購入した。以下の資料に基づき、(1)~(3)の仕訳をしなさい。

(1)01年2月1日（契約日）

(2)01年3月31日（決算日）

(3)01年4月30日（権利行使日）差金決済を行った

<資料>

年月日	1\$あたりのオプション価値
01.2.1	4円
01.3.31	6円
01.4.30	9円

余談：あるテキストに「デリバティブの1種に裁定取引というのがある」と掲載されていました。どういうことか調べてみました。

デリバティブは幕末にハリスは大儲けした

幕末、日本では金と銀の交換レートは1:5、海外では1:15でした。ハリスは銀5枚を日本で金に交換し、アメリカに持ち帰って銀15枚に交換したそうです。これを繰り返すと・・・これが裁定取引だそうです

この部分は動画では解説していません

<マトメ>

★デリバティブの試験での論点

原則：デリバティブは時価評価で、評価差額は当期の損益とする

ヘッジ会計：デリバティブは時価評価で、評価差額は純資産とする

★特に理論で出題される場合の本命論点

「デリバティブ取引により生ずる正味の債権・債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価損益は原則として当期の損益で処理する」

<メモ>

CHAPTER10（有形固定資産）

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
有形固定資産の取得原価	54回（H16）、	○
減価償却	54回（H16）、67回（29）	△
費用配分	54回（H16）	◎
	54回（H16）	△
	64回、69回	

最近は、色々な論点のうちの一部で問われるケースが増えているが、54回のように有形固定資産で25点問題が出るケースもある。常に注意が必要であろう。

日商簿記1級・全経簿記上級では計算問題ではほぼ毎回のように問われます。各種試験で合否を左右する重要な論点といえます。

計算問題は、日商1級・全経上級・財務諸表論の過去問題集を利用して、確実な得点源にしてください。

また、今後学習する無形固定資産・リース会計・資産除去債務・減損会計などの主要論点の基礎になる部分です。理論部分もしっかり押さえてください。

動画では途中レジュメのページ数を話していますが、これは元の講座のページ数ですので気にしないでください。

また、JRの話や実学という書籍の紹介もしておりますが、このテキストには掲載しておりません。ご了承下さい。

有形固定資産の論点

実務（100,000 円基準）

< 論点 >

取得

廃棄（買換含む）



取得原価の決定

減価償却

（費用配分） → 正しい利益を計算する

①取得（取得原価の決定）

②当期費用の決定 → 減価償却（方法）

③将来に繰越す金額の決定（減損・臨時損失） 次回以降

④処分（方法） 計算問題

売却

除却（生産ラインから除く） → 減価償却しない（オフバランス）

焼失（臨時損失） → 火災未決算

※固定資産の実態が滅失した場合にその滅失部分を簿価から切り下げる

①の投資額を、費用配分の原則で②と③に配分する。

費用配分の原則（貸借対照表原則 5）貸借対照表価額

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

最も重要な目的は → 適正な費用配分を行うことで、毎期の損益計算を正確ならしめるため

損益計算とは？ 投資額の回収余剰計算、純利益は投資額の回収余剰額
∴ 減価償却は計画的・規則的に実施しなければならない（連続意見書）

では、順番に各論を確認しましょう

①取得原価の決定

形態	取得原価
購入	付随費用→購入から使用までに要する費用（据付費・試運転費 etc） 補助金の場合は圧縮記帳も論点（税効果で説明）
自家建設	適性な原価計算 建設に要する借入金利子は稼働前の期間のものは含むことができる（理論出題可能性あり） ※大規模建設→巨額な借入金利息→赤字
割賦購入	利息は含まない
現物出資	車両運搬具／資本金 車両と交付株式の公正な評価額のうち信頼性の高い金額
贈与	時価 0円で計上は資産・費用の過小計上につながる費用収益対応の原則
同種資産との交換 （固定資産同士）	自己資産の簿価 投資の継続（形かわれど目的同じ） 土地／土地
異種資産（有価証券）との交換	自己資産（有価証券）の時価 投資の清算（形かわって目的も違う） 土地／有価証券 売却損益 ※有価証券を売却してから購入したと考える（清算）

※利息は原則取得原価には含みません。自家建設は例外です。

※交換に関する論点（投資の継続→企業結合と整合性のある考え方・・・また後日）
会計上の交換＝等価交換

※異種資産との交換→投資が清算される→リスクから解放される→損益認識

<メモ>

②減価償却

★意義（意味）→減価償却は取得原価を費用配分すること
適正な期間損益計算のために費用配分する

＜減価→価値の減少＞ ＋ ＜償却→資産を費用化すること＞
減価償却は棚卸資産と違い「モノ」はなくなる（価値が減少する）

配分の基準

当社は6年で廃車するという基準→（定額・定率）法を選択
当社は走行距離（例：100,000km）で廃車する基準→（生産高比例法）を選択
一般的には車両などは生産高比例法が合理的といわれている

- 利用高（生産高）基準・・・生産高比例法（耐用年数という概念なし）
車・航空機など（建物は無理）
- 期間基準→定額法・定率法（税法の原則）・級数法
※法人税法は中小企業の味方・・・届け出ない場合は定率法→CFに有利

特殊な減価償却・減価償却と類似した償却

取替法（後述）

減耗償却（これは減価ではない・・・天然資源の費用配分手続）

実際に「モノ」がなくなるので減価償却ではない（減価償却は価値の減少）

※全経上級では償却基金法が紹介されているが、気にする必要はないでしょう。

★減価償却の目的は？→適正な損益計算

∴建設仮勘定や遊休資産は減価償却しない

（収益に貢献しないものを費用にすると適正な損益計算ができない）

★減価償却の効果

○固定資産の流動化

固定資産への投資→収益発生→回収→現金<流動資産>化)

○自己金融効果

(黒字前提→費用→節税<COFの節約>→CIF)

自分で融資を受けたイメージ

※どちらも理論のための理論というイメージです。付随的效果と考えておこう

★減価償却（計算方法）

3要素（取得原価＋残存価額<予想売却価額>＋<経済的>耐用年数）

計算論点はP 1 4 1以降で詳しく解説します。

まずは、計算論点でありながら少し理論的要素もある期中売却における減価償却費計上の考え方について少し説明します。

40分過ぎで画面切り替わりますが、下の例題を用いて期中売却における減価償却計上の考え方を説明しています

<例題>

期首帳簿価額1,000,000円の備品を期中に900,000円で売却した。

なお、売却時の当期の減価償却費は200,000円と計算される。

③将来に繰り越す金額

支出未費用→将来の収益に対応する金額

レジュメ P58 といっていますが、気にしないでください。

★資本的支出と収益的支出

建物が一番多いだろう（備品はなさそう）∴税法基準の定額法

（例）元々10年の修繕の結果残存耐用年数が15年に延長

10：5で修繕費と資産に按分

減価償却は資本的支出を含めた要償却額を延長された15年で償却する

（残存価額は指示通り）

★減価償却方法の変更

定率→定額 変更時の要償却額（残存価額＝売却時の予想価額）÷残存耐用年数

定額→定率 変更時の帳簿価額×残存耐用年数に対応する償却率

<例題1>

前期の期首に取得した備品（取得原価1,000,000円、耐用年数5年、残存価額100,000円、期首減価償却累計額400,000円、200%定率法）を当期から定額法に変更した。当期の減価償却費を計算しなさい。

125,000円 <600,000－100,000> ÷4 >

<例題2>

前期の期首に取得した備品（取得原価1,000,000円、耐用年数5年、残存価額100,000円、期首減価償却累計額180,000円、定額法）を当期から200%定率法に変更した。当期の減価償却費を計算しなさい。

410,000円 <820,000×(1÷4×2)>

★耐用年数の変更

会計上の見積もりの変更説明しましたが「変更による影響は変更後の期間に反映」は重要な概念なので意識しておきましょう

★高額買取の問題を解いてみよう（相場と下取りの差は値引き）

（動画ではレジュメ P59 と話していますが、以下の問題のことです）

次の自動車買換え時の仕訳を示しなさい。

期首に自動車（取得原価 750,000 円、減価償却累計額 500,000 円、時価 175,000 円）を下取りに出し、新車 1,000,000 円を購入した。下取価格は 300,000 円であり、下取価格と新車代金の差額を現金で支払った。なお、下取価格と時価との差額は値引きと考え、取得原価から控除する。記帳方法は間接法によっている。

<解答>

（借）車両減価償却累計額	500,000	（貸）車	両	750,000
固定資産売却損	75,000	現金預金		700,000
車	両			875,000

<ここからは旧講座で計算論点を説明します>

④減価償却の論点

①新定率法

<例題>

取得原価 2,000,000 円、期首減価償却累計額 500,000 円、耐用年数 10 年の備品について 250%定率法による減価償却費を計算しなさい。償却保証率は 0.04448 である。なお、円未満に端数が出た場合は切り捨てなさい。

償却率の計算 ($1 \div 10 \times 2.5 = 0.25$) →定額法の償却率を 2.5 倍するだけ

償却保証率は (減価償却費の最低額を保証すべし、という考え方)

償却保証額 = $2,000,000 \times 0.04448 = 88,960$ (改定償却率 0.334)

経過年数	期首帳簿価額	償却額	改定償却額	期末の帳簿価額	保証額との比較
1	2,000,000	500,000		1,500,000	
2	1,500,000	375,000		1,125,000	
3	1,125,000	281,250		843,750	
4	843,750	210,937		632,813	
5	632,813	158,203		474,610	
6	474,610	118,652		355,958	
7	355,958	88,989		266,969	> 88,960
8	266,969	66,742	89,167	177,802	< 88,960
9	177,802		89,167	88,635	
	88,635		88,634	1	

最終年度は 1 円残す計算

<保証率と改訂償却率の考え方>

「その期の償却費が残存年数による均等償却の償却費を下回る事業年度から、残存年数による均等償却に切り替える」という意味

試験では通常、率が与えられる。下の表では8, 9, 10年あたりで確認すると理解できます

(参考：実務関連資料)

減価償却資産の償却率、改定償却率、保証率の表

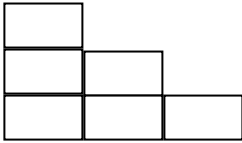
平成19年4月1日以後取得分

耐用年数 (年)	定額法の 償却率	定率法の 償却率	改定 償却率	保証率
2	0.500	1.000		
3	0.334	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.500	1.000	0.06249
6	0.167	0.417	0.500	0.05776
7	0.143	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.313	0.334	0.05111
9	0.112	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.250	0.334	0.04448
11	0.091	0.227	0.250	0.04123
12	0.084	0.208	0.250	0.03870
13	0.077	0.192	0.200	0.03633
14	0.072	0.179	0.200	0.03389
15	0.067	0.167	0.200	0.03217

改定償却率が与えられない場合は、残存年数で割る

②級数法

ハコの数簡単な計算方法を理解しよう



例題：当期首に取得した備品（取得原価 2,000,000 円、残存価額 10%、耐用年数 5 年）の級数法による決算整理仕訳を間接法にて行いなさい。

減価償却費 600,000 / 備品減価償却累計額 600,000

$$5 \times 6 \div 2 = 15$$

$$1,800,000 \div 15 \times 5 = 600,000$$

③耐用年数の変更

<定額法>

- ① 変更時の簿価を確認
- ② 簿価から当初の残存を差引き要償却額を算出
- ③ 残存耐用年数で割る

100,000 を 5 年の予定（残存 10%）

2 年経過

当期より 2 年で償却

$$100,000 - 10,000 - 36,000 = 54,000$$

$$54,000 \div 2 = \mathbf{27,000}$$

<定率法>

- ① 変更時の簿価を確認
- ② 変更後の残存耐用年数における償却率を乗じて計算

100,000 を 5 年（50%）の予定

1 年経過

当期より 3 年（83%）

$$100,000 - 50,000 = 50,000$$

$$50,000 \times 83\% = \mathbf{41,500}$$

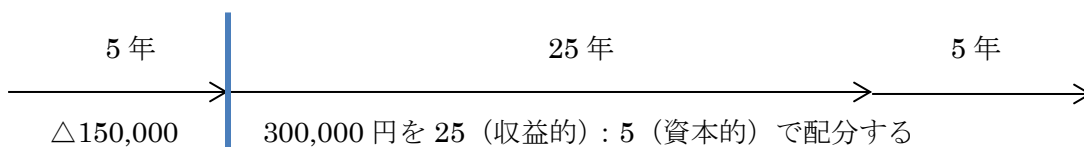
④資本的支出

収益的支出との配分

原価計算の配賦みたいなもの（残りの年数を既存分と延長分に分ける）

900,000 円の建物（30 年間の定額法）5 年償却済

工事を行い 300,000 円支払った。この工事で 5 年間の耐用年数の延長効果もあった。



修繕費	250,000	／現金	300,000
建物	50,000		

資本的支出部分の減価償却

未償却残高を算出すればOK

$(\text{既存分 取得} - \text{累計額} - \text{当初残存}) + (\text{資本的支出分 支出額} - \text{残存})$
これを耐用年数で除する

既存分 750,000 30 年で償却 25,000
資本的 50,000 も 30 年で償却 1,666.・・・

上記いずれも常識的判断で感覚的に覚えよう

動画はここで突然終わります。お疲れ様でした。

<メモ>

CHAPTER11（資産除去債務）

資産除去債務は、全経上級深堀ゼミの内容をそのまま使用させていただきます。
動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。
また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでは聴き学問で結構です。
税理士試験でも、全経上級でも同様の論点が出題されています。しっかり確認しておきましょう。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
資産除去債務の両建処理	65回（H27）、67回（29）、	◎
費用配分の論点	63回（H25）、67回（29）	◎
見積の変更	67回（H29）、	◎
割引率について		◎
引当金処理との比較		◎

日商簿記1級・全経簿記上級・財務諸表論（たまに悩ましい問題もある）とも計算問題では頻出です。内容は比較的簡単です。確実な得点源にしてください。

<全経上級出題傾向>

181回会計学（約25点） 引当金と両建処理の比較（仕訳・理論）

<日商1級出題傾向>

137回会計学（約10点） 見積もり変更時の資産除去債務・減価償却費の計算

「次回は税効果」と話している部分がありますが、これは前回の講座時の話です。

①資産除去債務とは

有形固定資産の取得、建設、開発または通常の使用によって生じ、その資産の除去に関して法令や契約で要求される法律上の義務およびそれに準ずるものをいう。

「法律上の義務」とは→土壌汚染対策としての義務など

「準ずるもの」とは→判例と考えてください。

②両建処理と引当金処理の相違

引当金（収益費用A Pで要請される貸方科目）では負債計上が不十分

両建処理により資産計上を行う。

結果として回収すべき金額を引き上げる

（このことは投資効率の観点から意味がある）

資産を大きく計上することは投資回収という意味で企業のハードルをあげることになる

- ・資産性あるか？単独ではC F生成能力は疑問→付随費用として固定資産に加算
- ・負債性あるか？不可避な法律上の義務（法律・契約）であり、経済的資源を引き渡す義務として負債性あり

負債を一括費用認識もおかしいだろうという意見あり

→∴両建処理のうえ費用配分という処理になった

この内容を次ページの例題で解説しています。

<例題>

取得原価 100,000 円、3 年後の除去費用の見積額 1,331 円（割引率 10%）

3 年目の除去費用の実際額 1,400 円

	引当金	両建て
取得	資産 100,000 / C 100,000	資産 101,000 / C 100,000 債務 1,000
1 期目	繰入 443 / 引当金 443 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 100 / 債務 100 減費 33,666 / 累計 33,666
2 期目	繰入 443 / 引当金 443 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 110 / 債務 110 減費 33,666 / 累計 33,666
3 期目	繰入 445 / 引当金 445 減費 33,333 / 累計 33,333	利息費用 121 / 債務 121 減費 33,667 / 累計 33,667
履行時	資産 100,000 / 累計 99,999 引当金 1,331 / 現金 1,400 履行差額 70	資産 101,000 / 累計 100,999 債務 1,331 / 現金 1,400 履行差額 70

	引当金	両建て
費用計	繰入 1,331 減価償却費 99,999 履行差額 70 101,400	利息費用 331 減価償却費 100,999 履行差額 70 合計 101,400

動画の 30 分 10 秒くらいで P146 の上の方と言っているのは以下の部分です

(理論) 利息費用と減価償却で費用配分

(減価償却は金利要素ないが利息費用は金利要素ある・・だから違うように見える
→でも配分)

動画の 14 分 25 秒でも P146 と話していますが、これは「このテキスト」の前のページ (P149) の内容です。少しややこしいです。申し訳ありません。

③割引率は

割引率は貨幣の時間価値を反映した無リスクの割引前の利率とする

(基準に記載されている理由)

- ・退職給付にも無リスクが使われている
- ・信用リスクの高い企業が高い割引率を使用し、負債計上額が少なくなるのは財政状態を適切に反映しない（自分で危ない会社と考えると、負債が減る）
- ・自らの不履行を前提とした会計処理は、適当ではない

②資産除去債務の算定方法

期待値法と最頻値法があるが、期待値法を使用した計算方法を確認しましょう。
以下の内容を読んでいただいた上で、次ページの問題を解いてみましょう。
問題解説は動画で行っています。

資産除去債務に関する会計基準 39 項

割引前の将来キャッシュ・フローの見積金額には、生起する可能性の最も高い単一の金額（最頻値）又は生起し得る複数のキャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額（期待値）を用いる（第 6 項(1)参照）が、いずれにしても、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを勘案する必要がある。将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクは、減損会計基準注解で言及されているリスクと同じ性質のものであり、リスク選好がリスク回避型である一般の経済主体にとってマイナスの影響を有するものであるため、資産除去債務の見積額を増加させる要素となる。

最頻値→生起する可能性の最も高い単一の金額

期待値→生起しうる複数の将来キャッシュフローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額

最頻値は問題文の指示で与えられるので大丈夫でしょう。

期待値の問題を少し見てみましょう

<例題>

次の資料に基づき、A社が平成1年1月1日から平成3年12月31日までに行う以下の仕訳を示しなさい。

- ①取得時の仕訳
- ②平成1年決算仕訳
- ③平成2年決算仕訳
- ④除去時の仕訳

なお、決算は12月31日とし、千円未満の端数が生じたときは四捨五入により処理する。

- 1.A社は平成1年1月1日に設備15,000円を購入し（小切手で支払い）使用を開始した。設備の耐用年数は3年であり、A社にはこれを使用後に除去する法的義務がある。
- 2.除去費用の見積もりは期待値法を適用し、生起しうる複数の将来キャッシュフローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額とする。

予測CF	発生確率	期待値
900円	30%	
1,150円	60%	
1,200円	10%	
	合計	

- 3.割引率5%である
- 4.資産除去債務は取得時のみに発生するものとし、A社は設備について残存価額0円で定額法により減価償却を行う。
- 5.平成3年12月31日に設備が除去された。除去に係る費用は1,100円で現金を支払った。

①設備 15,933 / 当座預金 15,000

資産除去債務 933

②資産除去債務調整額 47 / 資産除去債務 47
(利息費用)

減価償却費 5,311 / 減価償却累計額 5,311

③資産除去債務調整額 49 / 資産除去債務 49
(利息費用)

減価償却費 5,311 / 減価償却累計額 5,311

④資産除去債務調整額 51 / 資産除去債務 51
(利息費用)

減価償却費 5,311 / 減価償却累計額 5,311

減価償却累計額 15,933 / 設備 15,933

資産除去債務 1,080 / 現金 1,100

資産除去損失 20
(履行差額)

資産除去債務調整額・資産除去損失は全経上級で使用されている科目です。日商1級や財務諸表論では利息費用や履行差額が使用されています。

④見積もりの変更

(増加の場合、減少の場合)があった場合

1.会計期間 (4/1～3/末)

建物の取得原価：50,000 円

耐用年数：5 年 (残存価額 0.)

※使用後に除去する法的義務がある

※端数は四捨五入

※資産除去に関する資料は以下のとおりである

(1) 増加の場合 (2 年分のみ)

年月日	将来CF	割引率
×1年4月1日	6,000 円	3%
×2年3月31日	6,000	2.9%
×3年3月31日	7,500	2.5%

※2年後に金額が増加した(「新たに発生した」からその時の率)
増加部分を新たに取得したと考える

1. (取得時)

建物 55,176 / 現金 50,000

資産除去債務 5,176

2. (×1年度決算時)

利息費用 155 / 資産除去債務 155

減価償却費 11,035 / 累計額 11,035

3. (×2年度決算時)

利息費用 160 / 資産除去債務 160

減価償却費 11,035 / 累計額 11,035

<増加分> $1,500 \div 1.025 = 1,393$ (6年3月末から3年3月末まで3年割引) →
1,393

建物 1,393 / 資産除去債務 1,393

4. (×3 年度決算時)

利息費用 165 (当初発生額)

利息費用 35 (増加額)

減価償却費 11,035 (当初通り)

減価償却費 464 (増加分は残存耐用年数で償却)

合計を残存耐用年数で割っても同じ

(2) 減少の場合

年月日	将来C F	割引率
×1年4月1日	6,000円	3%
×2年3月31日	6,000円	2.9%
×3年3月31日	5,000円	2.5%

1. (取得時)

建物 55,176 / 現金 50,000
資産除去債務 5,176

2. (×1年度決算時)

利息費用 155 / 資産除去債務 155
減価償却費 11,035 / 累計額 11,035

3. (×2年度決算時)

利息費用 160 / 資産除去債務 160
減価償却費 11,035 / 累計額 11,035

<減少後の資産除去債務>

$5,000 \div 1.03 = 4,854$ (6年3月末から3年3月末まで3年割引) → 4,576
(資産除去債務の簿価 5,491) - 4,576 = 915

資産除去債務 915 / 建物 915

※変更後(×3年度以降)の減価償却費

取得原価 $(55,176 \div 5) = 11,035$ - (減少額 915 ÷ 3) = 10,730

変更後の利息費用 $(4,576 \times 3\% = 137)$

<メモ>

質問タイム

<動画ではレジュメ P151 と話しています>

①利息費用はなぜ販売管理費なのか？

資産除去債務→利息として払っていない（計算上の金利）

退職給付→同上か・・・

リース→利息として払っている（∴営業外費用）

②1年基準ですか？

債務は1年基準です

③投資不動産の資産除去債務

営業外費用（減価償却費も利息費用も）

④本当に債務計上されているのか？

（過去に私が受講したセミナーでの話）

実地調査では、土壌汚染は引当金が多い、アスベスト・PCBは債務計上金額計算が難しいため計上していない会社もある

→監査の厳格化で突然負債が出る可能性もあり

解体時期が不明で「環境対策引当金」という名目で計上している会社もある

見積もりが不可能に近いくらい難しい場合は注記しているようです

⑤税効果→減価償却費（本体部分なし、資産除去債務あり）レア論点

⑥負債のパラドクスとは？

信用リスクの高い企業が高い割引率を使用し、負債計上額が少なくなるのは財政状態を適切に反映しない（自分で危ない会社と考えると、負債が減る）

→負債のパラドクス（矛盾）

自らの不履行を前提とした会計処理は、適当ではない

CHAPTER12（リース会計）

リースの論点も、全経上級深堀ゼミの内容をそのまま使用させていただきます。
 動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。
 また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでは部分は聴き学問で結構です。
 税理士試験の理論は最近出たばかりですが、過去には3年連続出題もあります。気を付けてください。
 なお、全経上級の計算説明部分は除外しております。
 講座視聴後は、各試験の過去問題集をしっかりと確認して下さい。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
借手の追加利率	60回（H22）：4点満点で2点でOK	◎
ファインソリースの毎期の費用	61回（H23）：3点満点で1点でOK	◎
貸手のリース資産のBS区分	62回（H24）：超難問	◎
現在価値基準と経済的耐用年数基準	69回（R01）：4点満点で3点でOK	◎
所有権移転と移転外の減価償却方法について	69回（R01）：6点満点で3点でOK	◎

日商簿記1級・全経簿記上級・財務諸表論（たまに悩ましい問題もある）とも計算問題では頻出です。内容は比較的簡単です。確実な得点源にしてください。

<全経上級出題傾向>

理論出題なし

計算問題→179～193回の8回で1回出ただけ

181回会計学（約25点） 引当金と両建処理の比較（仕訳・理論）

<日商1級出題傾向>

135回会計学（約10点） 借手・貸手の会計処理

※貸手の会計処理は「リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法」

152回会計学（約10点）

所有権移転・移転外・オペレーティングリースの各計算

<論点>

理論的な論点はリース資産の資産性の問題でしょうか？

まずは資産の定義から復習しておきましょう。

「過去の取引または事象の結果、報告主体が支配している経済的資源」

「経済的資源とは、キャッシュフロー生成能力」

今回は計算論点が中心です。

- 1.日商2級の復習から
- 2.ファイナンスリースとオペレーティングリース
- 3.ファイナンスリース（利息法）の会計処理
- 4.貸手の会計処理（3法あるが2法で大丈夫でしょう）
- 5.セール・アンド・リースバック方式

リースの計算問題でも割引現在価値は重要です。

そこで、現価係数と年金現価係数の復習をしてみましょう。

★年金現価係数を電卓で簡単に求める方法

利率10%で3年の年金現価係数は

CA $1 \div 1.1 = \dots = GT \rightarrow 2.486 \dots$

★利益操作・節税・・・リースには話題が満載

この内容は動画で説明します

★日商2級の利子込み法って？

日商2級では、利子込法と利子抜き法（利息の配分は定額法）を学習しました。これは全経テキストにも記載されているように、所有権移転外ファイナンスリースでリース料総額に重要性が乏しい場合に認められる処理で、全経上級や日商1級では出題の可能性は低いと思われます。ただ、処理は確認しておいて下さい。簡単な論点でも、一度も確認していないと万が一出題された場合に慌てる事になります。

筆者はリース会社で営業をしていました。また、会計ソフト会社を退職した後は、リース取引でシステムを販売しているので、まずは前半動画でその点を解説しましょう。

1. 日商2級の復習

<事例>

決算3月末

リース期間5年

見積現金購入価額 88,000 円

年間リース料金 20,000 円 (3月末日後払い)

★利子込法

①契約時

リース資産 100,000 / リース債務 100,000

②リース料支払時

リース債務 20,000 / 現預金 20,000

③決算時

減価償却費 20,000 / リース資産減価償却累計額 20,000

★利子抜き (定額法)

①契約時

リース資産 88,000 / リース債務 88,000

②リース料支払時

リース債務 17,600 / 現預金 20,000

支払利息 2,400

③決算時

減価償却費 17,600 / リース資産減価償却累計額 17,600

<メモ>

2. ファイナンスリースの判定基準（日商1級・財務諸表論とも出ている）

①ノンキャンセラブル（解約不可条項）

AND

②フルペイアウト（全部もらうが全部払う）

フルペイアウトの判定は実務上大変

→解約不可を前提として現在価値基準と経済的耐用年数基準がある

現在価値基準→リース料総額の現在価値 \geq 見積現金購入価額の概ね90%

Or

経済的耐用年数基準→リース期間 \geq 経済的耐用年数の概ね75%（4年と3年）

上記2基準を利用して、ファイナンスリースではなくオペレーティングリース扱いにして、経営分析指標を高めることができます。会計基準策定で厳しくなったようですが、興味ある話ですね。
また、中小企業オーナーが航空機リースで節税という話もよく聞きます。リースにはいろいろな論点があるようです。

3. ファイナンスリースの種類

	条件など	減価償却
所有権移転	所有権移転条項付き 割安購入選択権（行使確実） 特別目的のためだけの使用	自己所有と同じ
所有権移転外	（期間終了後に返却）	リース期間定額法（残存0） 試験ではほとんど定額法



売買（購入時に所有権移転）

リース

（最後に所有権移転）

3. ファイナンスリースの会計処理（借り手）

★次の事例（H21年公認会計士短答式の改題）で説明しましょう

次の資料に基づき、ファイナンス・リース取引によって計上されたリース資産に関する以下の当期（×1年4月1日～×2年3月31日）の処理を答えなさい。

<資料>

- 1.所有権移転条項、割安購入選択権なし、特別仕様ではない
- 2.リース取引開始日 期首（×1年4月1日）
- 3.リース期間5年（解約不能）
- 4.借手の見積現金購入価額 5,650千円
- 5.年額リース料 1,200千円（支払いは毎年末）
残価保証なし
- 6.借り手の追加借入利子率1%（年金原価係数は各自で算出のこと）4.85（小数点3位未満切捨）
- 7.リース物件の経済的耐用年数 6年、残存価額0円
- 8.借手の所有する備品の減価償却方法、定率法、耐用年数に応じた年償却率は次のとおりである

耐用年数	年償却率
5年	0.500
6年	0.417

- 9.所有権移転外Fリース取引におけるリース資産の減価償却方法は定額法である

※利息計算における千円未満の小数点以下は四捨五入

<メモ>

①取得原価の計算

以前のテキストは P123 です。動画では以前のページ数を話しています)

	所有権移転Fリース	所有権移転外Fリース
貸手の購入価額 明らか	貸手の購入価額	貸手の購入価額とリース料総額の割引 現在価値のいずれか低い額
貸手の購入価額 明らかでない	見積現金購入価額とリース料総額の割引 いずれか低い額	見積現金購入価額とリース料総額の割引現在価値

貸手の購入価額が明らかでない所有権移転外ファイナンスリースである

∴見積現金購入価額と割引現在価値で計算する必要がある

年金原価係数→4.85

5,650 < 5,820 → ∴ 5,650 を採用

リース資産 5,650 / リース債務 5,650

※いずれか低い価額の理由→保守主義

減損に関しては企業への影響が大きすぎるので、高い額とした

割引価値算定時の割引率→①貸手の計算利率 ②借手の追加利率

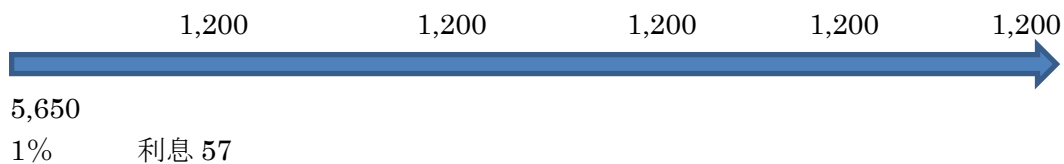
借手の追加利率を採用する根拠が税理士試験で問われています

★貸手の購入価格が明らかな場合は、最後の質問タイムで説明します。

★リース債務は借入金との整合性の関係で1年基準が採用されます

②リース料支払い時の処理

利息法が原則（償却原価法と同じような考え方）



リース債務 1,143 / 現金預金 1,200
支払利息 57

※1年目、2年目の説明のための割引率設定なので、最終年度まで計算したときに違算が出る可能性があります。ご了承ください。

動画では、この後「年2回払い」の話をしていますが。内容は次ページ（P169）になります

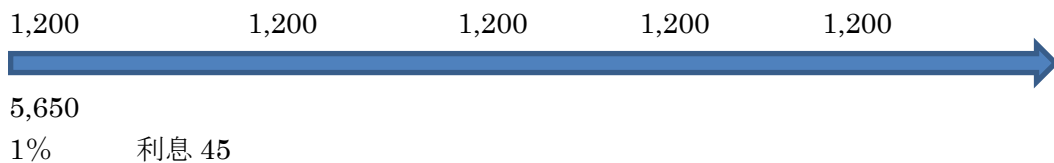
③支払いが年2回の場合

5年 利率4%

10回 利率2%で計算する（特に年金現価係数に注意）

※年金現価係数は年数ではなく「回数と割引率の関係」と考えよう

④リース料支払い前払いの場合



(1)取引開始日 リース債務 1,200／現金預金 1,200

(2)決算日 支払利息 45／未払利息 45

この説明のあとは、P171 の貸し手の処理になります

4. Fリースにおける貸手の会計処理（第2法まで解ければ十分でしょう）

勘定科目

	B S科目	考え方
所有権移転外	リース投資資産	将来戻ってくるので、 金銭債権＋資産取戻権
所有権移転外	リース債権	貸付金と同じく単なる金銭債権

今回は所有権移転外を例として説明します。

リース料総額 3,600 円、各期の利息額は以下の通り

	期首元本	各期のリース料(1,200 円)		期末元本
		利息分	元本分	
×1 年度	3,000	300	900	2,100
×2 年度	2,100	210	990	1,110
×3 年度	1,110	90	1,110	0
		600	3,000	

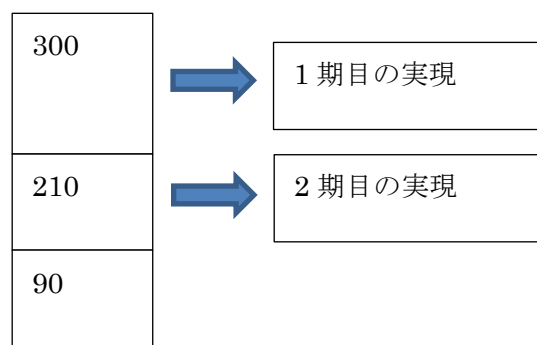
★第1法

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法（利益はすべて同じ）

<日商1級135回（会計学）全経簿記上級185回（商業簿記）>

- (1) リース投資資産（売掛金と考えよう）3,600 / 売上 3,600 (1,200×3)
売上原価 3,000 / 買掛金 3,000 (購入価額)
- (2) 現金 1,200 / リース投資資産 1,200
繰延リース利益繰入 300 / 繰延リース利益 300
- (3) 現金 1,200 / リース投資資産 1,200
繰延リース利益 210 / 繰延リース利益戻入 210

割賦販売の未実現利益控除法をイメージしよう



★第2法

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

- (1) リース投資資産（商品と考えよう） 3,000 / 買掛金 3,000
- (2) 現金 1,200 / 売上 1,200
売上原価 900 / リース投資資産 900

回収基準+売上原価対立法をイメージしよう

★第3法

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する

※②と同じ考えだが、利益部分を純額で受取利息勘定で処理する

- (1) リース投資資産（商品と考えよう） 3,000 / 買掛金 3,000
- (2) 現金 1,200 / リース投資資産 900
受取利息 300

5.セールアンドリースバック方式の会計処理



仕事はあるのに
金がない！



任せなさい
Aさんです



- ①簿価 1,000,000 円の機械を 1,200,000 円で売って
- ②でも機械は手元に置いて（契約書で所有権を変更）
- ③Aさんから借りたことにしよう！
- ④Aさん「400,000 円×4 くれなきゃ嫌よ！」

要は、機械を担保に 1,200,000 円を借りて、4 年間 400,000 円返済する契約をした訳
ですね
（高い！）

<仕訳は借手の分だけでいいでしょう>

※金利は定額法で解説します

①現金 1,200,000 / 機械 1,000,000

長期前受収益 200,000

(貸手の購入価額・・当たり前だけどわかっています)

②リース資産 1,200,000 / リース債務 1,200,000 (売却額で計上)

③リース債務 300,000 / 現金 400,000

支払利息 100,000 (高い!)

④減価償却費 300,000 / 減価償却累計額 300,000

長期前受収益 50,000 / 減価償却費 50,000

<質問タイム> (動画で解説します)

<リース資産には資産性が認められるか?>

<リース債務には負債性が認められるか?>

<貸手の購入額がわかる事例を3点あげよ>

<日商1級論点>

割安購入権
残価保証
途中解約

このあたりの論点をまとめたものを5,000円くらいで収録するかもしれない、と話していますが、収録は行っていません。ご了承ください。

このあたりって出るんですか?

<未払リース債務への振替はなぜ行うか?>

問題8-9と話していますが、その問題は著作権の関係で掲載しておりません。ここは、動画の解説のみ視聴して下さい(長期債務と短期債務の振替の話です)

次回退職給付と話していますが、旧講座の話です。
新深堀ゼミでは次回減損会計になります。



日商1級

135	商業簿記	セール・アンド・リースバック
	会計学	借手・貸手の仕訳
138	商業簿記	途中解約（リース解約損）
141	商業簿記	所有権移転外Fリース
146	商業簿記	オペレーティングリース
150	会計学	前払いリースの利息計算
152	会計学	所有権移転・移転外のリース料・減価償却等の計算

全経上級

191	商業簿記	簿価推定と支払利息と減価償却費の計算
-----	------	--------------------

※日商簿記1級150回

「見積もり現金購入価額は30,000円。当社の追加借入利率は7.5%、見積もり現金購入価額とリース料の現在価値を等しくする割引率は8.36%であった」

7.5%と8.36%では8.36%の方が安くなるのでこちらを採用

よって30,000円が計上価額になる。計算利率はそのまま8.36%を使用する

※全経簿記上級191回

「見積もり現金購入価額は5,512円である。当社の追加借入利率3.5%を使用して求めたリース料総額の現在価値より**見積り現金購入価額の方が低い**と判断された。このリースの実効利率は4%とする」

計上価額→5,512円

計算利率→4%

貸手の計算利率（適用指針 17 項より）

貸手が現在価値の算定を行うにあたっては、リース料総額と見積残存価額の合計額の現在価値が、当該リース物件の現金購入価額と等しくなるような利率（以下「貸手の計算利率」という。）を用いる。

借手が現在価値の算定のために用いる割引率は、貸手の計算利率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合は借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率とする。

貸手は購入価額とリース料総額を把握しているので当然計算できますが、通常借手はその金額を知りえません。

<貸手の計算利率具体的な計算方法> 数学的すぎます

108,930 円で購入、毎年 40,000 円後払いでリース料を受け取るケースでは以下の計算式で利率を算定します

$$40,000 \div (1+r)^3 + 40,000 \div (1+r)^2 + 40,000 \div (1+r) = 108,930$$

$R \doteq 5\%$

上記のうち、割引計算に用いる利率については、借手が貸手の計算利率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合は借手の追加借入率（借手が銀行から借り入れて備品等を購入するときの利率のこと）を用いることとなります。

財務諸表論（比較的簡単）

65 (H27)	商業簿記	長期リース債務への振替
67 (H29)	会計学	定額法での利息計算 (支払総額－取得時簿価)÷支払回数

<参考：全経上級論点整理ゼミより>

動画では説明していませんが、参考資料として掲載しております。

リース資産は経済的利益を享受できるためキャッシュの獲得に貢献し資産性あり
リース債務は不可避な支払い義務があるので負債性がある。

リース資産・債務の計上額はリース料総額から利息相当額を控除した金額
(全経上級1問で頻出)

リース債務は借入金と同じなので、リース債務と長期リース債務に分けて表示

- ・所有権移転 F リース→自己所有と同じ減価償却
 - ・所有権移転外 F リース→リース期間定額、残存 0
- ※(売買+融資+役務提供)契約 使用権の売買に近い概念

リース取引はリスクと経済価値が一体で発生・消滅するのでリスク経済価値 AP と整合的。

<貸手側>

所有権移転 F リース：リース料と格安購入選択権で回収
→科目＝リース債権（金融商品）

所有権移転外 F リース：リース料と見積残存価額で回収
→科目＝リース投資資産

リース料（金融商品的）＋投資資産（複合資産）

金融商品（的）部分に関しては貸倒見積高の計上が必要。

1年基準の適用。

本業の場合は正常営業循環基準

<全経上級特有>

レシー（借り手） レッサー（貸手）

所有権移転 F リース

→リース料の支払い総額（費用計上）と支払利息＋減価償却費は同額になる
費用はその支出額をもとに計上だから当たり前。

最終的には資本取引・財務取引でなければ支出額はすべて費用になる。

CHAPTER13（減損会計）

減損会計は、平成 30 年版の全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。
動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。
また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでは聴き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。
税理士試験の理論ではよく出題されています。
計算問題は比較的簡単な論点が出題されます。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
基準穴埋め	56 回 (H18)、65 回 (H27)	◎
認識・測定	56 回 (H18)	◎
棚卸資産との比較	56 回 (H18)	◎
減損処理と評価、戻入について	62 回 (H24)、65 回 (H27)	◎
固定資産の減損と減損処理	65 回 (H27)	◎
回収可能価額と時価	65 回 (H27)	

財務諸表論の計算問題では頻出ですが内容は比較的簡単です。確実な得点源にしてください。日商 1 級・全経上級は下にあるように商業簿記での計算論点はあまり出題されていません。

<全経上級出題傾向>

191 回会計学（30 点問題）非常に良い問題（税理士受験の方にも確認してほしい）
計算問題→179～193 回の 8 回で 1 回出ただけ（185 回）簡単な問題

<日商 1 級出題傾向>

134 回会計学（約 11 点）5 点で十分
149 回会計学（約 10 点）合併 4 点+減損 6 点 減損は簡単な問題
計算問題→140 回商業簿記（共用資産がらみの問題）

動画はいきなり平成 30 年版がはじまります。次ページの内容説明しておりますが、このページは事前にお読み下さい。

<論点>

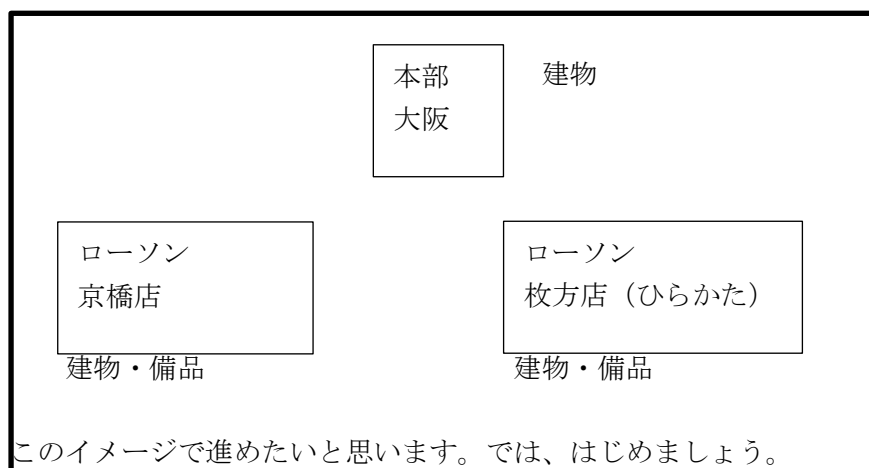
理論での出題可能性は各試験で十分にある。

- 1.減損の意義
- 2.減損会計の流れ
- 3.減損の兆候
4. 減損損失の認識と測定
- 5.将来CFの測定
- 6.共用資産とのれん
- 7.賃貸不動産

今日は減損会計について説明します。税理士試験では第 65 回（平成 27 年）に 25 点の大問で出題されました。また I F R S と日本基準で大きな相違があるので、各試験で問われやすい論点がたっぷりあります。日商 2 級では問われていない論点なので、戸惑う方が多い論点です。

以前に中小企業診断士の会合があったときに公認会計士と同じグループになったことがあります。その時に減損会計のことが話題になったときに、「横山さん、減損会計はコンビニのオーナーをイメージするとわかりやすいよ」との話がありました。

今日は、皆さん（守里社長としましょう）にローソンのオーナーになって頂き、減損会計を理解してもらいましょう。



（１）減損の意義

旧動画 P75

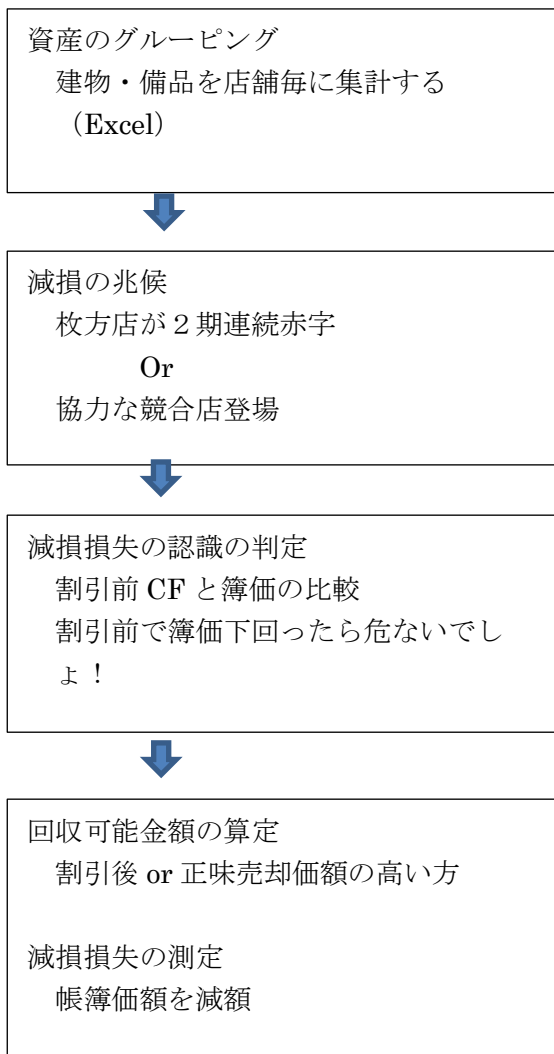
減損	収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態
減損処理	上記の場合に、回収可能性を反映させるように帳簿価額を回収可能額まで減額する会計処理

※貸倒引当金との異同→信用度の低下と収益性の低下の違い

収益性の低下で帳簿価額を減額→棚卸資産の簿価切り下げと同じ

※他の基準で減損の規定がある物（投資有価証券・関係会社株式・ソフトウェア etc）は範囲外（試験的には土地・建物）

(1-2) 減損会計の流れ



(2) 減損の兆候について

将来CFを見積もるのは大変です。店長から「そんなの無理だ」とクレームがきそうです。

そこで、まず将来CF見積もる前に、兆候があるかを探すのです（会計士判断）

- ①損益やCFの継続的なマイナス（営業利益の2期連続のマイナス）
- ②回収可能価額を著しく低下させる使用方法や範囲の変更
- ③経営環境の悪化（近くに24時間営業のサンディやセブンがきた）
- ④資産グループの市場価格（時価）の下落

枚方店の店舗の向かいに何と「サンディ+ダイソー」のショッピングセンターができた



大変だ！
至急会議だ

(3) 減損損失の認識と測定

①減損損失の認識

守里「横山店長！藤沢店長！3年間の予想CFを出すように。」

横山・藤沢「忙しいのに無理です！」

守里「ダメだ！1週間以内に出せ！」

弥生販売とPOSの集計データとEXCELで格闘！

1週間後に結果が出ました。



	建物簿価	備品簿価	1年後CF	2年後CF	3年後CF
京橋店	10,000	5,000	7,000	6,000	6,000
枚方店	8,000	3,000	4,000	3,000	2,000

守里「どうだった？」

横山「大丈夫そうです」

藤沢「厳しいです」

守里「会計士に相談しよう」



会計士からは、「5%での割引後のCFと、枚方店の店舗を今年売却した場合と、3年後に売却した価額の算定を鑑定士に頼んでください」

割引前CFにしたのは、できるだけ減損が出ないようにするための基準委員会の親心と言われていました。IFRSは割引後で減損テストを実施しています。日本の基準が甘いと言われる所以です。

②減損損失の測定

枚方店では、帳簿価額の回収を見込める将来CFが望めない事がわかりました。守里社長は会計士からは減損損失を出すしかないといわれました。鑑定士からの結果も出ました。

今売った場合の価額→9,000

3年後に売却した場合の金額→2,000

割引価値 = (1年後 4,000) → (2年後 3,000) → (3年後 2,000 + 売却 2,000)

これを10%で割り引きましよう→9,120

「経営者の意思決定は合理的である」と言われています。ここでは3年間使用した場合を想定して、減損損失を計上することになりました。

減損損失 (11,000 - 9,120) = 1,880

会計処理なので相手科目が必要です。

建物と備品です8:3で配分しましょう。1,367と513ですね

減損損失 1,880 / 建物 1,367

備品 513

(4) 将来CFの測定

減損処理の目的は資産の時価評価ではない！資産（またはグループ）のもつ経済的価値の測定である。

時価会計との異同

	減損会計	時価会計
評価損益	損失のみ	利益・損失とも
評価時期	減損の兆候が生じている時	毎期

減損意見書三1をみてみよう

1. 事業用の固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではなく、また、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュ・フローが得られるまでは実現したものではない。そのため、事業用の固定資産は取得原価から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算においては、そのような資産評価に基づく実現利益が計上されている。

しかし、事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合がある。このような場合における固定資産の減損処理は、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。

<減価償却：取得原価の配分＝投資の成果>

10,000

2,000→2,000→2,000→2,000→2,000

<減損：取得原価の配分＝投資の失敗>

10,000

2,000→4,000

※いずれも、期末の簿価は将来の回収可能性をあらわすが、減価償却の場合は市場平均を超える回収可能性であるが、減損処理の場合は回収可能性そのものである。

将来CFが曖昧なものであれば藤沢店長は納得しません。自分の給料を下げられるかもしれないからです。

では、その将来CFはどのように決めるのでしょうか？

①生起する可能性が最も高い単一の金額（最頻値）

90万 30%

80万 45%

70万 25%

800,000円を採用

②生起する複数の将来CFを加重平均したもの

90万 30%

80万 45%

70万 25%

$90万 \times 30\% + 80万 \times 45\% + 70万 \times 25\% = 805,000円$

(5) 共用資産とのれん

これは日商1級や簿記論の論点になります。一応例題を確認しましょう。原則法と容認法がありますが、ここでは原則法のみ記しておきます。いずれも、[トータル減損] - [個別減損] = [共有資産 or のれんの減損] という式で処理できます。後述の参考で、のれんと共用資産の違いを記しています。

<共用資産の例題>

CMCの職業訓練事業部の減損に関する仕訳を行いなさい。なお、共用資産を含めたより大きな単位で減損損失を認識する方法で行うものとする。

【資料】

(1)備品・機械および共用資産（設備）を含むより大きな単位に減損の兆候が把握された。

(2)職業訓練事業部のデータ

	備品	機械	共用資産	より大きな単位
帳簿価額	4,000,000	5,000,000	2,000,000	11,000,000
割引前将来CF	4,100,000	4,900,000	—	10,200,000
回収可能価額	4,200,000	4,800,000	600,000	9,600,000
減損の兆候	なし	あり		あり

<解答>

- ①備品は兆候なし→認識しない
- ②機械は兆候あり、前CF < 簿価なので認識する
- ③より大きな単位は兆候あり、前CF < 簿価なので認識する
- ④測定

機械→ $5,000,000 - 4,800,000 = 200,000$

より大きな単位→ $11,000,000 - 9,600,000 = 1,400,000$

⑤共用資産の減損は（大きな単位） $1,400,000 - （機械）200,000 = 1,200,000$

共用資産の回収可能価額は600,000円なので、1,400,000円まで負担可能

∴共用資産の減損は1,200,000

【仕訳】

減損損失 1,400,000 / 機械 200,000

設備 1,200,000

<のれんの例題>

CMCの職業訓練事業部の減損に関する仕訳を行いなさい。なお、共用資産を含めたより大きな単位で減損損失を認識する方法で行うものとする。

【資料】

(1)備品・機械および職業訓練事業部に配分されたのれんを含むより大きな単位に減損の兆候が把握された。なお、TNO訓練スクールを合併した際に生じたのれんは総額8,000,000円であったが、各事業部の資産の帳簿価額で配分した結果職業訓練事業部には25%が配分された。

(2)職業訓練事業部のデータ

	備品	機械	のれん	より大きな単位
帳簿価額	4,000,000	5,000,000		
割引前将来CF	4,100,000	4,900,000		10,200,000
回収可能価額	4,200,000	4,800,000		9,600,000
減損の兆候	なし	あり		あり

<解答>

①のれんの配分額→ $8,000,000 \times 25\% = 2,000,000$

②帳簿価額のより大きな単位の金額→11,000,000

③備品は兆候なし→認識しない

④機械は兆候あり、前CF<簿価なので認識する

⑤より大きな単位は兆候あり、前CF<簿価(11,000,000)なので認識する

④測定

機械→ $5,000,000 - 4,800,000 = 200,000$

より大きな単位→ $11,000,000 - 9,600,000 = 1,400,000$

⑤のれんの減損は(大きな単位) $1,400,000 - (\text{機械}) 200,000 = 1,200,000$

のれんは2,000,000円なので、2,000,000円まで負担可能

∴のれんの減損は1,200,000

【仕訳】

減損損失 1,400,000 / 機械 200,000

のれん 1,200,000

(参考)

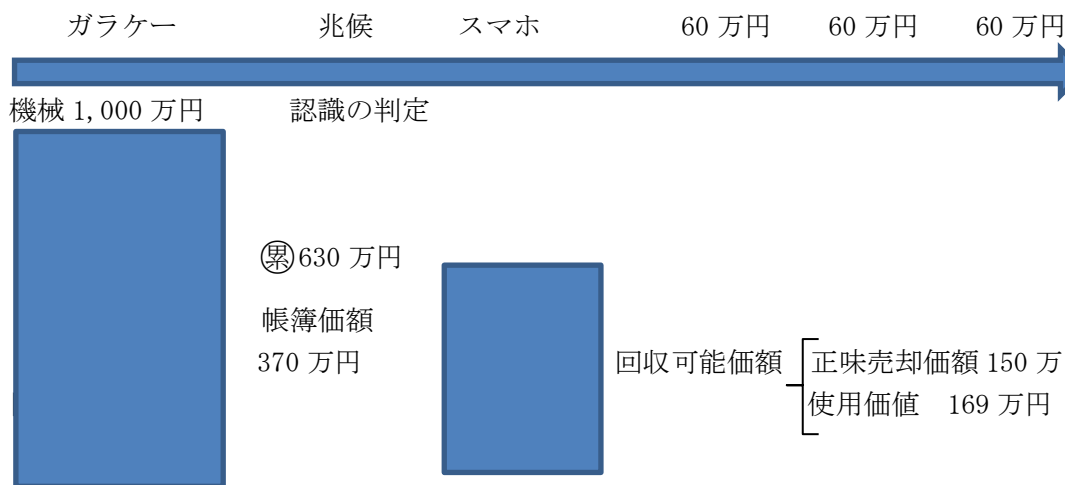
共用資産には回収可能価額という概念があるが、のれんにはない。共用資産は回収可能価額までしか減損を負担させることはできませんが、のれんの場合は回収可能価額という概念はない（測定が困難）ので全額負担させることができる。のれんは超過収益力を表すので、グループ自体に減損が生じるということは超過収益力はなくなっているとみなすので、まずはのれんに全額負担させてから負担しきれない部分を合理的な基準で配分することになる（今回は紹介していないが容認処理の場合にこのケースが起こることが多い）。

<例題 1>

次の資料に基づき、減損の兆候が見られる次の携帯電話大量生産装置（科目は機械装置で処理している）の減損損失の計上にかかわる仕訳を示しなさい。

〔資料〕 携帯電話大量生産装置の取得原価、減価償却累計額、割引前将来キャッシュ・フロー、使用価値および正味売却価額は下記表のとおりである。（単位：円）

	取得原価	減価償却累計額	割引前将来 CF	使用価値	正味売却価額
携帯電話 大量生産装置	10,000,000	6,300,000	1,800,000	1,690,000	1,500,000



減損損失 2,010,000 / 機械装置 2,010,000

<例題2>当社には水産物販売部門があり、共用資産としてレジシステムを使用している。以下の資料に基づき、表の () に入る数値を求めなさい。

[資料] 生鮮食品関連の資産グループおよび干物関連の資産グループの取得原価、減価償却累計額、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額は下記表のとおりである。これ以外に、帳簿価額 1,500,000 円（回収可能価額 500,000 円）の共通のレジシステムがある。レジシステムの減損処理にあたっては、資産グループにレジシステムを加えた、より大きな単位で行う方法によること。（単位：円）

	取得原価	減価償却累計額	割引前将来 CF	回収可能価額
生鮮食品資産グループ	7,500,000	3,000,000	3,950,000	3,200,000
干物関連資産グループ	10,000,000	6,000,000	5,000,000	4,750,000

<表>

	生鮮食品資産 グループ	干物関連資産 グループ	レジシステム 共用資産	合計
帳簿価額	()	()	1,500,000	()
割引前将来 CF	3,950,000	5,000,000	—	()
回収可能価 額	3,200,000	4,750,000	500,000	()
兆候	あり	—	—	あり
減損損失	()	—	()	()

<解答>

	生鮮食品資産 グループ	干物関連資産 グループ	レジシステム 共用資産	合計
帳簿価額	(4,500,000)	(4,000,000)	1,500,000	(10,000,000)
割引前将来 CF	3,950,000	5,000,000	—	(8,950,000)
回収可能価 額	3,200,000	4,750,000	500,000	(8,450,000)
兆候	あり	—	—	あり
減損損失	(1,300,000)	—	(250,000)	(1,550,000)

<メモ>

<投資不動産（賃貸等不動産）の会計処理>

著者が税理士試験を受験した時に投資不動産の注記が出たことがありました。その時の解答速報では、すべての会社が没問とっていました。要はどこも取り上げていなかったのですね。全経上級でも日商1級でもそのような問題が出ます。その場合は落ち着いて、他の問題を優先にしてください。

投資不動産に関しては下記の内容だけ押さえておけば良いと思います。

「不動産であってもトレーディング目的で保有する棚卸資産に該当するものがあれば、時価評価されることになると考えられる。しかしながら単に賃貸収益を得ることを目的として不動産が保有される場合や、キャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目的として保有されていても、活発な取引が行われるように整備された購買市場と売却市場とが区別されていない単一の市場が存在しない場合には、時価によって直ちに売買・換金を行うことには制約があるため、当該不動産を時価評価し、その差額を損益とすることは適当ではないと考えられる」

- ①賃貸収益の場合には時価評価できない（売買・換金に制約あり）
- ②値上がり期待でも、活発な市場存在しない場合も時価評価できない
- ③事業投資ではないが、事業投資に近いので原価評価ではあるが、純然たる事業投資ではないので時価の開示は投資情報として一定の意義あり→時価を注記で開示
純資産直入という方法も考えられるが、その一歩手前という考え方

時価による開示の順序

売買目的有価証券（損益）→その他有価証券（純資産）→投資不動産（注記）

このようにイメージしておけば良いと思います

<質問タイム>解答は P197

< 1 >

I F R S では減損の戻入を行うことになっているが、わが国では減損損失の戻入は実施しない。割引前 C F での認識の判定を考慮して答えなさい。

< 2 > 残存使用年数が 20 年超の場合の処理ってなかったですか？

< 1 >

割引前の将来CFが帳簿価額を下回っている場合に限り減損損失の認識が行われることは、すなわち減損が相当程度確実な場合に限って減損の認識・測定を行うことを意味しており戻入を行う必要はないと考えられる。また戻入を実施する場合の過大な事務負担。も考慮している。

< 2 > 下記のようなケースですね

	20年	21年	22年	23年
< 20年までは毎年 10,000 円 >		5,000 円	4,000 円	3,000 円
				売却 2,000 円

割引率 3%

(年金原現価係数 14.877、21年目の現価係数 0.538、22年目 0.522、23年目 0.507)

帳簿価額 240,000 円

当期末の正味売却価額 170,000

< 判定 >

$10,000 \times 20 + 5,000 \div 1.03 + 4,000 \div 1.03^2 + 5,000 \div 1.03^3 = 213,200$

(21年目以降は20年段階まで割引いて20年間の割引前CFに加算する) これは判定の為だけ

帳簿価額 240,000 > 割引前CF 213,200 ∴ 減損を認識

< 回収可能価額 > ここでは、すべて現在価値に割引く

割引CF → $10,000 \times 14.877 + 5,000 \times 0.538 + 4,000 \times 0.522 + 5,000 \times 0.507 = 156,083$

(売却価値) 170,000 > (使用価値) 156,083

∴ 減損損失 $240,000 - 170,000 = 70,000$

<メモ>

CHAPTER14（無形固定資産・研究開発費）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。のれんの論点は企業結合であらためて解説します

動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。

また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んではる部分は聴き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。

税理士試験の理論ではよく出題されています。

計算問題は比較的簡単な論点が出題されます。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
研究開発の典型例選択	52回（H14）、65回（H27）	
研究開発費・費用処理の根拠	52回（H14）、57回（H19） 64回（H26）	◎
市場販売目的ソフトウェアの穴埋め等	52回（H14）	
ソフトウェアの目的別会計処理	57回（H19）	

財務諸表論の計算問題では頻出ですが内容は比較的簡単です。確実な得点源にしてください。

日商1級・全経上級では最近の過去問では理論問題は掲載されていません。ただ研究開発費の費用処理の根拠はしっかり確認しておいた方が良いでしょう。

商業簿記での計算論点は数多く出題されている訳ではありませんが重要です。しっかり押さえておきましょう。

<全経上級出題傾向>

商業簿記・計算問題→185（見込販売数量での償却）

<日商1級出題傾向>

商業簿記・計算問題→135回（見込販売収益での償却）

146回→ソフトウェア受託会社の総合問題だが、指示通り対応すれば比較的平易

無形固定資産・ソフトウェア・研究開発費の論点

理論での出題可能性は研究開発費が高い

- 1.無形固定資産の償却について
- 2.研究開発費
- 3.ソフトウェア
- 4.計算論点

第6版テキスト読んでますが、聴くだけで結構です

1.無形固定資産の償却について

「無形固定資産は、有形固定資産と同様に、当該資産の取得原価によって評価され、特定の償却手続きに従って配分される。

①償却方法→原則として残存価額を0とした定額法により償却する

なぜ残存価額0？

有形固定資産と違い、償却期間経過後は売却可能性が少ないから

②記帳方法→直接法

有形固定資産は買換えを予定しているため、取得原価を表示する間接法で記帳するケースが多い

無形固定資産は買換えを予定していないため、取得原価を表示する必要性が薄い

③償却期間

法定存続期間で償却します（のれんを除く）

税法の耐用年数と法定存続期間を参考までに次ページ以降に掲載します

旧動画では P63 と話しています

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表

改正後 21年度から適用

種類	細目	耐用年数
漁業権		一〇
ダム使用权		五五
水利権		二〇
特許権		八
実用新案権		五
意匠権		七
商標権		一〇
ソフトウェア	複写して販売するための原本	三
	その他のもの	五
育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第	一〇
	その他	八
営業権		五
専用側線使用权		三〇
鉄道軌道連絡通行施設利用		三〇
電気ガス供給施設使用权		一五
熱供給施設使用权		一五
水道施設使用权		一五
工業用水道施設使用权		一五
電気通信施設使用权		二〇

旧動画 P64

無形固定資産 (法律上の権利)	内容	法定存続 期間
特許権	この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。	20年
実用新案権	この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。	10年
商標権	この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて	10年
意匠権	この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。	15年
借地権	建物の所有を目的として借地を使用する権利 賃借権（債権）と地上権（物件）がある	非償却性 資産
鉱業権	一定の区域で特定の鉱物を採掘・取得する権利	生産高比例法 定額法の場合 は5年、8年

旧動画 P65

<例題 1> 次の問 1~3 の取引の仕訳を下さい。

1. 期首に、佃製作所からバルブシステムの特許権を 1,400,000 で購入し、代金は小切手を振り出して支払った。なお、特許権の登記諸費用 100,000 円を現金で支払った。
2. 期首に、ダイヤモンドの採掘権を 8,000,000 円で取得し、代金を他人振出の小切手を振り出して支払った。なお、今後 2 年間にわたり毎年 25kg、その後 3 年間は毎年 10kg の鉱物の採掘が予想される。
3. 当期の決算において、上記の特許権と鉱業権を次の条件で償却した。特許権は耐用年数を 8 年として定額法により償却し、鉱業権は当期の採掘量を 22kg として生産高比例法により償却する。

<解答>

- | | | | | |
|---|-----|------------|------|-----------|
| 1 | 特許権 | 1,500,000/ | 当座預金 | 1,400,000 |
| | | | 現金 | 100,000 |
| 2 | 鉱業権 | 8,000,000/ | 現金 | 8,000,000 |

※他人振出の小切手で支払う場合は現金勘定で処理する。
このケアレスを本試験で行うと結構痛い！

- | | | | | |
|---|-------|------------|-----|-----------|
| 3 | 特許権償却 | 187,500/ | 特許権 | 187,500 |
| | 鉱業権償却 | 2,200,000/ | 鉱業権 | 2,200,000 |

旧動画 P66

2.研究開発費

研究→新しい知識の発見を目的とした計画的な調査および探求
自動運転（Google・TOYOTA など）

莫大な投資→でも実現に至り収益を獲得できるかどうかは不明
（調査では 10%くらい）

開発→研究の成果を具体化（実用化）すること

※平成 10 年の基準作成以前は繰延資産か発生時費用処理は任意だった
任意だと何が問題になるのでしょうか？

そうですね、企業間比較の関係でした

同様の話はありませんでしたか？

工事契約ですね。

では、審議会でどのような話し合いがなされたのでしょうか？

①すべて資産計上→資産の定義を満たしていないからダメ
経済的資源ではない→CF獲得能力が（確実では）ない

②一定の要件を満たせば資産計上
何をもってCF獲得能力とするか？

結果的に、発生時費用処理と決められた（但し、製造原価に含められた場合は棚卸資産として資産として繰り延べられることもある→総額を注記しなければならない

研究開発費等に係る会計基準の意見書を掲載しておきます。

重要な投資情報である研究開発費について、企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理又は資産計上を任意とする現行の会計処理は適当でない。

研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえない。そのため、研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でないと判断した。

また、仮に、一定の要件を満たすものについて資産計上を強制する処理を採用する場合には、資産計上の要件を定める必要がある。しかし、実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがあると考えられる。したがって、研究開発費は発生時に費用として処理することとした。

研究活動は成功するかどうか不明→成功しても具体化できるかどうか不明→具体化できても売れるかどうか不明（ライバル会社の先行など）→収益獲得不明

<押さえておこう>

研究開発費には、人件費、原材料費、特定の研究目的のために取得した固定資産で他の目的に転用できないもの等があり、有形固定資産の取得であっても発生時に費用処理することになる。新しい知識の発見とともに、従来製品の著しい改良も研究開発費に該当する

3.ソフトウェア

＜有形固定資産である車両（自動運転）と比較してイメージしよう＞

TOYOTA 研究所で 莫大な投資で研究	試作品完成	改良・強化	完成	在庫
弥生が AI 仕訳で 莫大な投資で研究	製品マスターVer0 完成 機能の維持		Ver1.5.1	

研究開発活動
＜研究開発費＞
生産活動
＜無形固定資産＞
＜修繕費：デバッグ（バグ取り）＞
販売活動
＜棚卸資産＞

＜ソフトウェア製作の会計処理＞

製作目的	詳細	会計処理	理由
研究開発		研究開発費	
自社利用	収益獲得・費用削減に貢献	無形固定資産(5年償却)	
	上記以外	費用処理	
受注製作		請負工事に準ずる	
市場販売	製品マスタまで	研究開発費	具体化する前の段階
	研究開発に該当		そのもの
	著しい改良		単なる VerUp ではない
	機能の改良強化	無形固定資産（3年償却）	資本的支出
	機能の維持	修繕費 etc 当期の費用	収益的支出
	製品の製作	製造原価・棚卸資産	

※自社利用の5年償却に比べ市場販売目的は陳腐化早いので早期償却

※ソフトウェアの製作費は製作目的により、将来の収益との対応関係が異なるから取得形態別ではなく製作目的別に設定することとした。

ソフトウェアを市場で販売する場合には、製品マスター（複写可能な完成品）を制作し、これを複写したものを販売することとなる。製品マスターの制作過程には、通常、研究開発に該当する部分と製品の製造に相当する部分とがあり、研究開発の終了時点の決定及びそれ以降のソフトウェア制作費の取扱いが問題となる。

イ. 研究開発の終了時点

新しい知識を具体化するまでの過程が研究開発である。したがって、ソフトウェアの制作過程においては、製品番号を付すこと等により販売の意思が明らかにされた製品マスター、すなわち「最初に製品化された製品マスター」が完成するまでの制作活動が研究開発と考えられる。これは、製品マスターの完成は、工業製品の研究開発における量産品の設計完了に相当するものと考えられるためである。

ロ. 研究開発終了後のソフトウェア制作費の取扱い

製品マスター又は購入したソフトウェアの機能の改良・強化を行う制作活動のための費用は、著しい改良と認められない限り、資産に計上しなければならない。なお、バグ取り等、機能維持に要した費用は、機能の改良・強化を行う制作活動には該当せず、発生時に費用として処理することとなる。

製品マスターは、それ自体が販売の対象物ではなく、機械装置等と同様にこれを利用（複写）して製品を作成すること、製品マスターは法的権利（著作権）を有していること及び適正な原価計算により取得原価を明確化できることから、当該取得原価を無形固定資産として計上することとした

（ロ）の後半の太字部分は財務諸表論で2回出題（H14、H19）されている

＜意見書をかみ砕いてみよう＞

★製品マスタは、それ自体が販売の対象物ではなく、機械装置等と同様にこれを利用して製品を作成する



＜CD-ROM をCD製作機で量産する行為＞≡＜機械でカップを量産する行為＞

★ソフトウェア取引の収益認識
目的から考えれば納得できる

＜市場販売目的＞→棚卸資産と同じです→実現主義

＜受注製作目的＞→請負契約なので→工事契約に準じる

★企業結合により受け入れた研究開発の会計処理
企業結合の論点として、あらためて説明します

<メモ>

4.計算論点

★ソフトウェアの原価

原価に算入するもの

- ①ソフトウェア本体
- ②カスタマイズ（修正部分）費用

原価に算入しないもの

- ①データコンバート費用
- ②操作研修（講師派遣）
- ③研修用のテキスト代金

※ソフトウェア会社でなければ処理できないものはソフトウェアの原価に算入

- ・コンバートは入力し直せば自社で可能なので原価に入りません
- ・研修は受けなくてもマニュアルで対応可能なので原価に入りません

保守料は微妙かもしれませんね。通常は機能維持と考え収益的支出（費用処理）になります。

では例題を解いてみましょう。

<例題 2>

1. 自社利用目的で、経費削減効果が確実と見込まれる完成品のソフトウェアである弥生奉行 1,200,000 円を CMC から購入し、代金はカスタマイズ費用 12,000 円とともに小切手を振り出して支払った。

2.

当期の決算において、上記のソフトウェアを耐用年数 5 年として償却した。

3.

無形固定資産に計上した市場販売目的のソフトウェア「弥生で顧客管理」の製作費 1,800,000 円につき、次の条件で見込販売収益に基づき償却する場合、各年度の償却額を計算し、仕訳を示しなさい。なお、各年度の見込みに変更はなかったものとする。

	期首時点の 見込販売数量	各期の 実績販売数量	期首時点の 見込販売収益	各期の 実績販売収益
01 年度	13,000 個	6,000 個	1,600,000 円	900,000 円
02 年度	7,000 個	4,000 個	700,000 円	460,000 円
03 年度	3,000 個	3,000 個	240,000 円	240,000 円

<解答>

1. ソフトウェア 1,212,000/ 当座預金 1,212,000

2. ソフトウェア償却 242,400/ ソフトウェア 242,400

3.

01 年度末

 ソフトウェア償却 1,012,500/ ソフトウェア 1,012,500

02 年度末

 ソフトウェア償却 517,500/ ソフトウェア 517,500

03 年度末

 ソフトウェア償却 270,000/ ソフトウェア 270,000

※各年度の償却において均等償却との比較を行う事

※最終年度は差額償却

<例題 3>

01 年度に無形固定資産に計上したソフトウェア「奉行で顧客管理」の取得原価は 1,200,000 円であった。このソフトウェアの見込有効期間は 3 年である。販売開始時における見込販売数量は 5,000 個（この時点での合理的見積りによる）であったが、1 年度末に見積りの変更を行った各期の見込販売数量と各年度の実績販売数量は次のとおりであった。このとき、見込販売数量にもとづく償却額はどのようになるか。各年度の仕訳を示しなさい。なお、当初の見込販売数量は、その時点での合理的見積りにもとづくものであった。

	期首時点の見込販売数量	各期の実績販売数量
01 年度	5,000 個	2,800 個
02 年度	2,000 個	1,200 個
03 年度	800 個	800 個

<解答>

01 年度末

ソフトウェア償却 672,000/ ソフトウェア 672,000

02 年度末

ソフトウェア償却 316,800/ ソフトウェア 316,800

03 年度末

ソフトウェア償却 211,200/ ソフトウェア 211,200

※各年度の償却において均等償却との比較を行う事

※最終年度は差額償却

<日商 1 級レベルに挑戦>

CMCソフト（決算日 3 月末日、年 1 回決算）は、市場販売目的の会計ソフトの企画、制作、販売事業を営んでいる。×5 年 3 月期決算にあたり、ソフトウェアの制作に関する以下の資料にもとづき、当期の研究開発費として会計処理される金額と、無形固定資産として貸借対照表に計上される金額等に関する下記の設問に答えなさい。なお、計算上端数が生ずる場合には、そのつど千円未満を四捨五入すること。

【資料 1】ソフトウェアの制作に関する当期の費用

①従業員給料：128,000 千円

②減価償却費：100,000 千円

③その他諸経費：45,000 千円

【資料 2】【資料 1】の費用のうち、最初に製品化された製品マスターの完成までの費用は、次のとおりである。給料の 70%、減価償却費の 40%、その他経費 30%。なお、著しい改良、維持、パッケージの制作などの費用は発生しなかった。

設問 1 研究開発費として処理される金額

設問 2 無形固定資産として貸借対照表に計上される金額

設問 1 解答： $128,000 \times 70\% + 100,000 \text{ 円} \times 40\% + 45,000 \times 30\% = \boxed{143,100 \text{ 千円}}$

設問 2 解答： $(128,000 + 100,000 + 45,000) - 143,100 = \boxed{129,900 \text{ 千円}}$

＜税理士試験にチャレンジ＞第 61 回

株式会社港商事の第 24 期（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）における貸借対照表上と損益計算書の下記の金額を答えなさい。

なお、ソフトウェアの内訳は次のとおりであり、当期の償却計算は未了である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減効果が確実に認められる。償却年数は 5 年として前期まで償却している。

システム	利用開始時期	前期末帳簿価格
会計処理	平成 28 年 2 月 1 日	27,600 千円
営業管理	平成 26 年 12 月 1 日	7,200 千円

- ①ソフトウェア
- ②ソフトウェア償却（販売費及び一般管理費）

＜解答＞

会計処理の償却費→ $27,600 \times 12 \div 46 = 7,200$

営業管理の償却費→ $7,200 \times 12 \div 32 = 2,700$

償却費合計→ $7,200 + 2,700 = 9,900$

BS 計上額→ $27,600 + 7,200 - 9,900$

①ソフトウェア 24,900

②ソフトウェア償却 9,900

<質問タイム>

市場販売目的のソフトウェア償却のPL上の原則区分は何になるでしょうか？

「毎期の償却額は残存有効期間に基づく均等配分額を下回ってはならない」のは何故か。工事進行基準の成果の確実性と比較して述べよ。

CHAPTER15（繰延資産と引当金）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。

また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでは聞き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。

税理士試験の理論ではよく出題されています。計算問題は退職給付引当金や賞与引当金以外はほとんど出題されません。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
繰延資産の計上根拠	64回（H26）	◎
引当金の計上根拠	60回（H22） 65回（H27）	◎
評価性・負債性引当金	65回（H27）	
修繕引当金	60回（H22）	◎
減価償却累計額との対比	60回（H22）	

財務諸表論の理論問題では66回以降出題されていない（R02年5月現在）ので要注意の論点でしょう。日商1級・全経上級では最近の過去問では理論問題は掲載されていません。ただ計上根拠はしっかり確認しておいた方が良いでしょう。

<財務諸表論・計算問題>

64回→税務上の繰延資産

「繰延資産勘定として、6か月前に完成した商店街の共用アーケードの負担金2,200円を計上している。当該アーケードに対して当社に所有権はない。適切な科目に振り替えて5年間で均等償却(月割計算)を行う。

共同施設負担金2,200／繰延資産2,200

共同施設負担金償却220／共同施設負担金220

（共同施設負担金は長期前払費用でもOK）

<全経上級出題傾向>

理論→183・187回（繰延資産の計上根拠）

ポイント引当金の話をしている箇所がありますが、財務諸表論での出題実績の話です

繰延資産

<論点>

計算は簡単。繰延資産と引当金は、収益費用アプローチとの関連で理論での出題可能性は高い。(全経上級) テキストはわずか2ページですが、引当金も含めて少し掘り下げてみましょう。

- 1.繰延資産とは
- 2.引当金とは
- 3.大航海時代の会計
- 4.債権者中心の考え方<静態論> (資産負債アプローチ)
- 5.投資家中心<資本主義社会の成熟と動態論> (収益費用アプローチ)
- 6.そして概念フレームワークへ (ハイブリッド会計)

1. 繰延資産とは？（容認規定）費用なのに費用じゃない

企業会計原則注解とは→企業会計原則の特定の項目に関する補足説明や具体的な内容を示している。

企業会計原則（注解 15）

将来の期間に影響する特定の費用（すでに代価の支払いが完了し又は支払い義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用）は、次期以後の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。

開発費（市場開発費）と有形固定資産を比較して説明しましょう

- ・なぜ特定の費用（作業済・支払済）なのに資産計上？
有形固定資産も支出の効果が将来発現するので、費用配分している。
繰延資産である市場開発費も支出の効果が将来発現するのは同じ。
- ・換金価値なんてないのに？
ここは有形固定資産とは違います。
- ・収益と費用は対応させなければ（費用収益対応の原則）
有形固定資産と同様収益は将来計上されるので、費用収益対応の原則を適用
- ・どんな費用が認められるの？
特殊な資産なので限定されている

★「平成 18 年年 8 月繰延資産の会計処理に当面の取扱い（会社法施行後）」では以下の 5 項目が列挙されている

- ① 創立費→設立関係の費用は設立後の収益のために使っている（法務局登記まで）
定款作成など
- ② 開業費→設立後、営業開始までの費用も将来の収益のために使っている
（登記後） 口座開設など
- ③ 開発費→新市場の開発は今の収益よりも将来の収益のために使っている
- ④ 株式交付費・⑤ 社債発行費等→資金調達は将来の収益のために使っている

償却期間の覚え方

<発行3年他5年（5文字3年、3文字5年）>

社債発行費は例外。償還期間で償却する。

※前払費用との違いを確認しよう

	繰延資産	前払費用
支払済みか	支払い済み	支払い済み
役務提供は済んでいるか	済んでいる	済んでいない

但し、両資産とも「適正な期間損益計算（正しい利益を計算したい）の観点」から計上される点は同じ

※IFRSでは無形資産として整理されているので、ASBJ（企業会計基準委員会）も「今後無形資産についての会計基準が整備される場合には、国際的な会計基準とのコンバージェンスから繰延資産実務対応報告を廃止することが考えられる」としている。

※効果が将来にわたって発現するものと期待できなくなったら、未償却残高を一時に償却する

2. 引当金（注解 18）：強制規定：費用じゃないのに費用

簡単にいうと、「当期に帰属する費用または損失の見積もり計上による貸方項目」

※注解では、P L 側からの要請（適正な期間損益計算）ということが記されている

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

貸倒引当金で考えてみましょう

- ①将来の貸倒損失ですね
 - ②当期も含めた売掛金の残高が原因
 - ③発生の可能性は高い（過去の実績から判断できる）
 - ④合理的に見積もることのできる（平均値などで見積もることが可能）
- 4つの要件満たしています

旧動画 P90

※偶発事象は偶発債務（保証債務）・・・注記

発生の可能性が高い（50%以上）・・・引当金

発生した（確定）・・・・・・・・・・未払金

※経済的価値の費消はなし・支払なし・支払義務なし（未費消・未支出）→費用じゃない。でも、収益との対応から費用を見積もって計上する

引当金は負債の論点として学習するケースが多いので、負債の定義から確認しましょう。

負債の定義は覚えていますか？

「経済的資源を引き渡す義務」でした。資産負債APのもとで引当金が認められるかどうかを後から解説します。

その前に、4つの要件はしっかりと押さえておこう

- ①将来の特定の費用又は損失であること（経済的価値の費消は将来）
- ②その発生が当期以前の事象に起因していること（原因の発生も含む）
- ③発生の可能性が高いこと（低いものは偶発債務）
- ④金額を合理的に見積もることができること

「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に**記載するものとする**」損益計算重視であることがわかりますね

★未払費用との異同点

①未払費用：一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受ける事実に着目・見積はない

引当金：契約の有無は問わない・見積もり

<分類>

評価性引当金（貸倒引当金・投資損失引当金）

負債性引当金（退職給付引当金・賞与引当金・売上割戻引当金・修繕引当金）

※修繕引当金の負債性について概念フレームワークから検討してみよう

操業停止・廃棄の決定などにより修繕の義務はなくなる可能性がある
したがって、負債性は認められません。

★引当金論争（参考）

時期	会計	商法	実務
1949～54	企業会計原則に例示 注解→評価性と負債性 引当金が示された		引当金計上
1962		287条ノ2	
	広義説（利益留保の引 当金認める）	狭義説	1964：広義説支持 好況→社内留保
1974	注解 14 新設 注解 18 修正		
1978			大阪地裁（狭義説）
1981	注解 14 削除	287条ノ2改正	利益留保の特定引当金の 余地なくなる

3. 大航海時代（貸借対照表の章でも説明しましたが、再度説明します）

では、ここで貸借対照表と損益計算書の歴史を確認してみましょう。

大航海時代には、一攫千金を夢見る男たちがいました。彼らは、お金はないが夢と体力がありました。そして彼らに夢を預ける資産家が船や資本を提供したのです。資産家は 10,000,000 円投資しました。それから半年、男たちが戻ってきました。大漁です。30,000,000 円で売れました。2,000,000 円を投資家と船員たちで分けたとのことです。

この時代は、一航海が会計（計算）期間です。従って、費用配分や費用収益対応の原則などはいりません。

4. 銀行からみた貸借対照表（20 世紀前半）→債権者保護

銀行が強い時代

債権者に対する支払い能力の開示（流動比率・手元流動性）

会社が活動をやめた時（静かになる時）に債権者にいくら払えるか（換金価値－確定債務）を表すものが B/S。静態論のもとでの貸借対照表といいます（静的貸借対照表）。

この場合の資産は換金価値を有するものとなります。当然繰延資産は認められません。引当金も確定債務ではないので認められません。

修繕引当金は確定債務ではないので認められませんね。

<参考：2016 年>修繕引当金に関して

J R 北海道：435 億（4 要件満たしているが計上していない）

J R 東海：2,450 億計上

J R 他社：修繕費一括計上

このような状況は投資者の意思決定に有用とは言えないと警笛をならしている学者は多い

5. 投資家からみた貸借対照表（20世紀中盤）→投資家保護→収益費用アプローチ

時は20世紀中盤、この時代は投資家たちが利益を争い、ベンチャー企業に投資したそうです。あたかも大航海時代の資産家のような感じです。投資家は利益配分を求めます。ベンチャー企業はダイナミックに（動的に）活動します。ただし、大航海時代では一航海ですが、この時代は継続企業が前提です（ゴーイングコンサーン）。ここでは、利益配分である配当原資としての**利益計算が最も重要な概念**になりました。利益計算を収益－費用の観点から考えるわけです。この場合の資産は費用をたてた結果の未解決項目（取得原価－減価償却費＝新取得原価→支出未費用：費用計算が主役）。繰延資産や引当金の計上は認められる。

動的貸借対照表と呼ばれます。

修繕引当金は収益との対応という意味で認められます

収益費用アプローチ→利益の把握を主目的とする考え方
収支計算と損益計算の不一致項目（未解決項目）をBSに収容する
PL主役・BS脇役
損益法（誘導法）で利益を計算

4の考え方を**静態論**、5の考え方を**動態論**と呼びます。

6. そして今の貸借対照表は（20世紀後半）→資産負債AP

グローバル化という言葉でくくられるボーダレス社会。デリバティブ等の金融商品がどんどん開発されました。国内のルールだけで企業が対応できる時代ではありません。日本社会は投資家のための**PL中心の会計原則**をつくってきましたが、国際標準の波がおとずれ貸借対照表中心（というよりも資産・負債を中心とした考え方＝**資産負債アプローチ**）の会計基準とせめぎあっている状況です。日本の会計制度がハイブリッド型と呼ばれる所以ですね。今の時代に繰延資産は認められるのでしょうか？概念FWの資産の定義を思い出して下さい。「過去の取引または事象の結果、報告主体が支配している経済的資源（CF生成能力）」繰延資産の認められる余地はありそうですね。

資産負債アプローチは静態論と違い、将来のCFを考えるとところが違いますね。

※修繕引当金は義務ではないので負債とは認められませんね

資産負債AP→企業価値の算定を主目的とする考え方
財産法（棚卸法）で利益を計算
静態論との違いは、キャッシュの発生（存在？）時期

<財産法と損益法>

最近の日商簿記3級のテキストには記載されていませんが、以前は利益計算の方法として2種類の方法が説明されていました。それが財産法と損益法です。

例：期首資本金→500万円 当期収益1,000万円 当期費用800万円 期末資本金700万円

財産法（≡棚卸法）での利益計算→700万円－500万円＝200万円

長所：財産の裏付けがある

短所：利益の発生原因は明らかではない

損益法（≡誘導法）での利益計算→1,000万円－800万円＝200万円

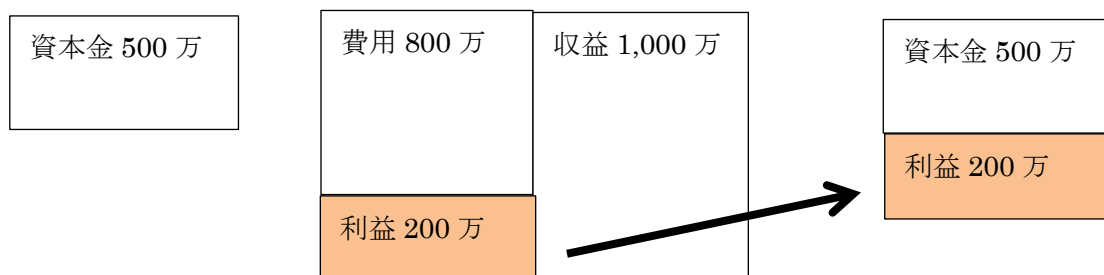
長所：利益の発生原因が明らかになる

短所：利益の裏付けとなる財産の状況はわからない

※棚卸法：資産と負債の実地調査を行い計算する

※誘導法：帳簿記録を元に財務諸表を作成し、その過程で利益を計算する方法

現在の制度は誘導法を採用している



資本の増減と期間利益が一致→クリーンサープラス（きれいな剰余金）関係

ここでその他有価証券 300 / その他有価証券評価差額金 300 の処理が行われると
資本の増加→300 ≠ 利益の増加 200

この場合でも株主資本の増加→200 = 利益の増加→200

というクリーンサープラス関係は保たれています。

この話は、包括利益の章でゆっくりと・・・

ハイブリッド会計！まとめてみましょう。

資産負債APのもとではCF獲得能力（経済的資源）を資産とし、将来CFを資産負債の評価に反映する（そして差額を純資産、純資産の変動額を包括利益とする）。

→そこでは収益費用APの発生・実現概念を「投資のリスクからの解放」という言葉で代用した。

今日は、こんなところでしょう。

では、例題を実施しましょう。

<例題 1>

次の問 1～2 の取引の仕訳をしなさい。

1. 9月1日新株の発行に伴い、下記の費用を現金で支払った、この新株発行によりえられた資金は設備投資に向けられ、その効果は3年以上と予想される稼働期間にわたって発現すると予想されるので、会計上の例外的な処理を行う。

支払先	金額	備考
電通	100,000 円	株主募集のための広告費
博報堂	200,000 円	大谷選手が出演する商品販売の広告費
法務局	224,000 円	新株登記の登録税

2. 翌年3月31日に決算を迎えたときの決算整理仕訳

<解答>

- 1 株式交付費 324,000 / 現金 524,000
 広告宣伝費 200,000
- 2 株式交付費償却 63,000 / 株式交付費 63,000

<例題 2>

次の問 1～2 の取引の仕訳をしなさい。

1. 2月1日 全く新しい製品の大規模なマーケティング調査を行い、その費用 12,000,000 円を、小切手を振出し支払った。なお、この支出の効果の及ぶ期間は4年間になると見込まれ、繰延資産とする。

2. 3月31日 毎決算期の決算整理仕訳。なお、支出の効果は実現している。

<解答>

- 1 開発費 12,000,000 / 当座預金 12,000,000
- 2
- 1 年度 開発費償却 500,000 / 開発費 500,000
- 2-4 年度 開発費償却 3,000,000 / 開発費 3,000,000
- 5 年度 開発費償却 2,500,000 / 開発費 2,500,000

※1 年度は 2 か月、2～4 年度は 1 年、最終年度は 10 か月である。

<質問タイム>

①地震損失引当金は計上可能ですか？

②賞与を例に、負債に該当する相手勘定3つを考え、それぞれ適用するケースを述べよ

③第63回税理士試験（計算）

下記の仕訳をしなさい

<決算3月末>

平成30年7月に支給対象期間（29年10月から平成30年3月）に対応して算定した夏期賞与86,728千円を支給することが確定しているため、適切な科目に計上する。
また業績連動賞与21,682千円を同時に支払うことが確定しているため、適切な科目に計上する。

引当金に関連する以下の問に答えなさい。

1. 次の文は、「企業会計原則注解」の一部を抜粋したものである。空欄（イ）から（二）に当てはまる適切な語句を、[語句群]の各空欄に対応する選択肢から選び、その番号（①～⑤）を答案用紙に記入しなさい。

「企業会計原則注解」（注 18）

将来の特定の費用又は損失であって、その（イ）、（ロ）、かつ、その金額を（ハ）ことができる場合には、（二）金額を、当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

空欄	選 択 肢
イ	① 責務が当期以前に発生し ② 責務が当期末までに確定し ③ 発生が当期以前の事象に起因し ④ 発生が当期末までに確定し ⑤ 支出が当期以前の事象に起因し
ロ	① 発生の可能性が高く ② 支出の可能性が高く ③ 支出が確実に起こると予想され ④ 支出が見込まれ ⑤ 発生が見込まれ
ハ	① 確定する ② 客観的に算定する ③ 正確に算定する ④ 合理的に見積もる ⑤ 健全に見積もる

二	① 当期の負担に属する	旧動画 P98
	② 当期の収益に対応する	
	③ 当期までに実現した	
	④ 将来に負担する	
	⑤ 将来に支出する	

2. 次の(1)から(5)までの引当金を、(A)資産に係る引当金と(B)負債に係る引当金に分類し、資産に係る引当金には A を、負債に係る引当金には B を、答案用紙の該当する引当金欄 (1)～(5)に記入しなさい。

(1) 製品保証引当金	(2) 事業構造改善引当金	(3) 投資損失引当金
(4) 責務保証損失引当金	(5) 貸倒引当金	

3. 将来の費用または損失であるにもかかわらず、前期 1 の要件を満たすものは引当金への繰入を通じて当期に費用配分される理由を述べなさい。

この説明の後に、P229 の問題に戻ります (1 時間 25 分)

<解答>

①地震損失引当金は計上できない

当期以前の事象に起因し（因果関係は認められない）

発生の可能性が高いとは言えない

金額も合理的に見積もることができない

②未払金・未払費用・引当金

未払金（今期中に支払う必要があった賞与が遅れている状況：確定）

未払費用（3月までに確定している賞与を5月に支払う：継続的な役務提供）

引当金（1月～5月までの考課で6月に支払うが、あくまでも見積もり）

※確定した業績連動賞与は未払金（臨時の支給＝継続的な役務提供に対応しない）

③賞与 86,728／未払費用 86,728

賞与 21,682／未払金 21,682

<税理士試験にチャレンジ>

1. ③ ① ④ ①

2. B (製品を保証する義務)

B (割増退職金などの義務)

A (投資に関する引当金なので資産のマイナス)

B (保証債務を負っている所以義務)

A (売掛金のマイナス)

3.下記内容を記載すればOK (全経上級なら)

費用収益対応の原則

将来の支出を当期に費用配分

最後 (1時間 30分あたり) に確認テストを実施していますが、このレジュメの問題はありません。視聴頂くだけでも復習になります。ご了承ください。

CHAPTER16（退職給付引当金）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。

また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでは聴き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。

税理士試験の理論ではよく出題されています。計算問題は退職給付引当金や賞与引当金以外はほとんど出題されません。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
退職給付の性格（貸金後払説）	55回（H17）	
引当金としての性格	55回（H17）	○
原因発生主義	55回（H17）	◎
費用認識と負債認識	55回（H17）	◎
債務測定と割引現在価値	60回（H22）	◎
退職給付債務・資産除去債務と減損における割引率の違い	68回（H30）	
期間定額基準と給付算定式基準	68回（H30）	

動画では重要度ランクが間違っておりました

財務諸表論の理論問題では55回に25点問題で出題されている。また68回でも出題されているので、R2年の出題可能性は低いと考えます。日商1級・全経上級では最近の過去問では理論問題は掲載されていません。

<計算問題>

財務諸表論・日商1級・全経上級でほぼ毎回のように出題されています。練習問題には事欠きません。しっかり確認して下さい。

<全経上級出題傾向>

185回会計学：連結での問題であるが個別の知識で対応可能（普通の計算問題）

<日商1級出題傾向>

149回会計学：個別と連結での金額計算（平易な計算問題）

退職給付引当金

<論点>

税理士試験の場合は、BOXをしっかりと押さえよう
全経上級なら仕訳を押さえよう

理論は少しだけ・・質問タイムで説明します

<テーマ>

①引当金の要件（復習）

②新株予約権付社債と同じ！言葉負けしないように！

退職給付債務

年金資産

勤務費用

利息費用

過去勤務債務

数理計算上の差異

期待運用収益

退職給付費用

でも仕訳で使う科目は2つだけ

退職給付費用・退職給付引当金

③例題（退職給付見込額や当期の勤務費用などの計算）を解いてみよう

④差異攻略BOX

⑤例題

動画では全経上級テキストの問題に関して、「連結や税効果および包括利益を学ばないとわかりにくい論点があります。」と話しています。

総合的な問題を作成しましたのでチャレンジして下さい。

①引当金の要件

旧動画 P132

- ・将来の特定の費用又は損失であること（将来の費用的支出）
- ・その発生が当期以前の事象に起因していること（当期の仕事）
- ・発生の可能性が高いこと（労働協約等）
- ・金額を合理的に見積もることができること（退職率・死亡率）

②言葉の定義

フリーテキスト講座でも説明済みですが…再度

退職給付債務→退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を「安全性の高い債権の利回り」で割引引いて計算する。

年金資産→企業年金制度に基づき退職給付に充てる為に積み立てられた資産

勤務費用→一期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいい、割引計算により測定される

利息費用→割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう

期待運用収益→年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益をいう。年金資産の公正な評価額を計算する際に用いられる実際運用収益とは異なる

数理計算上の差異→年金資産の期待と実際の差異、退職給付債務の見積数値と実際の差異など

未認識数理計算上の差異→数理計算上の差異のうち、費用処理されていないもの

過去勤務費用→退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増減部分をいう

フリーテキスト講座をみて頂いたという前提で

<例題>

次の資料に基づいて、①退職給付見込額、②退職給付債務額、③当期の勤務費用、④当期の利息費用を計算しなさい。

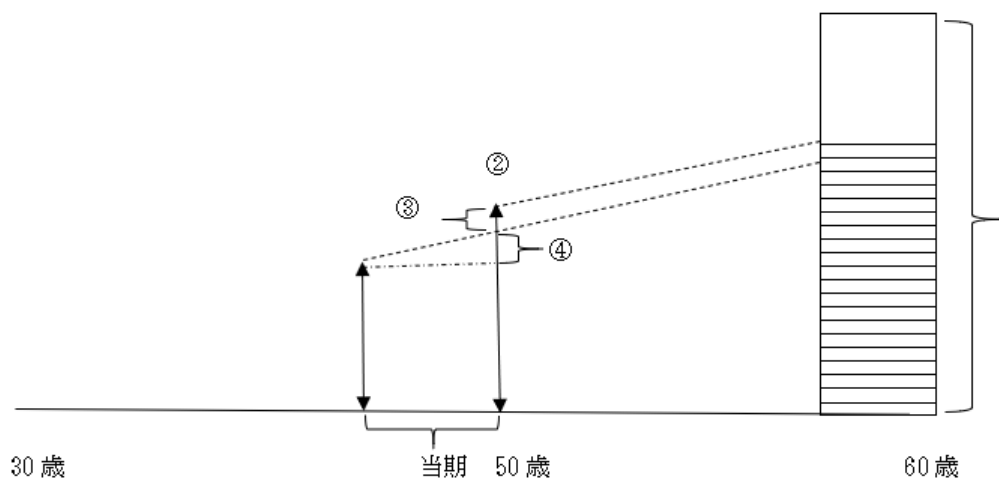
<資料>

- ・従業員横山は、現在 50 歳である。
30 歳で入社し、60 歳で退職する予定である。
 - ・現在の給与は 300,000 であり、退職時の予想給与は 400,000 である。
 - ・退職給付は、退職時の予想給与に勤続年数を乗ずることによって計算される。
 - ・期間配分額の決定は期間定額基準による。
 - ・割引率は以下よりリスクの低い利子率を選択して採用する
 - ・国債利子率 1% 一部上場企業社債平均利率 3%
- なお、端数が生じた場合は小数点未満を四捨五入すること。

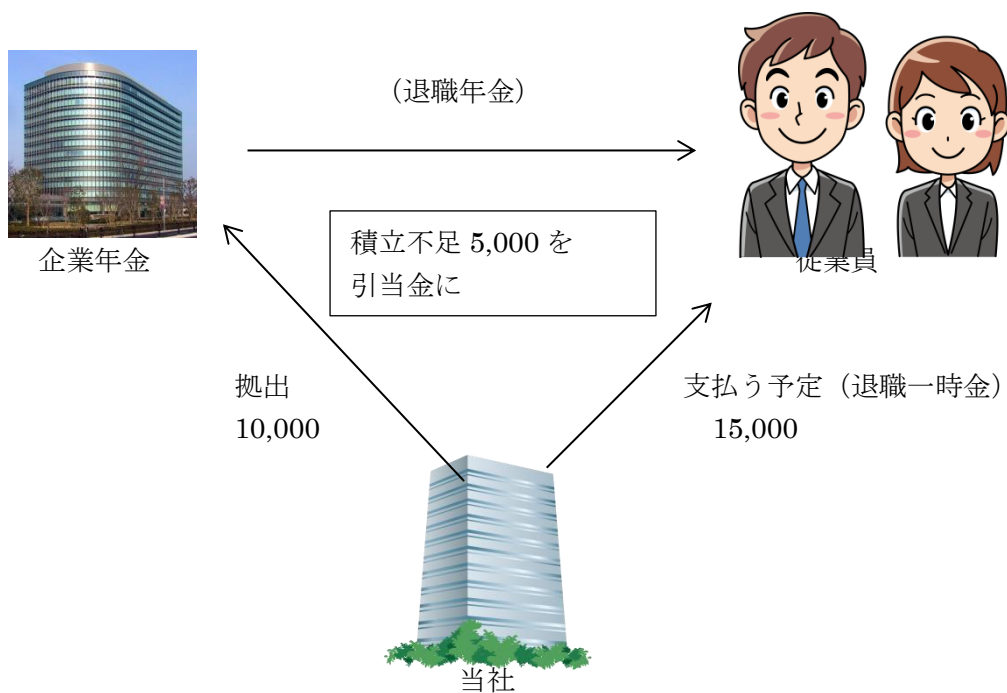
- ①退職給付見込額 []
- ②退職給付債務額 []
- ③当期の勤務費用 []
- ④当期の利息費用 []

- ①400,000 円×30 年
- ② $12,000,000 \text{ 円} \times 20 \div 30 = 8,000,000 \text{ 円}$
 $8,000,000 \text{ 円} \div (1.01)^{10}$
- ③ $12,000,000 \text{ 円} \div 30 = 400,000 \text{ 円}$ (当期配分額)
 $400,000 \text{ 円} \div (1.01)^{10}$
- ④ $12,000,000 \text{ 円} \times 19 \div 30 = 7,600,000 \text{ 円}$
 $7,600,000 \text{ 円} \div (1.01)^{11} = 6,812,060 \text{ 円}$ (当期首の退職給付債務)
 $6,812,060 \times 1\% = 68,121$
(別計算→ $7,242,296 - 6,812,060 - 362,115$)

- ①退職給付見込額 [12,000,000 円]
- ②退職給付債務額 [7,242,296 円]
- ③当期の勤務費用 [362,115 円]
- ④当期の利息費用 [68,121 円]



年金基金に積み立て (10,000)
従業員に 15,000 円払うかも
当社は積立不足を 5,000 だよ (積立不足を引当金で処理する)



講座では、この図を利用してBOXの使い方を説明しています

<64回>

当社は、退職給付会計の適用について、原則法によって処理している。なお、退職給付に関する処理は未処理であるため適切に処理する。

(単位：千円)

前期末退職給付債務	600,000
前期末年金資産の評価額	243,750
前期末に計算された未認識数理計算上の差異（借方差異）	6,250
当期勤務費用	28,750
当期年金掛け金の支出額	31,500
年金基金からの年金支払額	22,500
当期末退職給付債務実際計算額	622,500
当期末年金資産実際残高	250,000

- (1) 未認識数理計算上の差異は、発生年度の翌年から平均残存勤務期間 10 年間に渡り定額法により償却計算を行う。なお、前期末に計算された未認識数理計算上の差異（借方差異）以外の未認識数理計算上の差異は、すべて前期末までに償却済みである。
- (2) 割引率は、2.0%である。
- (3) 長期期待運用収益率は、1.2%である。
- (4) 当期年金掛け金の支出額は、仮払金として処理されている。
- (5) 税効果会計を適用する。

<問題文の期首は実際である（差異があるかどうかもチェック）>

今回の説明では(5)税効果は割愛しています

<メモ>

★BOX上での処理→年金資産から払った場合になぜ両方引くのか？

0スタート

退職給付費用 1,000／債務 1,000（計上）

年金資産 1,000／現金 1,000（信託銀行に積み立てた）

この段階で従業員に対する債務は減っていない

年金資産が従業員に支払うと、従業員への債務も減るが、当社の仕訳はない
ここでBOX上は、資産も減り、債務も減る

★未認識数理計算上の差異（期首見積もりである以上差異は発生する）の考え方

見積もり時：1,000

退職給付費用 1,000／債務 1,000

実 際：1,500

退職給付費用 500／債務 500（追加の費用発生→借方差異）費用は借方

でも一気に処理すると損失

逆仕訳

債務（だけど未計上）500／退職給付費用 500

未認識数理計算上の差異（これは借方差異）

債務 1,500－未認識 500＝1,000 引当金

だから借方差異は引くことで引当金計算をする（貸方は逆）・・・BOXでイメージしよう

見積もりと実際の違いが未認識数理計算上の債務

④過去勤務費用（退職金規定がかわった場合）

旧動画 P137

（過去の勤務に関連して増減した債務くもとは過去勤務債務だった）

あがる→費用／債務 ∴借方差異（仕訳は仮の世界）

さがる→債務／費用 ∴貸方差異（仕訳は仮の世界）

※合併時に退職給付水準をあげる可能性がある→一気に債務増える→即時認識すると合併を阻害する可能性出てくる

※（実際といっても最新の見積もり→退職してはじめて実際）

<67回>

当社は確定給付型の企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金として計上している。なお、決算整理前残高試算表の退職給付引当金残高は前期末残高であり、退職給付に係る処理が未了である。

- (1) 前期末退職給付債務は 162,500 千円である。当社は当期の期首（平成 29 年 4 月 1 日）に退職年金規程を改定し、退職金を減額した。退職年金規程改定後の平成 29 年 4 月 1 日の退職給付債務は 146,250 千円である。過去勤務費用は発生年度より 5 年にわたり定額法により償却する。
- (2) 期首の年金資産の公正な評価額（時価）は 55,000 千円である。
- (3) 当期の勤務費用及び利息費用（共に退職年金規程改定後）はそれぞれ 4,850 千円、1,463 千円である。
- (4) 長期期待運用収益率は 1%であり、期待運用収益はこの率に基づいて計算する。
- (5) 未認識数理計算上の差異は発生年度の翌期から 10 年にわたり定額法により償却を行っており、平成 29 年 3 月期において、年金資産の実際運用収益が期待運用収益を下回ったため、マイナス 6,400 千円の差異が発生した。なお、これ以上の数理計算上の差異は、全て前期末までに償却済みである。
- (6) 当期における年金掛金の拠出額は 5,360 千円であるが、仮払金で処理されている。
- (7) 当期末の退職給付債務は 169,000 千円であり、年金資産の公正な評価額（時価）は 62,000 千円である。
- (8) 税務上、退職給付引当金は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性に問題は無いものとする。

今回の説明では(6)税効果は割愛しています

<メモ>

<考え方>実施に仕訳しないのに、仕訳で考えるから難しい

Tフォームは仕訳には関係しない

期待運用収益をマイナスするのは、世界の流れです。簡素化

支払利息／未払費用

利息費用／退職債務

4つのBOXで計算

未認識の1/10を費用にいれると、2つのBOXの差で計算できん

そこで未認識BOXが出てくる

退職は長期運用が前提なので、安全性の高い利回りでいく（国債）

年金資産（実際）

2,000

債務（実際）

3,000

これなら引当 1,000

でも、未認識（未計上）の借方差異が 500 あった（前期発生・翌年から 10 年）

（借方差異：解消時に追加で費用計上する差異だから借方）

ということは認識できる債務は 2,500

∴BSは引当 500 だよ

<期首の処理>勤務費用（140）・利息費用（60）・期待運用収益（△20）を見積もる
未認識差異の償却（試験では忘れていて決算時）

<期中>

一時金（80）、年金拠出（「120」、年金支給 100

<期末>

実際額：年金 2,100（時価）、債務 3,200（最新の見積もり）

① P L 費用→ $140+60-20+50$

② B S 引当金

③ 当期の差異発生

Ifrs 発想→期待運用種益と利息費用は相殺→だから収益ではなく費用のマイナス

（運用益増えても従業員への支払いは増えない→確定給付→給付額は確定∴利息と相殺）

（確定拠出は従業員への支払いが増える→会社に運用益でない→掛け金支払いのみの会計処理）・・・会社は楽）

割引率増えると債務は？増える

<質問タイム>

①退職給付債務の性格を割引計算の方法から考えよ

退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められるものを割り引いたものをいう

②引当金の要件

「その発生が当期以前の事象に起因していること」経済価値は費消されていないのでは？

(イ)原因発生主義（広義）→経済価値の費消以外にも、原因の発生でも費用を認識

労働用役の提供という原因の発生

「当期に働いたという原因があるから、将来払うんでしょ」

注解 18 はこちらの立場

(ロ)狭義の発生主義→経済価値の費消により費用を認識

労働の提供を経済価値の費消と考える

通常の<給与/未払費用>と同じ

賃金後払い説と整合的

⑤中小企業の特例とは

★退職給付総額、割引率の設定、予想残存勤務期間の設定などは中小企業には負担が大きい。そこで中小企業では、「退職給付に係る期末自己都合要支給額を基に一定割合を退職給付引当金として計上する

これも税理士試験で確認しよう

<第 66 回>

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が 300 人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。なお、残高試算表の退職給付引当金勘定は前期末残高であり、退職給付費用に係る処理が未了である。

- (1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

(単位：千円)

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	80,260	90,810	45,170
前期末	69,170	76,250	34,520

- (2) 当期における退職一時金の支給額は 3,140 千円、退職年金への拠出金は 9,210 千円であり、いずれも仮払金に計上している。また、当期における年金給付支給額は 1,980 千円であった。
- (3) 当期の退職給付費用の 60%は工場、30%は営業所、残りの 10%は本社の従業員分とする。
- (4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

今回の説明では(4)税効果は割愛しています。また特に工場と営業所などにわけて説明はしておりません。

※中小企業退職金共済・確定拠出年金などは、外部の機関に掛け金を拠出する場合は、拠出額を費用処置するだけ

講座の最後で、今回は「資産除去債務」と話していますが、新講座では「社債と新株予約権」になります。

CHAPTER17（社債と新株予約権）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでる部分は聴き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。税理士試験の理論ではほとんど出題されません。今回は計算論点の説明が中心となります。最後に税理士試験の問題にチャレンジして頂きます。

<理論：税理士試験出題傾向>

特になし

<計算問題>

社債に関しては財務諸表論・日商1級・全経上級でたくさん出題実績があります。練習問題には事欠きません。抽選償還の定額法が出題されていないので、今回の講座の最後に解説を追加しました。しっかり確認して下さい。新株予約権は単独問題のみ下に記しました（いずれも簡単な問題）が、次回の新株予約権付社債やストックオプションの形式での出題事例も多いです。これは次回に・・・

<財務諸表論>（新株予約権は56回以降出題なし）

63回（H25）	償却原価法（利息法）
64回（H26）	償却原価法（利息法）
69回（R01）	私募債（難しそうだが、利息の計算のみ）

<全経上級出題傾向>

185 商業	償却原価法（定額法）
187 商業	償却原価法（利息法）
189 商業	償却原価法（利息法）
193 商業	新株予約権

<日商1級出題傾向>

135 商業	償却原価法（利息法）・新株予約権
140 商業	償却原価法（利息法）
141 商業	抽選償還（利息法）
144 商業	新株予約権
152 商業	抽選償還（利息法）

負債（社債と新株予約権）

<論点>

理論的な論点は新株予約権の取扱いくらい・・・でもこれもマイナー論点か
次回の新株予約権付社債やストックオプションも含めて計算が大変！

全経上級では社債発行費の利息法での償却（日商1級や財務諸表論でも出にくい）が
問われるので注意しておこう。

従って、今日は負債総説以外は計算中心になります。

- 1.負債とは
- 2.社債（発行から買入償還について）
- 3.新株予約権
- 4.自己新株予約権
- 5.税理士の計算問題にチャレンジ

（講座では「全経上級試験にチャレンジ」と話していますが税理士試験にチャレンジ
で間違いありません）

1.負債とは

旧動画 P102

概念フレームワーク→「過去の（取引）または（事象）の結果として、（報告主体）が支配している（経済的資源）を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」

（）内は書けるようにしてください。

伝統的な貸借対照表論では、以下のように区別できます。

	収入・未収益（前受金） 収入・未支出（社債・借入金） 費用・未支出（未払金）
	収入・未支出（資本金） ※新株予約権・・・微妙 以前は負債だった

負債については I F R S では適用が厳格になっています。日本の会計基準でも、リース取引や退職給付引当金・資産除去債務に関する会計基準が作られ厳格化の方向に向かっています。要は「投資家に借金いくらあるかをしっかり開示せよ！」ということなのですね。

実務上手形に関しては電子化がすすんでいます。中小企業の実務ではまだ馴染みが薄いですが、電子記録債務の処理があります。これは日商 2 級で学習済みですね。手形と同じ処理になります。2 級のテキストなどで確認しておいて下さい。

では社債から説明します。

2.社債

旧動画 P103

①社債の発行
償還
割引発行
平価発行
打歩発行

②償却原価・未払利息・期首再振替
(原則：利息法)
(容認：定額法)

③買入償還
抽選償還

④満期

社債発行費
(原則費用)
(容認繰延資産)

★簡単な事例で流れを確認しておこう (端数は四捨五入)
償却原価法の計算は満期保有目的債権と同じです

< 1 >

①×5年4月1日に発行 (当社の決算は3月31日)
額面金額 100,000 円、払込金額、償還日×10年3月末
クーポン利息 (年1回3月末日：3%)、実効利子率 4%
払込金額 95,540 円
発行費は 2,000 円 (繰延資産として定額法で償却)

現預金 95,540 / 社債 95,540
社債発行費 2,000 / 現預金 2,000

②1年目の決算時：利息法で説明します
社債利息 3,822 / 現預金 3,000
社債 822

社債発行費償却 400 / 社債発行費 400

③2年目の9月末で50%を49,000円で買入償還（同時にクーポン利息も支払う）

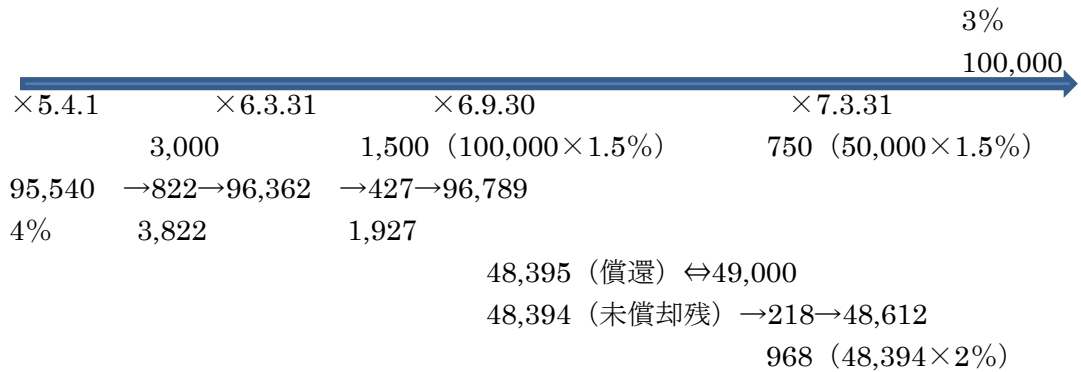
社債利息 1,927 / 社債 427
 / 現預金 1,500

社債 48,395 / 現預金 49,000

社債償還損 605

③2年目の決算で残りの50%の処理を行う（元金かわっているので注意）

社債利息 968 / 社債 218
 現預金 750



< 2 > 社債発行差金勘定を使う処理について

現預金 95,540 / 社債 100,000

社債発行差金 4,460

社債発行費 2,000 / 現預金 2,000

② 1年目の決算時

(定額法：容認)

社債発行差金償却 (or 社債利息) 892 / 社債発行差金 892

(利息法：原則) < 全経上級 175回・187回 >

$95,540 \times 4\% = 3,822$

$100,000 \times 3\% = 3,000$

差額 822

社債発行差金償却 (or 社債利息) 822 / 社債発行差金 822

解答欄の数が足らなければ社債利息に含めて計算のこと

※社債発行費を利息法で償却する論点もありますが、これは日商1級や簿記論でもレア論点でしょう。

では、例題を藤澤が解説します

<例題>

次の資料に基づいて仕訳を行いなさい。なお、当社は社債発行差金勘定を使用していない。

×2年4月1日に額面総額3,000,000円を額面100円につき95.6円で発行していた社債を、政府からの補助金が入金されたため、×4年4月1日に額面100円につき101円で全額を繰上げ償還した。

- ①期間5年
- ②年利率4%（実効利率は5%）
- ③利払い日：年2回（9月と3月）
- ④決算日：3月31日
- ⑤普通預金での取引とする
- ⑥円未満に小数点以下の端数が生じた場合は、四捨五入する。

日付	科目	金額	科目	金額
×2.4.1	普通預金	2,868,000	社債	2,868,000
×2.9.30	社債利息	71,700	普通預金	60,000
			社債	11,700
×3.3.31	社債利息	71,993	普通預金	60,000
			社債	11,993
×3.9.30	社債利息	72,292	普通預金	60,000
			社債	12,292
×4.3.31	社債利息	72,600	普通預金	60,000
			社債	12,600
×4.4.1	社債	2,916,585	普通預金	3,030,000
	社債償還損	113,415		

講座のタイムテーブルと仕訳の日付で、9月1日と書いてますが9月30日の間
違いです

3.新株予約権

<定義>あらかじめ定められた条件（期間・金額）で購入する権利

★権利を行使するか放棄するかは選択できる（オプション）

行使する→資本金へ

放棄する→新株予約権戻入益（特別利益）・・・株価が落ちている状況・・・

★新株とは書いているが、自己株式（旧株）が交付されるケースもある

仕訳（新株発行の場合）

→借方：（新株予約権の取崩+払込額）／貸方（資本金）

仕訳（自己株の場合）

→借方：（新株予約権の取崩+払込額）／貸方（自己株）+その他資本剰余金

新株と自己株を交付した場合

（貸方は払込金額<借方合計>の按分・借方の資本剰余金は資本金と相殺）

※按分基準は通常発行株数の割合（例：新株 80、自己株式 20）問題に指示あり

※その他資本剰余金が貸方に来る場合はそのままが良い

<資本金ではなく、資本剰余金を重視→投資家優遇

受験アドバイス



理論が出るとしたらこれくらい！

返済義務はないので負債ではないから純資産

純資産だけど、株主に帰属しないから株主資本以外→従って戻入や差額は
損益処理（資本取引ではない）

では例題です

<例題>

次の①～③の一連の取引を仕訳しなさい。

①以下の条件で新株予約権を発行した

- ・発行数：100 個
- ・1 個あたりの払込金額：200 円
- ・1 株あたりの行使金額：1,000 円
- ・新株予約権 1 個あたりの発行株式数：10 株発行

②上記の新株予約権のうち 80 個分が行使され、新株が発行された。

③新株予約権の行使期間が満了した。

※取引は普通預金で行う

	科目	金額	科目	金額
①	普通預金	20,000	新株予約権	20,000
②	新株予約権 普通預金	16,000 800,000	資本金	816,000
③	新株予約権	4,000	新株予約権戻入益	4,000

このあと 1 時間 02 分頃からは、P260 の<税理士試験にチャレンジ>の解説となります。

このページの内容は講座での解説はありません。

3-2.自己新株予約権（表示の原則は新株予約権から直接控除）

純資産で説明する自己株式と会計処理が違う

株主との直接取引ではない→資本取引（増資・配当）ではない→損益取引

①@100円で100個発行（新株予約権：帳簿残100個）

現金10,000／新株予約権10,000

<銀行に買い取ってもらった>

②@60で10個買取（手数料200）（新株予約権：帳簿残100個）

自己新株予約権800／現金800

<株価が下がったので銀行から買い取った>

<株主ではない人との取引なので取得原価にON>

③2個を@90円で処分（証券市場に戻す）した（新株予約権：帳簿残100個）

現金180／自己新株予約権160

自己新株予約権処分益20（営業外収益）

<少し持ち直したので証券会社を通じて売却>

③-2 2個を消却した（新株予約権：帳簿残98個）

新株予約権200／自己新株予約権160

自己新株予約権消却益40（営業外収益）

※新株予約権の在庫かわるので、ここでは新株予約権を簿価で減らす

<税理士試験にチャレンジ>

第 64 回（本試験では単位は千円です）

会計期間：平成 29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日

<社債に関する事項>

当社は次の条件により、平成 29 年 11 月 1 日に社債を発行している

①発行価額：1 口額面 100 円につき 98 円

②発行口数：1,000 口

③償還期限：平成 31 年 10 月 31 日

④利 率：年 1.5%（毎年 4 月と 10 月末の年 2 回）

※利息法で処理。実効利率は 2.4%。なお、社債利息については、支払利息勘定に含めて表示する。

科目	金額	科目	金額
支払利息	980	未払費用	625
		社債	355

<抽選償還も確認しておこう>

次の資料に基づき、発行から×3年3月31日までの仕訳を示しなさい
なお、受け払いは現金による。

<社債の発行条件>

- 1.発行日：×1年4月1日
- 2.発行期間：5年
- 3.払込金額：97,000円
- 4.額面金額：100,000円
- 5.償還方法：毎年20,000円（額面金額）ずつ償還

	科目	金額	科目	金額
×1.4.1	現金	97,000	社債	97,000
×2.3.31	社債利息	200	社債	200
	社債	20,000	現金	20,000
	社債利息	800	社債	800
×3.3.31	社債利息	200	社債	200
	社債	20,000	現金	20,000
	社債利息	600	社債	600

※動画の解説ではクーポン利息の話もしていますが、例題には入れていません。

CHAPTER18（新株予約権付社債とストックオプション）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。動画ではレジュメの何ページと話している部分がありますが、旧講座のページ数です。気にせず読み進めてください。また、テキストと話しているのは「全経上級テキスト」のことですが、読んでる部分は聴き学問で結構です。例題の解説を新たに収録しています。税理士試験では理論の出題実績はありますが、日商1級・全経上級ではありません。ただ、会計学での総合計算問題＋理論での出題可能性は十分に考えられます。しっかり確認しておいてください。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
新株予約権付社債とストックオプションの共通点	58回（H20）	△
ストックオプションの費用認識の根拠	58回（H20） 64回（H26）	◎
権利不行使時の利益計上の根拠	55回（H17）	○
ストックオプション貸方科目の性格	55回（H17）	◎

<計算問題>

ストックオプションは財務諸表論での出題実績はありません。

<全経上級出題傾向>

179 商業	新株予約権付社債（区分法・社債発行差金） ストックオプション（失効数の変更）
--------	---

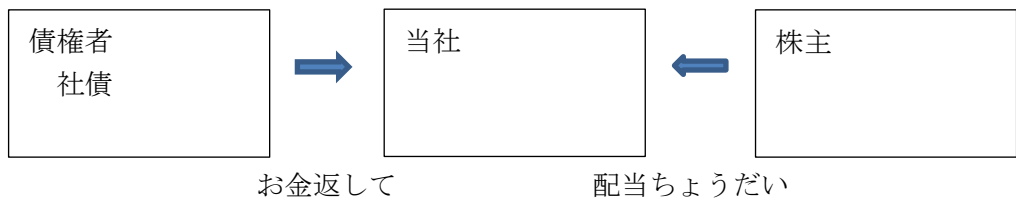
<日商1級出題傾向>

138 商業	新株予約権付社債（区分法・代用払込なし）
140 商業	ストックオプション（株式報酬費用の計上）
143 商業	新株予約権付社債（区分法・代用払込なし）
146 商業	ストックオプション（株式報酬費用の計上）
153 商業	新株予約権付社債（区分法・代用払込なし） やや難

日商1級の場合は、ほぼ出題パターンは決まっています。ただ、難易度の高い論点（条件変更等）もありますので、直前期に時間があれば補足させていただきます。

<メモ>

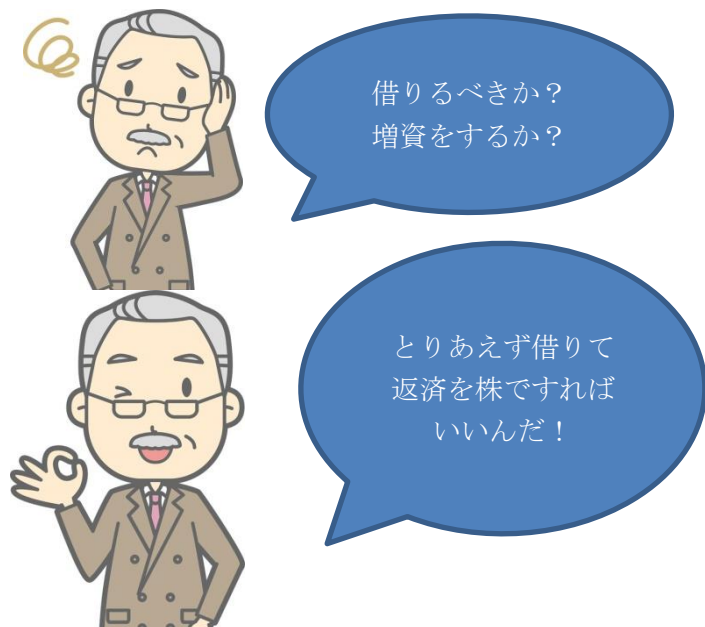
新株予約権付社債



企業の資金調達手段

借入 → 元金と金利返済・・・返していれば文句言われない

出資受 → 配当・株価維持・・・できないと厳しい追及



負債を資本にかえるのですね（DES-デッド・エクイティ・スワップと似ている）。

では会計処理を確認しましょう

新株予約権付社債の種類と会計処理

	種類	払込方法	会計処理
社債	普通社債		
	新株予約権付社債		
	<ul style="list-style-type: none"> 転換社債型 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 代用払込 現金 代用払込 	<ul style="list-style-type: none"> 区分 or 一括 区分

会計処理の原則は区分法

(負債と純資産で性格が違うから分けるべき、という意見です)

「転換社債型」は代用払込だけなので投資家に選択権なし

(社債で払うから 転換社債型と覚えよう)

→ならば一括で処理してもいいんじゃない

「その他」は、投資家に選択権あり (株も欲しい、利息も欲しい)

→なので、区分すべきでしょう



覚えにくいなあ



方法1つ処理2つ

方法2つ処理1つ

これで覚えろ！！

後は処理だけです

※一括法の場合は 新株予約権勘定を使わないので下記のようになります

①発行（一括法）

現金 1,000,000 / 社債 1,000,000

②仕訳なし

③社債 500,000 / 資本金 500,000

ストックオプション

自社株式オプション

ストック：株式

オプション：コールオプション→買う権利

給与を現金ではなく株式を一定額で購入できる権利を与える



2年間がんばったら
たぶん1,000円に値上
がりしている株を500
円であげるよ

えっ、本当ですか
じゃあ、1,000株で
50万円ももうか
る！



講座では、「藤澤の解説」と話していますが、新講座では藤澤の解説はありません。

<用語が重要>



①付与日→仕訳なし

②権利確定日

①～② (対象勤務期間)

計算ではこの期間の仕訳が大事

③権利行使期間

ここでは、新株予約権の処理と同じ

給与 (株式報酬費用) / 新株予約権

株式報酬費用＝

公正な評価額×付与日から当期末までの期間／対象勤務期間－過年度計上額

公正な評価額＝公正な評価単価×ストックオプション数 (見積失効数は減算)

④権利行使期限

新株予約権戻入益

★計算問題は複雑になりがち

冷静にタイムテーブル書けば必ずできる・・・でも時間がかかる

<例題>

×3年7月1日、従業員100人に下記の条件でストックオプションを付与した。

- ①従業員一人当たり1個、付与日における公正な評価単価6円
- ②権利行使時により与えられる株式数は1個につき1株で、権利行使価格は60円である
- ③権利確定日×6年6月30日
- ④付与日において権利不確定による失効数は6個と見積もられた。
- ⑤2年目の決算日には失効数を8個に修正した
- ⑥権利確定日における失効数は7個であった

×3.7.1

×4.3.31

×6.6.30

付与日

決算日

権利確定日



100人 (△6→8)

1個 (6円)

1株→行使 (60円)

①付与日

仕訳なし

②決算日 (×4.3.31)

株式報酬費用 141 / 新株予約権 141

③決算日 (×5.3.31)

株式報酬費用 181 / 新株予約権 181

④権利確定日

株式報酬費用 236 / 新株予約権 236

新株予約権 → @6 × (100 - 7) = 558

仮に 90 個行使 → 新株予約権 540 / 資本金 5,940

現預金 5,400

3 個失効 → 新株予約権 18 / 新株予約権戻入益 18

<メモ>

★理論はここだけ押さえよう！

4.ストックオプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストックオプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約券として計上する。

34.従業員等に付与されたストックオプションを対価として、これと引換えに、企業に追加的にサービスが提供され、企業に帰属することとなったサービスを消費したことに費用認識の根拠がある。

<税理士試験にチャレンジ>

第64回（第二問）抜粋

ストック・オプション等に関する会計基準

「ストック・オプション」とは自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいう

（中略）

ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権で計上した値のうち、当該権利行使に対応する部分を（ ）に振り替える。

（1）太字に関して、付与日に支出がないにもかかわらず、報酬として費用認識される。このような会計処理が行われる理由を説明しなさい。

（2）ストック・オプションを付与した場合の貸方項目の性格を説明しなさい

<解答>

払込資本

(1) 仕訳を分解して考えよう

①株式報酬費用／現金

従業員が企業に対して提供した追加的サービスに現金を支払う

②現金／新株予約権

従業員はその現金で新株予約権を購入する

従業員が企業に提供した追加的サービスを企業が消費するので、支出がないにもかかわらず経済的価値が消費されたものとして費用の発生を認識する

(2)

新株予約権は必ず答えよう

新株予約権の意味を記そう

→法的義務はないので負債ではない∴純資産

→株主に帰属しないので株主資本ではないとは

これくらい書ければ、6点／10点はとれる

CHAPTER19（純資産）

今回も、いつもと同様で全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。
 税理士・全経上級では、純資産の区分（名称）が問われ、計算問題は自己株式の
 取扱い（特に処分）が中心です。しっかり学習しましょう。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
純資産の区分	53回（H15）、57回（H19）	◎
自己株式・資産説と資本控除説	53回（H15）、63回（H25）	△
資本取引・損益取引の意味	55回（H17）、57回（H19）	◎
クリーンサープラス	57回（H19）	包括利益の論点
自己株式の一括控除の理由	63回（H25）	△
純資産を構成する項目の区分と評 価に関する各論問題 （選択肢6問）	68回（H30）	○

<全経上級>

193回会計学：純資産の部の区分、その他資本剰余金の性格など

<計算問題>

自己株式が他の問題と関連して出題されます。

税理士試験では65回～69回まで自己株式を含む計算が出題されています。

65：増資	66：自己株処分	67：単なる振替
68：単なる振替	69：自己株処分	

日商1級

135：新株予約権＋自己株式	143：自己株消却	150：事業承継の取得原価 の一部
152：自己株処分		

全経上級

181：自己株処分	191：自己株処分	
-----------	-----------	--

純資産

理論・計算とも自己株式が中心のテーマ

現物出資・清算・持分会社・増資・減資は#30でまとめて説明します

日商1級・全経上級では分配可能額の中の論点での出題などがある

財務諸表論では、計算問題では移動平均法での計算がからむケースや、配当金の計算に自己株式を含まない論点（66回）などが出題されている。

テーマ

<論点>

全経上級 181回：自己株式の処分→その他資本剰余金が負の場合の処理

日商1級 135回：新株と自己株の同時発行

税理士試験：H25年 63回（自己株式中心に 25点問題）

<テーマ>

①純資産の項目をしっかりと書こう

②剰余金の配当（日商2級の復習）

③会計VS会社法（払込資本から配当？利益準備金から配当できない？）

④株主資本項目の振替

（欠損填補と利益剰余金の資本金への振替）→企業会計原則とのせめぎあい

⑤株主との直接取引とは？

⑥自己株式って資産？純資産？

⑦自己株式の取得から処分・消却まで

⑧新株の発行と同時発行

⑨付随費用について（株主との直接取引＝資本取引かどうかで判断する）

取得時は支払手数料（証券会社との取引）

処分時は株式交付費（証券会社との取引だが新株発行と同じ取引）

⑩期末にその他資本剰余金がマイナス！さあどうする！

①純資産の各項目

旧動画 P165

基準より

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、純資産の部は、株主資本と株主資本以外の各項目に区分する。

貸借対照表上、資産性または負債性をもつものを資産の部または負債の部に記載し、それらに該当しないものは資産と負債の差額として「純資産の部」に記載する。

(1) 新株予約権

新株予約権は、将来、権利行使され払込資本となる可能性がある一方、失効して払込資本とはならない可能性もある。このように、発行者側の新株予約権は、権利行使の有無が確定するまでの間、その性格が確定しないことから、これまで、仮勘定として負債の部に計上することとされていた。しかし、新株予約権は、返済義務のある負債ではなく、負債の部に表示することは適当ではないため、純資産の部に記載することとした。

(2) 非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、返済義務のある負債でもなく、また、連結財務諸表における親会社株主に帰属するものでもないため、これまで、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示することとされていた。しかし、平成 17 年会計基準では、独立した中間区分を設けないこととし、純資産の部に記載することとした。

23. さらに、平成 17 年会計基準では、貸借対照表上、これまで損益計算の観点から資産又は負債として繰り延べられてきた項目についても、資産性又は負債性を有しない項目については、純資産の部に記載することが適当と考えた。このような項目には、ヘッジ会計の原則的な処理方法における繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額）が該当する

平成 17 年会計基準では、評価・換算差額等は、払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないことから、株主資本とは区別し、株主資本以外の項目とした

②剰余金の配当（日商2級の復習）

旧動画 P166

※日商2級フリーテキスト講座より

会社には様々な利害関係者（ステークホルダーといいます）がいます
B/Sの右側をみましょう。債権者（銀行等）と投資家（株主）がその代表ですね。
配当は株主に行います。利益を全額配当に回されたら債権者は怒ります。
したがって、一定の金額を積み立てるのです。
配当（10）の1/10を資（4）本金の1/4まで積み立てるのですね

積み立てる相手科目は準備金です。
繰越利益剰余金から配当したケースを考えてみましょう

配当時のB/S

資産 30,000,000	負債 10,000,000
	資本金 10,000,000
	資本準備金 1,000,000
	利益準備金 1,000,000
	繰越利益剰余金 8,000,000

資本金の1/4は2,500,000ですね
準備金は2,000,000ですから、後500,000積立可能です
今回の配当は3,000,000ですから1/10の300,000を積み立てましょう

繰越利益剰余金 3,300,000	／	未払配当金 3,000,000
		利益準備金 300,000

配当・・・

所得税の税率と配当の税率の差

③会計VS会社法（払込資本から配当？利益準備金から配当できない？）

純資産の項目

旧動画 P167

株主資本

資本金

資本剰余金

資本準備金（強制積み立て）

その他資本剰余金

利益剰余金

利益準備金（強制の積み立て）

その他利益剰余金

任意積立金（任意の積み立て）

繰越利益剰余金

自己株式

※任意積立金→新築積み立てなどの目的（目的ないものは別途積立金）で配当原資から除くための積立金→目的達成したら取り崩す
（取締役会の決議）

<会計の立場>

資本準備金	払込資本 →配当不可
その他資本準備金	

利益準備金	留保利益 →配当OK
繰越利益剰余金	

<会社法の立場>

資本準備金	準備金 →配当不可
利益準備金	

その他資本剰余金	剰余金 →配当OK
繰越利益剰余金	

海外投資家の圧力に屈したと言われています

分配可能額の論点で再登場します

④株主資本項目の振替

(欠損填補と利益剰余金の資本金への振替) →企業会計原則とのせめぎあい

払込資本グループ(資本金・資本準備金・その他資本剰余金)内と留保利益グループ(利益準備金・その他利益剰余金)内での振替は自由

※会社法改正で資本金の価値が小さくなった(1円株式会社の誕生)・・・ゆえに色々な振替が可能になった

会社法改正で払込資本グループと留保利益グループ間の移動(振替)もOK(但し、債権者の同意や保護手続きは必要)。これが外圧に屈したと言われている部分です。その代表例が以下の2つの処理になります

(1)欠損填補

繰越利益剰余金△500,000円を填補するために、資本金500,000円を減少させる決議をした。

資本金500,000／その他資本剰余金500,000

その他資本剰余金500,000／繰越利益剰余金

※会社法では直接の振替ではなくその他資本剰余金を経由することが要求されている(会社計算規則27条1-1)

(2)利益剰余金の資本金への振替

繰越利益剰余金500,000円を資本金とすることを決議した。

繰越利益剰余金500,000／資本金500,000

資本金が増えるので債権者の保護手続きは設けられていない

⑤株主との直接取引とは？

旧動画 P169

資本取引と言われています

基本的には、増資と配当および自己株式の取得・処分・償却が該当します

この考え方は、包括利益で説明するクリーンサプラス関係で再度出てきます。

⑥自己株式って資産？純資産？

旧動画 P170

<自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準>

30.自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。また、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。

31. 以前は、商法が「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」により自己株式を貸借対照表の資産の部に記載すべきと定めていたため、実務的にはそれに従った処理が行われていた。一方、会計上は資本の控除とする考えが多く、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和26年9月28日 経済安定本部企業会計基準審議会中間報告）においては資本の控除とする考えが述べられており、本会計基準公表以前においても連結財務諸表では資本の控除とされていた。また、国際的な会計基準においても、一般的に資本の控除とされている。平成14年公表の本会計基準では、これらを勘案し、資本の控除とすることが適切であるとされ、平成17年改正の本会計基準においても同様の考えによることとした。

⑦自己株式の取得から処分・消却まで

旧動画 P171

<新株の発行と同時発行>

<付随費用について（株主との直接取引＝資本取引かどうかで判断する）>

(1)取得

自己株式を 100,000 円で取得し、証券会社に 2,000 円支払った

自己株式 100,000 / 現金 102,000

支払手数料 2,000

（営業外費用：財務関連費用）

※取得時は支払手数料（証券会社との取引）

<発行時の手数料は株式交付費なので、買い戻し時も費用処理とする

(2)処分

・保有する自己株式（簿価 100,000 円）を 80,000 円で処分し、証券会社に 2,000 円支払った。

現金 80,000 / 自己株式 100,000

その他資本剰余金 20,000

株式交付費 2,000 / 現金 2,000

・保有する自己株式（簿価 100,000 円）を 120,000 円で処分し、証券会社に 2,000 円支払った。

現金 120,000 / 自己株式 100,000

その他資本剰余金 20,000

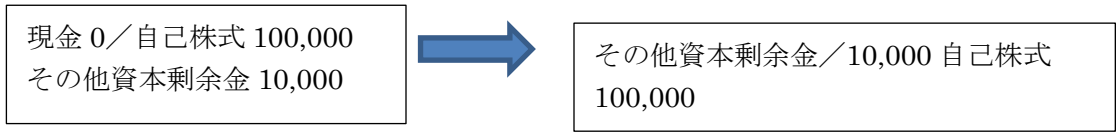
株式交付費 2,000 / 現金 2,000

処分時は株式交付費（証券会社との取引だが新株発行と同じ取引）

<処分というのは増資時に発行するケースを想定すると新株発行と同じ

(3)消却 (0円で処分したと考える)

- ・保有する自己株式 (簿価 100,000 円) を消却した。



(4)新株と自己株式の同時発行による増資

<1>次の条件で増資を行った

- ・新株 900 株・自己株 100 株
- ・自己株式の帳簿価額 8,000 円
- ・払込金額 100,000 円

[払込金額を 9 : 1 で按分して貸方を計算する]

現金 90,000 / 資本金 90,000

現金 10,000 / 自己株式 8,000

その他資本剰余金 2,000

<2>次の条件で増資を行った

新株 900 株・自己株 100 株

自己株式の帳簿価額 12,000 円

払込金額 100,000 円

[払込金額を 9 : 1 で按分して貸方を計算する]

現金 90,000 / 資本金 90,000
現金 10,000 / 自己株式 12,000
その他資本剰余金 2,000



現金 90,000 / 資本金 88,000
現金 10,000 / 自己株式 12,000

<基準の理由>

期末にその他資本剰余金がマイナスになると繰越利益剰余金から振り替える作業が必要になり資本と利益の混合取引になる。その可能性を排除するためにあらかじめ手を打っておく・・・とのことです。それでも、マイナスが残ったらどうする？

⑩期末にその他資本剰余金がマイナス！さあどうする！
配当原資同士だからいいじゃないか
払込資本のマイナスはおかしいでしょう
なので、繰越利益剰余金に振り替えます

<例題>動画では説明していません

決算整理や損益振替・利益振替もすべて済んだ状況で、その他資本剰余金が10,000円の借方残高になった時の処理

繰越利益剰余金 10,000 / その他資本剰余金 10,000

結果的にその他資本剰余金は0になります（マイナス回避）

※会計理論的には批判が多いそうです

<メモ>

<質問タイム>

<Q>「配当金の計算には自己株式は含まない」という問題が財務諸表論ではよく出題されます。

<A>では、過去問からどのような形式の問題か確認してみましょう。

<配当に関する事項>

平成 29 年 6 月 25 日に開催された定時株主総会では、繰越利益剰余金を財源として 1 株当たり 1,500 円の配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみである。が会計処理が未了である。なお、当社の平成 29 年 3 月 31 日現在における発行済み株式数は 10,000 株である。

<有価証券に関する事項>

自己株式・・・前期末保有株式 120 株

【計算方法】

配当額 = 1,500 円 × (10,000 - 120) = 14,820 千円

繰越利益剰余金 16,302 千円 / 仮払金 14,820 千円

利益準備金 1,482 千円

★税理士試験の理論問題から類推して、今後全経上級で出題されそうな論点を教えて下さい

①株主資本と新株予約権を区別する意味は？

→株主に帰属しないから

<考えられる応用論点>

②新株予約権はなぜ純資産に入るのか？

→経済的資源を引き渡す義務ではないから（返済義務のある負債ではない）

③では、評価換算差額はなぜ株主資本ではない？

→払込資本ではない、留保利益（実現した利益）でもない

④最後に、非支配株主持分はなぜ純資産

→負債ではないから（返済義務はない）

では、なぜ株主資本ではない

→親会社株主に帰属しないから

※視聴されている段階で、直近で同様の問題が出ている場合は、上記論点は軽い学習で結構です。

CHAPTER20 (株主資本等変動計算書と分配可能額)

今回も、いつもと同様で全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。
株主資本等変動計算書は理論の論点もそんなに重要ではなく、計算問題も税理士で財務諸表の一環として出題されるくらいです。
分配可能額は財務諸表論では最近出ていませんが、日商1級・全経上級・簿記論での出題実績はあります。いつ出題されてもおかしくありません。試験の直前期には必ず見直しをお願いします。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
株主資本等変動計算書の目的・趣旨	57回 (H19)	○

<株主資本等変動計算書>

税理士 61回と 66回で株主資本等変動計算書が出題されています
70～72回あたりは、出題可能性は高くなると思われます。注意して下さい。
全経上級では直近の過去問にはありませんが 175回で出題されています。

<分配可能額>

日商1級 140回の会計学は簡単な分配可能額も出題されています。
参考ですが、簿記論で 65,69回に出題されています。

株主資本等変動計算書と分配可能額

計算論点です

いずれも仕訳ができればOK

日商1級140回・全経上級では分配可能額の中の論点での出題などがある

全経上級175回では株主資本等変動計算書の論点

いずれも簡単です

財務諸表論（計算）では、いずれも出題される可能性は高い

<テーマ>

- ①株主資本等変動計算書は横読み（？） <旧動画①>
繰越利益剰余金の増加は右側です！ <旧動画②>
仕訳に+-を書けばOK <旧動画③>
なぜ純資産明細書じゃないのか？ <旧動画④>
株主資本以外の運命 <旧動画⑤>

- ②会社法は剰余金を配当できる！ <旧動画⑥>
本来は処分可能利益（≒処分可能資産） <旧動画⑦>

③分配可能額

期末から剰余金配当日までの動きを仕訳で+- <旧動画⑦>
自己株式の取り扱い（自己株は株主への払い戻し∴引く） <旧動画⑧>
その他有価証券評価差額金（マイナス）の取り扱い△は引く（評価損は引こう）
無形固定資産（のれん）と繰延資産 <旧動画⑩>
ラスボスですが（剰余金から引く金額の計算をしている） <旧動画⑪>
のれん（あぶない資産）繰延資産（もっと危ない資産）
危ない資産が<資本金+準備金>内なら、剰余金に影響なし
超えたら制限しよう
のれんが危なくななくなったら（1/2がその他資本剰余金まで超えたら利益表預金から配当しよう）でも「もっと危ない資産」はダメヨ

講座内では、<旧動画>の番号で話しているところがあります。

この論点から試験に関連する論点をピックアップします。

①株主資本等変動計算書は横読み（？）

繰越利益剰余金の増加は右側です！

仕訳に＋を書けばOK

なぜ純資産明細書じゃないのか？

株主資本以外の運命

動画で解説します。

講座の日付が平成10年になってますが30年の書き間違いです

<例題（問 12-2）> 株主資本等変動計算書の作成

次の資料に基づき株主資本等変動計算書を作成しなさい（単位千円）

<×1年3月31日の純資産明細>

資本金	10,000
資本準備金	1,000
その他資本剰余金	100
利益準備金	500
別途積立金	500
繰越利益剰余金	4,500

①×1.4.1	2,000 円の新株発行。会社法上の最低資本金額の計上
②×1.6.25	繰越利益剰余金から 500 円の配当（10%の積み立て）
③×1.12.10	繰越利益剰余金から 500 円の配当（10%の積み立て）
④×2.3.31	当期純利益は 2,000 円だった

※動画での解説にあわせて例題を作成しましたが、動画での表現と少し違います。ご了承ください。

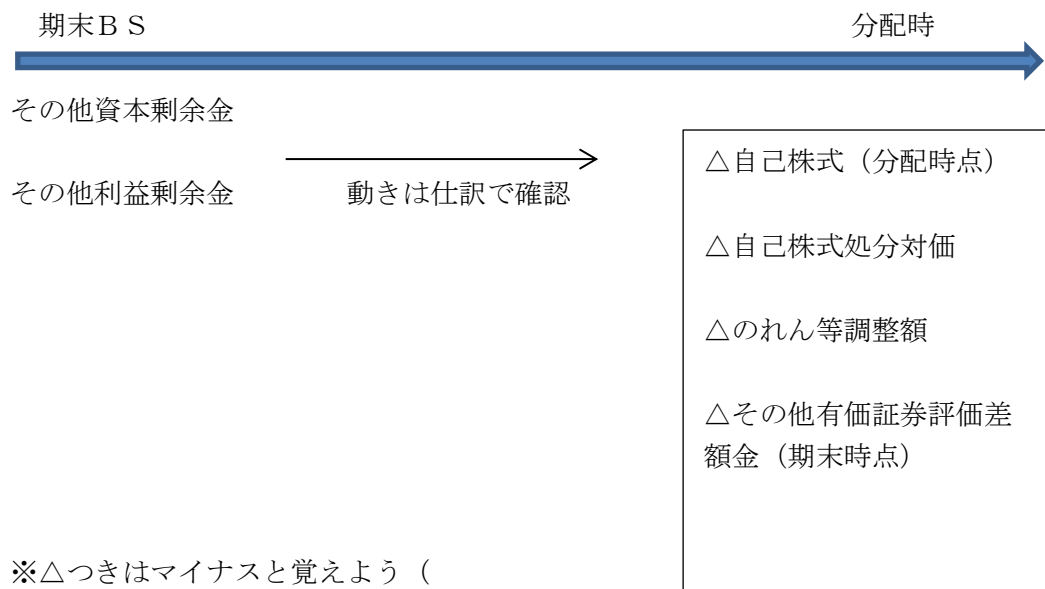
解答は動画で確認して下さい。（動画のスクリーンショットを下に示します）

	株主資本								株主資本 合計	純資産 合計
	資本剰余金				利益剰余金					
	資本金	資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期末残高	10,000	1,000	100	1,100	500	500	4,500	5,500	16,600	16,600
当期変動額										
新株の発行	1,000	1,000		1,000					2,000	2,000
剰余金の配当					100		Δ1,000	Δ1,000	Δ1,000	Δ1,000
当期純利益					100		2,000	2,000	2,000	2,000
当期変動額合計	1,000	1,000	—	1,000	100	—	900	1,000	3,000	3,000
当期末残高	11,000	2,000	100	2,100	600	500	5,400	6,500	19,600	19,600

②会社法は剰余金を配当できる！③分配可能額

旧動画 P176

理論上の限度額計算には任意積立金は含まれる（実際には積立金は除かれます）



※△つきはマイナスと覚えよう（

①自己株式

株主還元には配当と自己株式の取得だから（2重還元になる）

②自己株式処分対価

<期末>

剰余金 10,000

自己株式△1,000

分配可能 9,000

800 で処分

C800 / 自己 1,000

他資 J200

<分配>

剰余金 9,800

自己株式 0

分配可能 9,800

（債権者）増えてる？おかしいやん！

∴ △800（処分対価）

③その他有価証券評価差額金（土地再評価差額金）の△分

部分純資産を考えると納得でしょう

④のれん等調整額を含む総合問題

旧動画 P177

<前期末>

資本金 400,000

資本準備金 150,000

利益準備金 50,000

他資本剰余金

105,000

110,000

他利益剰余金

1,000,000

1,000,000

自己株式

55,000 円で処分

△55,000

△50,000

他有価証券評価差額金

△5,000

△5,000

1,050,000

1,050,000 円

★ここから「のれん等調整額」（試験直前に再視聴でOK）

旧動画 P178

<繰延資産（換金性0）+のれん（あぶない資産・でも超過収益力あるから1/2）>
を控除

分配可能額から△する項目という意味をイメージしておくこと

分配可能額 $(1,105,000 + 5,000 - 55,000 - 5,000 = 1,050,000)$

資本金等（+準備金） 600,000	他資本剰余金 105,000	他利益剰余金 1,000,000
-----------------------	-------------------	---------------------

①のれん 300,000、繰延資産 200,000

調整額 350,000

∴制限額 0（これは簡単 600,000 以内だからOK）

分配可能額 1,050,000

②のれん 1,000,000、繰延資産 200,000

調整額 700,000

（これはダメ！あぶない資産が 700,000！600,000 円を 100,000 円超えている）

∴制限額 100,000

分配可能額 950,000

③のれん 1,400,000、繰延資産 200,000

調整額 900,000

（これは？あぶない資産が 900,000！600,000 円を 300,000 円超えている）

∴制限額 300,000

分配可能額 750,000

④のれん 1,500,000、繰延資産 200,000
調整額 950,000

(これは?あぶない資産が 950,000 かな! 600,000 円を 350,000 円超えている)
△350,000??

でも、のれんが凄い大きいね

→これは本当に資産性あるんじゃないか?

→これを制限したら企業再編がすすまないぞ (孫社長がおこるぞ)

→じゃあ、1/2 が他資本剰余金を超えた部分までは配当しよう

→いくらだ

→ $750,000 - 705,000 = 45,000$ →じゃあこれは控除しないようにしよう

∴ $350,000 - 45,000 = 305,000$

∴制限額 305,000

分配可能額 745,000

<例題>分配可能額の計算（単位：千円）

期首資料		期中資料①	期中資料②	期中資料③
資本金	4,000	自己株式取得	自己株式処分	自己株式処分
資本準備金	500	400		
利益準備金	450		1/2 を 300 円で処分	1/2 を 140 円で処分
繰越利益剰余金	660			
自己株式	0			

※動画での解説にあわせて例題を作成しましたが、動画での表現と少し違います。ご了承ください。

解答は動画で確認して下さい。

<質問タイム>回答は次ページ

分配可能額で、各数値のタイミングで悩んでいます

その他有価証券評価差額金はなぜ期末時点の数値なのですか？

のれんと繰延資産もなぜ期末時点なのですか

その他有価証券評価差額金はなぜ期末時点の数値なのですか？

∵期首に再振替されて0になるので

旧動画 P180

のれんと繰延資産はなぜ期末時点の数値なのですか？

∵わざわざ償却しないとイケないので

講座では確認テストに続きます。視聴のみお願いします。

<メモ>

CHAPTER21 (外貨建取引)

今回も、全経上級深堀ゼミの内容をそのまま収録（編集なし）しています。財務諸表論では過去に2回25点問題が出題されていますが、いずれもサプライズでした。計算問題に関しては、各試験で頻出ですので紹介しきれません。各過去問を確認しておいてください。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
換算方法の名称	53回(H15)、66回(H28)	◎
金銭債権債務をCR換算する理由	53回(H15)	
振当処理の意義	53回(H15)、66回(H28)	◎
在外子会社の換算について	53回(H15)	
在外支店と子会社の換算方法の違いの理由	66回(H28)	
収益費用の期中平均換算の理由	66回(H28)	
振当処理の期間配分の理由	66回(H28)	○

※重要度は過去2回で問われているという意味です。他の論点と比べると重要度は低いです。

<計算問題>

税理士：60~69回の10回中7回

日商1級：134~153回の商業簿記・会計学のいずれかで14回中11回出題

全経上級：179~193回の9回中5回出題

外貨建取引

旧動画 P31

日本での財務諸表の開示は円貨のみ

海外企業と取引をした時、売掛金が 1,000 \$ で回収される予定、買掛金を 1,000 \$ 支払う予定の場合、どのタイミングの為替レートで換算すべきかを考えるのがテーマ

基本は、今のタイミングで銀行で両替したらどうなるのか？

変動相場と 固定相場の違い。この点を意識すれば大丈夫です。

将来の C I F ・ C O F があるもの（貨幣性資産・負債）は決算日レート

既に C I F ・ C O F が済んでいる者は取引時レート

これが基本

では、次の表の換算額を計算しましょう（決算日レート 100 円）

科目	\$ 価額	帳簿価額	換算額
現金	35 \$	4,200 円	3,500
売掛金	120 \$	10,200 円	12,000
前払金	50 \$	4,500 円	4,500
備品	1,000 \$	100,000 円	100,000
商品	500 \$	49,500 円	49,500
買掛金	85 \$	8,670 円	8,500
借入金	700 \$	72,100 円	70,000
前受金	70 \$	7,280 円	7,280

先の表で換算差額が出てくるものがあります。これは為替差損益で処理をすることになります。ここまで押さえておけばOKです

あと1点、この言葉も押さえておきましょう

<直物相場：海外の免税店で購入するときの相場

<先物相場：為替変動のリスクを回避するために将来の決済レートを予約する際の相場

<例題（3-8）>

5/10に商品を1,000\$で仕入れた。

為替相場の変動は以下のとおりである

2取引基準（次ページで解説）で仕訳を示しなさい

5/10（取引日）	100 円
6/30（決算日）	110 円
7/31（決済日）	120 円

5/10	仕入	100,000	買掛金	100,000
6/30	為替差損	10,000	買掛金	10,000
7/31	買掛金 為替差損	110,000 10,000	現金	120,000

講座では、このあと1取引基準での解説をしています

ところで、外貨建て取引に関しては理論での出題は薄いと思われます。理由は、「考えさせる問題」が作りにくいということです。逆にいうと、回答がほぼ暗記にかたよるので、試験委員が楽をしようと考えれば出題されるようです。

私が財務諸表論に合格した平成28年の第66回がそんな感じでした。専門校のほとんどが予想論点から外していましたが、私は直前に確認していたので計算のミスを挽回できました。何が言いたいかというと、専門校の予想はあてにしない方がいいということです。ですから理論に関しては以下の点（次ページ以降）を簡単に見ておきます。

①一取引基準と二取引基準

旧動画 P33

一取引基準→外貨建取引と決済取引を一連の取引とみなして会計処理を行う方法

二取引基準→外貨建取引と決済取引を別の取引とみなして会計処理を行う方法

現在、我が国では二取引基準が採用されています。理由は決算マタギの場合に、仕入金額等が確定できないからです。

	一取引基準	二取引基準
概念	一連の取引	別の取引
仕入（売上）割引	仕入（売上）の控除項目	営業外収益
為替予約	振当処理	独立処理

<講座で話している内容>P320にも同じ内容があります

この問題のポイントはこれですね。

将来のCIF・COFがあるもの（貨幣性資産・負債）は決算日レート
既にCIF・COFが済んでいる者は取引時レート

問題3-10は為替予約の処理ですね

為替予約には振当処理（容認）と独立処理（原則）がありますが、実務では振当処理がよく使われているようです。従って独立処理はデリバティブで説明します。

為替予約のポイント

BS価額は回収可能額（支払予定額）なので、確定値で計上

為替予約のポイント

直々差額は一旦清算、直先差額は二国間の金利差なので期間配分する

質問タイム 二国間の金利差って何ですか？

<本日現在>

日本では100,000円で金利5%

米国では1,000\$で金利10%

1年後の両国の金額を計算しよう

<例題 (3-9) >

入出金取引は当座預金で処理する前提で以下の各取引の仕訳を示しなさい

<各取引日の為替相場>

取引	直物為替相場
1/10 前受金 30,000\$が外貨預金に入金	100 円
2/01 外貨預金から当座預金に全額振替	105 円
3/31 決算	110 円
4/02 商品 100,000 \$ を販売し前受金処理後の残高を掛取引で処理	115 円
4/10 70,000 \$ が当座預金に入金された	120 円

取引日	借方	金額	貸方	金額
1/10	外貨預金	3,000,000	前受金	3,000,000
2/1	当座預金	3,150,000	外貨預金 為替差益	3,000,000 150,000
3/31	仕訳なし			
4/2	前受金 外貨建売掛金	3,000,000 8,050,000	売上	11,050,000
4/10	当座預金	8,400,000	外貨建売掛金 為替差益	8,050,000 350,000

※外貨建売掛金は売掛金で処理することもある

この問題のポイントはこれですね。

将来のCIF・COFがあるもの（貨幣性資産・負債）は決算日レート
既にCIF・COFが済んでいる者は取引時レート

＜類題 3-10＞為替予約

以下の資料より次の各仕訳を示しなさい

これらの会計処理は振当処理で行う。

取引	直物相場	先物相場
2/01 1か月後の取引に備え為替予約を1,000\$締結した	110円	100円
2/28 ホプキンス社へ1,000\$の輸出をを掛取引で行った	115円	
3/31 決算日	120円	
6/30 決済日	118円	

取引日	借方	金額	貸方	金額
2/01	仕訳なし			
2/28	外貨建売掛金	100,000	売上	100,000
3/31	仕訳なし			
6/30	当座預金	100,000	外貨建売掛金	100,000

為替予約には振当処理（容認）と独立処理（原則）がありますが、実務では振当処理がよく使われているようです。

独立処理は「重箱の隅論点」で解説します。

為替予約のポイント

B S 価額は回収可能額（支払予定額）なので、確定値で計上

為替予約のポイント

直々差額は一旦清算、直先差額は二国間の金利差なので期間配分する

質問タイム 二国間の金利差って何ですか？

<本日現在>

日本では 100,000 円で金利 5%

米国では 1,000 \$ で金利 10%

1 年後の両国の金額を計算しよう

営業取引（商品売買）で説明されていますが、資金取引の場合はどうなるか？考えてみましょう。

次の例題を解いてみましょう

①×2年2月1日に×2年5月末返済の予定で資金100\$を現金で借り入れた。条件は以下のとおり。なお当社の決算月は3月末である。

借入と同時に為替予約を締結

借入時の為替レートは100円、×2年5月末の予約レートは104円

<借入時>現金は当日B/Kに持参 借入金は固定相場で換算→差損益発生

現金 10,000 / 借入金 10,400

前払費用 400

<決算時>当期の属する部分のみPLに

為替差損益 200 / 前払費用 200

<決済時>

為替差損益 200 / 前払費用 200

借入金 10,400 / 現金 10,400

③ 外貨建有価証券（時価変動リスクと為替変動リスクが存在する）

（P104 と比べてください）

旧動画 P35

	B/S 価額 (外貨)	B/S 価額 (換算レート)	換算差額の処理
売買目的有価証券	時価	CR	有価証券評価損益 or 「有価証券運用損益」
満期保有目的の債権	償却原価	CR	有価証券利息＋為替差損益
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	HR	固定資産と同じ事業投資 (換算差額なし)
その他有価証券	時価	CR	債権の場合は容認処理あり 利息＋差額金＋為替差損益
減損処理	時価	CR	特別損失

質問タイム

この表の覚え方はないですか？

※減損（強制評価減）の注意事項

旧動画 P36

\$ベースでの50%以下の下落で考える

	\$	レート	換算額
取得時	1,000	90	90,000
決算時（時価）	480	120	57,600

この場合円ベースでは50%以下ではないが、\$ベースで50%以下なので特別損失を計上する必要がある。

投資有価証券評価損 32,400 / 投資有価証券 32,400

<類題>3-12

次の資料に基づいて、仕訳を示しなさい

取引	直物相場
×2.4.01 下記の外貨建て社債（満期保有目的）を94\$で取得	100円
×2.9.30 利払日かつ中間決算日である	110円

額面：100\$

満期日：×5年3月31日

クーポン利率：6%（年利）

期中平均相場：×2.4.1~9.30 1\$=105円

償却方法：金利調整差額は償却原価法（定額法）で処理

受け払いはすべて現金である

取引日	借方	金額	貸方	金額
×2.4.01	外貨建満期保有目的債権	9,400	現金	9,400
×2.9.30	現金	330	有価証券利息	330
	外貨建満期保有目的債権	105	有価証券利息	105
	外貨建満期保有目的債権	945	為替差益	945

※外貨建満期保有目的債権は満期保有目的債権で処理することもある

<類題 (3-13) >

以下の資料により決算時の仕訳を示しなさい

<資料>

外貨建売買目的有価証券の取得原価：100 \$

決算時の時価：120 \$

取得時の直物為替レート：1 \$ 100 円

決算時の直物為替レート：1 \$ 110 円

取引日	借方	金額	貸方	金額
決算日	外貨建売買目的有価証券	3,200	有価証券運用損益	3,200

この類題を、その他有価証券（債権）とした場合の、原則処理と容認処理をみてみましょう。

<原則処理>

取引日	借方	金額	貸方	金額
決算日	その他有価証券	3,200	その他有価証券評価差額金	3,200

<容認処理>

取引日	借方	金額	貸方	金額
決算日	その他有価証券	3,200	為替差益	1,000
			その他有価証券評価差額金	2,200

容認処理の考え方（BOXで覚えなくてもよい）

→そもそもの「\$投資」の換算差額を為替差損益で認識するだけ、残りは差額金

<質問タイム>

二国間の金利差って何ですか？

※本日現在

日本では 100,000 円で金利 5%

米国では 1,000 \$ で金利 10%

1 年後の両国の金額を計算しよう

有価証券の覚え方 (P309)

<税理士試験にチャレンジ>第 61 回

会計期間は (自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)

売掛金残高のうちに次の US ドル建売掛金が含まれていた

売上計上日	売上外貨額	入金予定日
平成 26 年 11 月 30 日	60 千 US ドル	平成 27 年 4 月 30 日

当該外貨建売掛金は当期の予算編成時の予定レート 95 円/US ドルで仮計上されている。また為替リスクを回避するために、平成 27 年 2 月 1 日に予約レート 92 円/US ドルの為替予約を行った。当該為替予約の処理については振当処理を行い、直先差額は月割により期間配分する。なお、直物為替相場は次のとおりであった。

平成 26 年 11 月 30 日	94 円
平成 27 年 2 月 1 日	93 円
平成 27 年 3 月 31 日	91 円
平成 27 年 4 月 30 日	90 円

解説は動画で

<メモ>

CHAPTER22（税効果会計）

今回も、全経上級深堀ゼミの内容を編集しています。
各試験とも、理論・計算とも重要な論点です。
過去問ゼミの前にしっかり押さえてください。
注記の表示も含めて重要になります。

<理論：税理士試験出題傾向>

内容	財務諸表論過去問	重要度
法人税等の性格	51回（H13）	△
将来加算一時差異が繰延税金ふさいとなる理由	51回（H13）	◎
繰延税金資産の回収可能性	63回（H25）	◎
資産負債法	63回（H25）	◎

<計算問題>

税理士：60~69回の10回中10回

60回、64回、67回

日商1級：134回以降は140,143,146,152回のみ（146は注記も）

全経上級：179~193回の9回中6回出題

動画では旧レジユメのページ数を話していますが、該当部分には当テキストのページ数を記載しています。ご了承ください。

税効果会計

旧動画 P154

<例>

×5年度（×5年度4月1日～×6年度3月31日）における仕訳を行いなさい。

当期末における将来減算一時差異は、貸倒引当金超過額（4,000円）、減価償却超過額（2,000円）、退職給付引当金（182,000円）、将来加算来加算一時差異は、その他有価証券評価差額金の貸方残（5,000円）に起因するものであった。
決算整理前 T/B の繰延税金資産は 48,000 円、期末における解消時の税率は 35% である。

（繰延税金資産関係）	当期末
貸倒引当金超過額	4,000
減価償却超過額	2,000
退職給付引当金	182,000
合計	188,000

繰延税金資産は $188,000 \times 0.35 = 65,800$ 円

前期から $65,800 - 48,000 = 17,800$ 円

∴ 繰延税金資産 17,800 / 法人税調整額 17,800 円

繰延税金負債は $5,000 \times 0.35 = 1,750$ 円

B S 繰延税金資産 → $65,800 - 1,750 = 64,050$ 円

では、本編いきましょう！

①会計上の利益と税法上の所得

<全経法人税法3級より抜粋>

全経上級学習なら法人税法も少し押さえておきましょう。

★会計と税務の違い

180,000円の備品を購入した。当社の過去の経験では2年で使い切るが、税法では3年の耐用年数だった。税率は30%である。

【会計】

売上	100,000
減価償却費	90,000
利益	10,000
法人税	12,000
当期純利益	△2,000
<hr/>	

【法人税法】

売上	100,000
減価償却費	60,000
所得	40,000
法人税	12,000
<hr/>	


※税法と会計では、費用と損金の認識にズレがあります

このケースの減価償却費超過額を（一時差異といいます）

ではこの会社の3年間をおいかけましょう。

	1 期	2 期	3 期	合計
売上	100,000	100,000	100,000	300,000
減価償却費	90,000	90,000		180,000
税引前利益	10,000	10,000	100,000	120,000
損金不算入額	30,000	30,000		60,000
損金算入額			60,000	60,000
所得	40,000	40,000	40,000	120,000
税金	12,000	12,000	12,000	36,000
当期純利益	△2,000	△2,000	88,000	84,000

3年合計では利益に対して30%が税金になっています。
でも各期の利益と法人税は対応していません。
その対応関係を図るのが税効果会計です。



は P320 説明用

動画で P158 に戻るといっていますが、このテキストでは P320 の一番上に戻ってください

具体的には

1 期・2 期は税金の前払いと考え次のような仕訳を考えます

前払税金 9,000 / 法人税 9,000

これで税引き前利益 10,000 円に対する法人税は 3,000 円になり対応します。

でも税金は実際に払っているので、科目をかえます

繰延税金資産 9,000 / 法人税調整額 9,000

3 期はどうなりますか？

法人税調整額 18,000 / 繰延税金資産 18,000 です

※せっくなので現在の税率も少し押さえておきましょう

法人の区分		年所得 800 万円以下	年所得 800 万円超
普通法人	資本金 1 億円超 (非中小法人)	23.2%	
	資本金 1 億円以下 (中小法人)	15%※	23.2%

※大法人 (資本金 5 億円以上) の完全支配関係にある中小法人は非中小法人扱い

<例題>

1期および2期ともに会計上の利益を100計上した。
会計上の費用のうち50の損金算入が1期に否認され、2期に認められた
なお、法人税の税率は40%である。
それぞれの所得を求めよと法人税額を求めよ。

	1期	2期
税引前当期純利益	100	100
所得	150	50
法人税	60	20

税効果会計は一言でいうと、税引前利益と税金費用を対応させる（期間配分）とともに将来の税金支出に対する影響額をBSに表示する会計処理のことです。

会計基準にはこのように記載されています

「税効果会計は、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である。」

さきほどの例を考えるとこの意味わかって頂けますよね。

なぜ「収益又は費用」ではなく「資産又は負債」なのでしょう。これは2級でも学んだ「その他有価証券」の時価評価の場合にも税効果会計を適用するからなのですね。

さらに、概念フレームワークでは資産負債アプローチが採用されており、資産は「CF生成能力」と定義されていました。そこで、資産と負債の差額に差異解消時の税率を乗じる事（P154 参照）で、将来の税金支出への影響額を貸借対照表に表示させることにしたのです。

収益費用APでは繰延法という概念があります。現行の日本の基準では採用されていないので、簡単に資産負債法との違いのみ記しておきます。

	資産負債法	繰延法
差異の名称	一時差異 資産と負債の相違	期間差異 収益費用と益金損金の相違
適用税率	解消時の税率	現行の税率
税率変更時	再計算	再計算しない
その他有価証券	対象	対象外

③将来減算一時差異

旧動画 P158

「将来（差異の解消時）、課税所得を減らす一時の差異」

（将来の税金を軽減する＜将来損金算入される＞差異と考えた方がわかりやすいかもしれません）

P331を確認してみましょう（動画ではP155と話しています）



部分は 「利益 100,000 が所得 40,000」 に減算されたことを表しています

試験では「有価証券評価差額金」の税効果以外は、ほとんどが将来減算一時差異です。

難易度の高い論点で、圧縮記帳もありますが・・・これは次の章で解説します

<例題>

法定実効税率を 40%として次の①~③の仕訳を示しなさい

①貸付金の期末残高のうち 1,000,000 円は貸倒引当金 700,000 円を設定したが、法人税法上の繰入限度額は 200,000 円であった。

②1 期決算にあたり、商品評価損 800,000 円を計上したが、法人税法上は損金算入は認められていなかった。

③2 期目の②の商品をすべて売却した。

	科目	金額	科目	金額
①	繰延税金資産	200,000	法人税等調整額	200,000
②	繰延税金資産	320,000	法人税等調整額	320,000
③	法人税等調整額	320,000	繰延税金資産	320,000

<例題>

旧動画 P159

法定実効税率を 40%として次の①~②の一連の仕訳を示しなさい
 なお部分純資産直入法による場合と、全部純資産直入法による場合に分けること。
 また部分純資産直入法による評価損は法人税法上の損金算入は認められていない。

①当期首に 560,000 円で取得したその他有価証券の時価が 400,000 円となった

②翌期首、再振替仕訳を実施した

<部分純資産直入法>

	科目	金額	科目	金額
①	投資有価証券評価損	160,000	投資有価証券	160,000
	繰延税金資産	64,000	法人税調整額	64,000
②	投資有価証券	160,000	投資有価証券	160,000
	法人税調整額	64,000	繰延税金資産	64,000

<全部純資産直入法>

	科目	金額	科目	金額
①	その他有価証券評価差額金	96,000	投資有価証券	160,000
	繰延税金資産	64,000		
②	投資有価証券	160,000	その他有価証券評価差額金	96,000
			繰延税金資産	64,000

④将来加算一時差異

これは、「将来（差異の解消時）、課税所得を増加させる一時の差異」です

要は、課税を繰り延べているケースが代表例です。

圧縮記帳が代表例ですね。これは質問タイムで説明します。

<例題>

法定実効税率を 40%として次の①~②の一連の仕訳を示しなさい

①当期に I T 導入補助金 4,000,000 円で購入した機械について、決算仕訳として積立金方式で圧縮記帳を行うことにした。この積立金は 5 年で取り崩すものとする。

②翌期末の決算にて①に係る圧縮記帳に必要な処理を行った。

	科目	金額	科目	金額
①	法人税調整額	1,600,000	繰延税金負債	1,600,000
	繰越利益剰余金	2,400,000	固定資産圧縮積立金	2,400,000
②	繰延税金負債	320,000	法人税調整額	320,000
	固定資産圧縮積立金	480,000	繰越利益剰余金	480,000

⑤繰延税金資産の回収可能性（毎期の見直しが必要）

しつこいようですが、資産の定義です。

「過去の取引または事象の結果として報告主体が支配する経済的資源」です。
将来のキャッシュフロー生成能力の事です。

キャッシュフロー生成能力とは、「キャッシュの残をプラスにする能力」と考えても良い訳です。

前払税金である繰延税金資産は、将来税金が安くなってこそ資産性があるといえます。

建物のように実体がないので、厳密に検討する必要があります。

そのための条件が繰延税金資産の回収可能性です。

①課税所得の十分性

（課税所得がなければ、税金を安くすることはできません）

②タックスプランニングの存在（含み益のある資産の売却など）

③将来加算一時差異の十分性

①がないときに、②③で対応できるか？という意味です。

最近の日商1級で回収可能性に関連する問題が出題されました。第146回の問題をお持ちの方は確認しておいて下さい。

※実務のポイント

②に関して、重要な取引先の有価証券の場合は、売却可能性を疑われる可能性が高いそうです

③に関しては通常はあまりない

適用指針の改正があった（回収可能性の高さに応じて5段階に企業を分類した）

<質問タイム>

①圧縮は積立金方式と直接減額方式のどちらがいいですか？

企業間比較の観点からは投資の規模を表すために減額する必要はありません
税効果は直接減額では実施しません？なぜでしょう？（次ページ）

★積立金方式の考え方（圧縮を直接減額と同じ結果になるようにする）

<P322の例題>期末購入と仮定します

1.現金 4,000,000 / 受贈益 4,000,000

固定資産 4,000,000 / 現金 4,000,000

<直接減額の場合>

圧縮損 4,000,000 / 固定資産 4,000,000

2 期目以降に 5 年間減価償却分の差額 800,000 円の税金の加算があります

（圧縮していない場合は 800,000 円の損金算入あるので）

<積立金方式の場合>

P / L → 受贈益 4,000,000

別表 4 → 減算 4,000,000

P / L → 受贈益 4,000,000 ・ 法人税 0

P/L		別表 4
益	4,000,000	益 4,000,000
税	0	積立△4,000,000
調整	1,600,000	所得 0
益	2,400,000	

これはおかしい（受贈益 4,000,000 なら法人税 1,600,000 のはず）

∴ 法人税調整額 1,600,000 / 繰延税金負債 1,600,000

直接減額の場合は利益への影響は 4,000,000 円のはず → 利益の影響の残額を BS ベースで

∴ 繰越利益剰余金 2,400,000 / 圧縮積立金 2,400,000

2期目以降は取り崩す必要あり（5年）

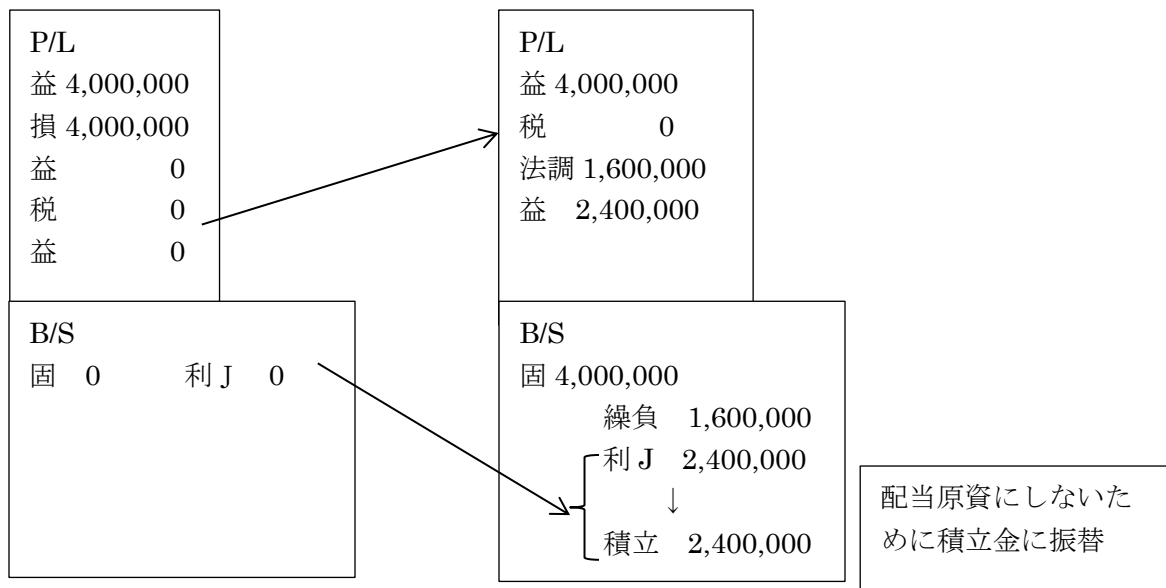
×1年 3/31 2.3/31 3.3/31 4.3.31 5.3/31
6.3/31



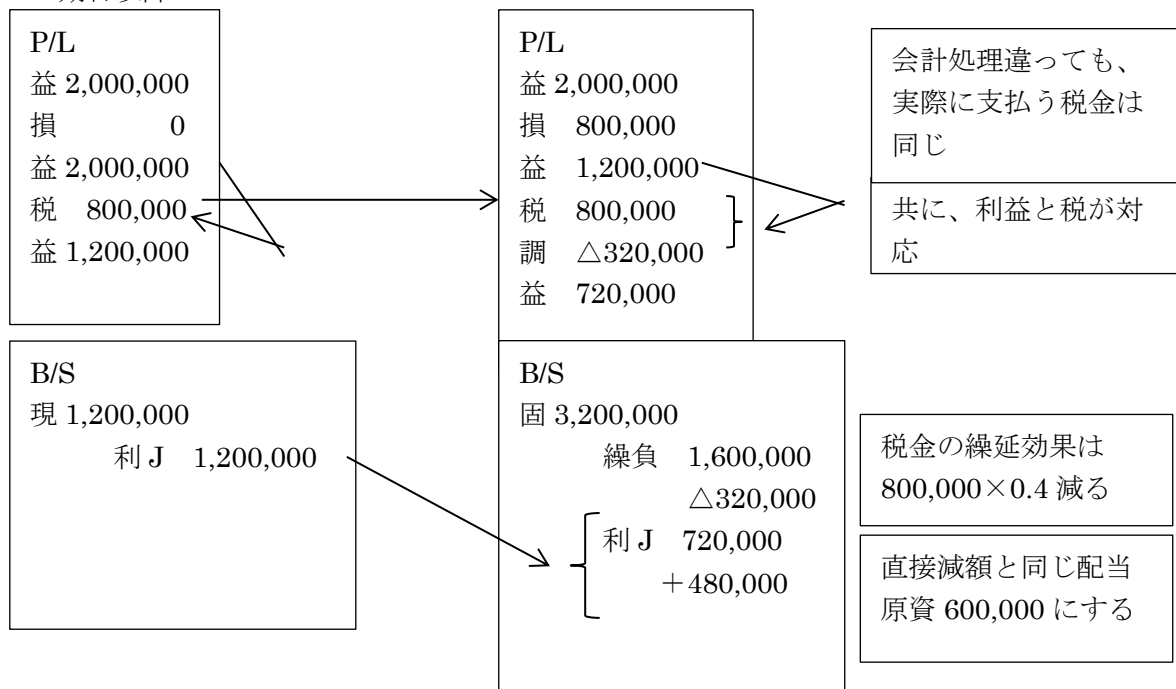
積立	2,400,000	△480,000	△480,000	△480,000	△480,000	△
	480,000					
負債	1,600,000	△320,000	△320,000	△320,000	△320,000	△
	480,000					

<詳細事例> 1期目→受贈益のみ、 2期目→2,000,000円の収益があった

< 1期目 >



< 2期目以降 >



※直接減額方式では税効果は必要ありません

税法の仕訳と会計の仕訳に差がないから（一時差異なし）

APTER23（製造業会計）

製造業会計は税理士試験の計算問題で4回に1回程度出題されます。仕掛品勘定を解答するためには時間がかかりすぎるので、材料や製造原価明細など得点ができる場所を探す能力が重要になります。

62回、66回出題なので70~72回あたりは要注意でしょう。

この論点は、動画の最初でも話していますが「日商簿記1級フリーテキスト講座」の「工業簿記の基礎」を視聴するようにしてください。材料費・労務費・製造間接費の配賦に関しては日商2級の論点の復習で十分です。しっかり復習して下さい。

レジュメは日商1級の工業簿記の基礎を掲載しておきます。

フリーテキスト講座を必ず確認して下さい。

2. 営業利益の計算

次の資料1～3により、営業利益を計算しなさい。

【資料】

1. 期首残高

主要材料	2,000 千円	仕掛品	4,000 千円
補助材料	800 千円	製 品	6,000 千円

2. 期中取引

(1) 材料掛仕入高

主要材料	30,000 千円	(消費額は直接材料費とする)
補助材料	1,600 千円	(消費額は間接材料費とする)

(2) 当期貸金支払高

直接工賃金	8,000 千円	(消費額は直接労務費とする)
間接工賃金	10,000 千円	(消費額は間接労務費とする)

(3) その他の諸経費支払・発生高

間接経費	15,000 千円
販売費及び一般管理費	30,000 千円

(4) 当期売上高

100,000 千円

3. 期末有高

主要材料	1,000 千円	仕掛品	3,000 千円
補助材料	400 千円	製 品	4,000 千円

3. 工業簿記の財務諸表

実際原価計算を行っている CMC 社の下記の資料に基づき、製造原価報告書及び損益計算書を作成しなさい。製造間接費の予定配賦から生ずる原価差額は、売上原価に課するものとする。

【資料】

(単位：千円)

(1) 直接材料期首有高	40,000	(10) 直接材料期末有高	30,000
(2) 仕掛品期首有高	30,000	(11) 仕掛品期末有高	25,000
(3) 製品期首有高	50,000	(12) 製品期末有高	60,000
(4) 直接工賃金期首未払高	15,000	(13) 直接工賃金期末未払高	18,000
(5) 販売費及び一般管理費	20,000	(14) 直接材料当期仕入高	100,000
(6) 製造間接費当期予定配賦額	75,000	(15) 直接工賃金当期支払高	50,000
(7) 間接材料費当期実際発生額	16,000	(16) 売上高	300,000
(8) 間接労務費当期実際発生額	25,000	(17) 営業外収益	50,000
(9) 間接経費当期実際発生額	39,000	(18) 営業外費用	5,000

製造原価報告書

20X2年4月1日～20X3年3月31日 (単位：千円)

I 直接材料費		
期首棚卸高	()	
当期仕入高	()	
計	()	
期末棚卸高	()	()
II 直接労務費		()
III 製造間接費		
間接材料費	()	
間接労務費	()	
間接経費	()	
計	()	
製造間接費差異	()	
製造間接費配賦額		()
当期総製造費用		()
期首仕掛品棚卸高		()
合計		()
期末仕掛品棚卸高		()
当期製品製造原価		()

<講師より>令和2年5月31日

コロナ問題でGW前から日程が遅れご迷惑をおかけしました。

途中から旧深堀ゼミの内容を中心に、最近の出題傾向を確認した形で編集させて頂きました。

税理士試験に関しては、本支店や連結の出題可能性は薄いので、ここまでの学習で過去問ゼミに入ることが可能です。

6月20日までは、過去問ゼミの回転で計算力をつけるようにしてください。

6月21日から7月12日は本支店・連結・企業結合の論点を全経上級・財務諸表論を中心に学習して頂きます。

7月18,19日は理論確認ゼミとなっていますが、ここまで学習された方は、できれば2~3回転して頂くと理論の力が間違いなく伸びていきます。

弊社ではその間に、予想論点を作成し7月24~26日に公開します。

弊社の事情ではありますが、代表講師が股関節唇損傷により7月10日前後に手術を受ける可能性があります。約2週間は入院+自宅療養になりますが、理論ゼミには間に合います。自宅療養でしっかり予想させて頂きます。

全経上級受験の方は、あと1.5か月、税理士試験の方は約80日です。

最後の追込み頑張ってください。

目次

CHAPTER01-1 (日商簿記・全経簿記・税理士試験とは)	6
各試験の特徴と学習方法	6
1. 日商簿記1級	6
2. 全経簿記上級	8
3. 税理士試験(財務諸表論)	9
CHAPTER01-2 (財務会計と管理会計)	11
1. 会計公準	12
①企業実体の公準	12
②継続企業の公準(会計期間の公準)(ゴーイングコンサーン)	12
③貨幣的評価の公準	12
2. 企業会計原則(一般原則)と概念フレームワーク	13
①一般原則(七人の侍)	13
②概念フレームワーク入門	19
1. 概念フレームワークとは	19
CHAPTER02 (損益計算書原則と一般商品売買)	24
1. 損益計算書原則	24
2. 一般商品売買(原価率)	28
3. 他勘定振替高	33
CHAPTER03 (棚卸資産の期末評価と売価還元法)	36
概念フレームワーク(考え方の枠組み)の復習	37
①棚卸資産の範囲(基準3項) H18年作成→20年改正	38
②取得原価基準と原価配分	40
③取得原価の算定	40
④棚卸資産の原価配分	40
⑤棚卸資産の評価基準(7項)超重要(ここは暗記できるくらいにしたい)	43
1. 従来の会計処理(H18以前)	43
2. 現行制度の取り扱い	43
3. 棚卸資産の時価に関連する用語	45
⑥トレーディング目的で保有する棚卸資産	46
⑧売価還元法(計算論点:日商1級&全経上級)	47
CHAPTER04 (工事契約に関する会計基準)	52
概念フレームワーク(考え方の枠組み)の復習	53
1. 工事契約の意義	54
①工事契約とは(基準4項)	54

②受注制作のソフトウェア(基準 5 項).....	54
③サービスの提供(基準 30 項).....	54
2. 工事契約における収益・原価の認識基準.....	55
工事契約に係る認識基準 (数字は項番号)	56
リスクからの解放との関連.....	57
工事損失引当金 (基準 19 項)	58
<計算問題>.....	60
CHAPTER05 (会計上の変更・誤謬の訂正)	67
概念フレームワーク (考え方の枠組み) の復習.....	68
1. 過去の誤謬の訂正.....	69
2. 会計上の変更.....	70
会計方針の変更・表示方法の変更.....	71
3. 会計上の見積もりの変更.....	72
【計算問題】	74
CHAPTER06 (貸借対照表)	77
2. 貸借対照表.....	78
1.貸借対照表完全性の原則とは.....	78
2.貸借対照表に関する知識.....	80
報告式と勘定式.....	80
表示科目と勘定科目.....	80
流動性配列法と固定性配列法.....	80
流動項目と固定項目の区分.....	82
資産の区分は特徴的.....	82
3. 貸借対照表観の歴史的変遷.....	83
①大航海時代.....	83
②銀行からみた貸借対照表 (20 世紀前半) →債権者保護.....	83
③投資家からみた貸借対照表 (20 世紀中盤) →投資家保護→収益費用 A P	84
④今の貸借対照表 (20 世紀後半) →資産負債 A P	85
4. 財産法と損益法.....	86
5. 資産の評価に関して.....	87
6. 取得原価基準と費用配分.....	88
CHAPTER07 (貸倒引当金)	92
貸倒引当金.....	93
債権の種類.....	94
貸借対照表上の金銭債権の表示.....	94
貸倒引当金繰入額.....	95
CHAPTER08 (有価証券)	103

1.有価証券の会計処理の概要	104
2.有価証券の保有目的	105
2-2. 保有目的の変更	105
2.減損処理.....	107
3.満期保有目的債権の会計処理（4パターン）	109
CHAPTER09. デリバティブ	116
1. デリバティブ（金融派生商品）とは？	117
2. 先物取引	119
3. ヘッジ会計.....	122
4. 金利スワップ	123
5. オプション取引	127
CHAPTER10（有形固定資産）	132
有形固定資産の論点	133
①取得原価の決定	134
②減価償却.....	136
③将来に繰り越す金額.....	138
④減価償却の論点	141
①新定率法	141
②級数法.....	143
③耐用年数の変更	144
④資本的支出.....	145
CHAPTER11（資産除去債務）	147
①資産除去債務とは	148
②両建処理と引当金処理の相違.....	149
③割引率は.....	151
④資産除去債務の算定方法	152
④見積もりの変更	155
CHAPTER12（リース会計）	160
1. 日商2級の復習	162
2. ファイナンスリースの判定基準（日商1級・財務諸表論とも出ている）	164
3. ファイナンスリースの会計処理（借り手）	165
①取得原価の計算	167
②リース料支払い時の処理.....	168
③支払いが年2回の場合	169
④リース料支払い前払いの場合	170
4. Fリースにおける貸手の会計処理（第2法まで解ければ十分でしょう）	171
★第1法.....	172

★第2法	173
★第3法	173
5.セールアンドリースバック方式の会計処理	174
CHAPTER13 (減損会計)	180
(1) 減損の意義	182
(1-2) 減損会計の流れ	183
(2) 減損の兆候について	184
(4) 将来CFの測定	187
(5) 共用資産とのれん	189
CHAPTER14 (無形固定資産・研究開発費)	199
無形固定資産・ソフトウェア・研究開発費の論点	200
1.無形固定資産の償却について	201
2.研究開発費	205
3.ソフトウェア	207
4.計算論点	211
<日商1級レベルに挑戦>	214
<税理士試験にチャレンジ>第61回	215
CHAPTER15 (繰延資産と引当金)	217
繰延資産	218
1. 繰延資産とは? (容認規定) 費用なのに費用じゃない	219
2. 引当金 (注解18): 強制規定: 費用じゃないのに費用	221
3. 大航海時代 (貸借対照表の章でも説明しましたが、再度説明します)	224
4. 銀行からみた貸借対照表 (20世紀前半) →債権者保護	224
5. 投資家からみた貸借対照表 (20世紀中盤) →投資家保護→収益費用アプ ロチ	225
<財産法と損益法>	226
<質問タイム>	229
CHAPTER16 (退職給付引当金)	234
退職給付引当金	235
①引当金の要件	236
②言葉の定義	236
③税理士試験でBOX攻略法をマスターしよう	240
④過去勤務費用 (退職金規定がかかった場合)	243
⑤中小企業の特例とは	248
CHAPTER17 (社債と新株予約権)	250
負債 (社債と新株予約権)	251
1.負債とは	252

2.社債.....	253
3.新株予約権.....	257
3-2.自己新株予約権（表示の原則は新株予約権から直接控除）.....	259
CHAPTER18（新株予約権付社債とストックオプション）.....	262
新株予約権付社債.....	264
新株予約権付社債の種類と会計処理.....	265
ストックオプション.....	268
CHAPTER19（純資産）.....	274
純資産.....	275
①純資産の各項目.....	276
②剰余金の配当（日商2級の復習）.....	277
③会計VS会社法（払込資本から配当？利益準備金から配当できない？）.....	278
⑤株主との直接取引とは？.....	280
⑥自己株式って資産？純資産？.....	281
⑦自己株式の取得から処分・消却まで.....	282
CHAPTER20（株主資本等変動計算書と分配可能額）.....	289
株主資本等変動計算書と分配可能額.....	290
①株主資本等変動計算書は横読み（？）.....	291
②会社法は剰余金を配当できる！③分配可能額.....	293
CHAPTER21（外貨建取引）.....	301
外貨建取引.....	302
①一取引基準と二取引基準.....	304
<類題3-10>為替予約.....	306
③ 外貨建有価証券（時価変動リスクと為替変動リスクが存在する）.....	309
CHAPTER22（税効果会計）.....	314
税効果会計.....	315
APTER23（製造業会計）.....	327
目次.....	331